

## 3-2 社会的状況

### 3-2-1 人口及び産業の状況

#### 1. 人口及び世帯数

調査対象地域の人口及び世帯数の状況は表 3-2.1 に、人口及び世帯数の状況は図 3-2.1 に示すとおりである。

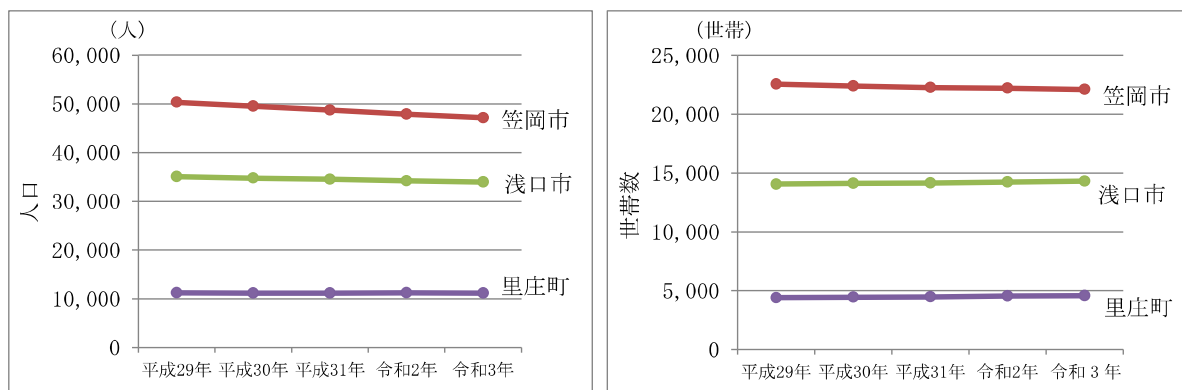
笠岡市の人口及び世帯数はともに減少傾向に、浅口市の人口は減少傾向にあるが世帯数は増加傾向に、里庄町の人口は横ばいであるが世帯数は増加傾向にある。

表 3-2.1 人口及び世帯数の状況

行政区域	項目	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
笠岡市	人口(人)	50,346	49,538	48,712	47,923	47,160
	世帯数	22,568	22,406	22,278	22,227	22,106
浅口市	人口(人)	35,108	34,806	34,498	34,182	33,965
	世帯数	14,062	14,126	14,163	14,234	14,324
里庄町	人口(人)	11,212	11,195	11,193	11,205	11,149
	世帯数	4,418	4,465	4,484	4,558	4,590

注) 人口及び世帯数は、各年 1 月 1 日現在の値を示す。

出典：「市区町村住民基本台帳人口 平成 29 年～令和 3 年」(岡山県市町村課ホームページ)



注) 人口及び世帯数は、各年 1 月 1 日現在の値を示す。

出典：「市区町村住民基本台帳人口 平成 29 年～令和 3 年」(岡山県市町村課ホームページ)

図 3-2.1 人口及び世帯数の推移 (平成 29 年～令和 3 年)

## 2. 人口密度

調査対象地域の人口密度は、表 3-2.2 に示すとおりである。

笠岡市、浅口市及び里庄町ともに岡山県全体より高い値を示している。人口密度が最も高いのは里庄町の 916 人/km<sup>2</sup>、次いで浅口市の 514 人/km<sup>2</sup>で、最も低いのは笠岡市の 352 人/km<sup>2</sup>である。

表 3-2.2 人口密度

行政区域	土地面積(km <sup>2</sup> )	人口(人)	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
笠岡市	136.24	47,923	352
浅口市	66.46	34,182	514
里庄町	12.23	11,205	916
岡山県	7,114.33	1,893,874	266

注) 1. 人口密度は、人口を土地面積で除した値。

2. 土地面積は令和元年 10 月 1 日現在、人口は令和 2 年 1 月 1 日現在の値を示す。

出典：「令和元年 岡山県統計年報」（令和 3 年、岡山県統計分析課）、「市区町村住民基本台帳人口 令和 2 年」（岡山県市町村課ホームページ）

## 3. 人口動態

調査対象地域における人口動態は、表 3-2.3 に示すとおりである。

笠岡市及び浅口市の純増減は、いずれの年も減少している。里庄町の純増減は平成 27 年、30 年及び令和元年は減少しているが、平成 28 年及び 29 年は増加している。

表 3-2.3 人口動態の状況（平成 27 年～令和元年）

行政区域	年	自然動態(人)			社会動態(人)			純増減(人)
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
笠岡市	平成 27 年	277	737	460 減	1,138	1,473	335 減	795 減
	平成 28 年	293	746	453 減	1,045	1,415	370 減	823 減
	平成 29 年	236	769	533 減	1,053	1,412	359 減	892 減
	平成 30 年	214	792	578 減	1,045	1,312	267 減	845 減
	令和元年	213	765	552 減	1,068	1,377	309 減	861 減
浅口市	平成 27 年	192	457	265 減	870	926	56 減	321 減
	平成 28 年	164	469	305 減	869	907	38 減	343 減
	平成 29 年	196	488	292 減	865	849	16 増	276 減
	平成 30 年	172	495	323 減	819	857	38 減	361 減
	令和元年	170	447	277 減	804	860	56 減	333 減
里庄町	平成 27 年	73	109	36 減	338	316	22 増	14 減
	平成 28 年	92	125	33 減	392	308	84 増	51 増
	平成 29 年	87	107	20 減	358	317	41 増	21 増
	平成 30 年	82	106	24 減	297	297	0 増	24 減
	令和元年	72	95	23 減	318	307	11 増	12 減

注) 1. 社会動態の人数は、前年 10 月から当年 9 月までの外国人を含まない累計である。

2. 転入、転出には県内及び県外を含む。

出典：「平成 27 年～令和元年 岡山県統計年報」（平成 29 年～令和 3 年、岡山県統計分析課）

#### 4. 産業

##### (1) 産業人口

調査対象地域における産業別就業者数は、表 3-2.4 に示すとおりである。

産業別就業者数をみると、笠岡市、浅口市及び里庄町ともに製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業、医療・福祉と続く。

表 3-2.4 産業別就業者数の状況（平成 27 年）

単位：人

区 分	行政区域別の産業別就業者数		
	笠岡市	浅口市	里庄町
総数	22,176	14,871	5,110
農林漁業	1,041	652	113
鉱業・採石業・砂利採集業	19	2	2
建設業	1,613	999	311
製造業	5,422	3,781	1,464
電気・ガス・熱供給・水道業	127	64	28
情報通信業	168	149	48
運輸業・郵便業	1,399	948	334
卸売業・小売業	3,100	2,250	741
金融業・保険業	429	268	103
不動産業・物品賃貸業	205	122	57
学術研究・専門・技術サービス業	420	295	100
宿泊業・飲食サービス業	852	488	174
生活関連サービス業・娯楽業	663	442	144
教育、学習支援業	842	769	289
医療・福祉	3,060	1,986	716
複合サービス業	267	196	72
サービス業（他に分類されないもの）	1,146	830	226
公務（他に分類されるものを除く）	704	479	172

注）5年ごとに10月1日現在で行われる国勢調査結果で、15歳以上の就業者である。

出典：「令和元年 岡山県統計年報」（令和3年、岡山県統計分析課）

## (2) 産業構造

### 1) 商業

調査対象地域における小売業の商店数、従業者数、年間商品販売額の推移は、表 3-2.5 に示すとおりである。

事業所数、従業者数及び年間商品販売額について平成 26 年と平成 28 年を比較すると、笠岡市はいずれも減少しているが、浅口市はいずれも増加している。また、里庄町の事業所数は変わらず、従業者数及び年間商品販売額は増加している。

従業者 1 人あたりの年間商品販売額について平成 26 年と平成 28 年と比較すると、笠岡市は減少しているが浅口市及び里庄町は増加している。

表 3-2.5 小売業の商店数、従業者数、年間商品販売額（平成 26 年、28 年）

行政区域	年次	事業所数(店)	従業者数 (人)	年間商品販売額(万円)
笠岡市	平成 26 年	442	2,656	7,589,691
		事業所 1 店あたりの従業者数及び 従業者 1 人あたりの年間商品販売額	6	2,858
	平成 28 年	416	2,622	6,970,532
		事業所 1 店あたりの従業者数及び 従業者 1 人あたりの年間商品販売額	6	2,658
浅口市	平成 26 年	251	1,655	2,878,285
		事業所 1 店あたりの従業者数及び 従業者 1 人あたりの年間商品販売額	7	1,739
	平成 28 年	260	1,753	3,498,860
		事業所 1 店あたりの従業者数及び 従業者 1 人あたりの年間商品販売額	7	1,996
里庄町	平成 26 年	71	524	1,221,560
		事業所 1 店あたりの従業者数及び 従業者 1 人あたりの年間商品販売額	7	2,331
	平成 28 年	71	541	1,348,352
		事業所 1 店あたりの従業者数及び 従業者 1 人あたりの年間商品販売額	8	2,492

注) 年間商品販売額及びその他の収入額は、平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間の額であり、消費税額を含む。  
 出典:「平成 26 年商業統計調査結果」(岡山県統計分析課ホームページ)、「平成 28 年経済センサスー活動調査(卸売業・小売業)結果表」(岡山県統計分析課ホームページ)

## 2) 工業

調査対象地域における従業員4人以上の事業所数、従業者数及び製造品出荷額は、表3-2.6に示すとおりである。

平成28年～30年の調査結果より、笠岡市は事業所数が減少しているが、従業者数及び製造品出荷額は増加している。また、浅口市では事業所数が一定で、従業者数が減少から増加に転じており、製造品出荷額は増加している。さらに、里庄町は事業所数が減少しており、従業者数及び製造品出荷額は増加から減少に転じている。

表3-2.6 従業員4人以上の事業所数、従業者数、製造品出荷額（平成28年～30年）

行政区域	年次	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
笠岡市	平成28年	116	5,082	15,727,062
	平成29年	114	5,348	17,775,868
	平成30年	110	5,530	18,657,039
浅口市	平成28年	76	2,409	4,858,073
	平成29年	76	2,382	5,400,059
	平成30年	76	2,654	5,422,084
里庄町	平成28年	35	3,220	26,947,619
	平成29年	33	3,283	30,471,790
	平成30年	33	3,224	28,162,221

注) 各年12月31日現在の値を示す。

出典：「平成29年～令和元年 岡山県統計年報」（平成31年～令和3年、岡山県統計分析課）

## 3) 農業

### ア. 農家数及び農家人口

調査対象地域における総農家数及び専兼業別農家数は表3-2.7に、農家世帯員数及び農業従事者数は表3-2.8に示すとおりである。

総農家数は、笠岡市、浅口市及び里庄町ともに平成17年から平成22年、平成27年にかけて減少している。専業農家数及び兼業農家数も総農家数と同様に減少している。

また、農家世帯員数、農業従事者数、農業就業人口及び基幹的農業従事者数は、笠岡市、浅口市及び里庄町ともに平成17年から平成22年、平成27年にかけていずれも減少している。

表 3-2.7 総農家数及び専兼業別農家数（平成 17 年、22 年、27 年）

単位：戸

行政区域	年次	総農家	専業農家			兼業農家	
			男子生産年齢 がいる農家	女子生産年齢 がいる農家	第 1 種	第 2 種	
笠岡市	平成 17 年	692	184	54	64	39	469
	平成 22 年	575	192	36	49	42	341
	平成 27 年	401	136	17	27	36	229
浅口市	平成 17 年	640	154	36	53	34	452
	平成 22 年	504	153	33	32	37	314
	平成 27 年	412	141	16	23	25	246
里庄町	平成 17 年	75	23	5	6	—	52
	平成 22 年	52	11	2	5	5	36
	平成 27 年	33	8	1	2	2	23

注) 1. 専業農家とは、世帯員のなかに兼業従事者（1 年間に 30 日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者）が 1 人もいない農家のこと

2. 第 1 種兼業農家とは、農業所得のほうが兼業所得よりも多い兼業農家のこと

3. 第 2 種兼業農家とは、兼業所得のほうが農業所得よりも多い兼業農家のこと

出典：「2005 年農林業センサス 第 1 巻都道府県別統計書 岡山県」（平成 20 年、農林水産省経営・構造統計課）、「2010 年農林業センサス 第 1 巻都道府県別統計書 岡山県」（平成 24 年、農林水産省経営・構造統計課）、「2015 年農林業センサス 第 1 巻都道府県別統計書 岡山県」（平成 28 年、農林水産省経営・構造統計課）

表 3-2.8 農家世帯員数及び農業従事者数（平成 17 年、22 年、27 年）

単位：人

行政区域	年次	農家世帯員数	農業従事者数	農業就業人口	基幹的 農業従事者数
笠岡市	平成 17 年	2,723	1,903	1,185	741
	平成 22 年	2,101	1,505	848	750
	平成 27 年	1,351	978	538	482
浅口市	平成 17 年	2,551	1,736	1,064	685
	平成 22 年	1,905	1,330	799	586
	平成 27 年	1,402	1,038	597	457
里庄町	平成 17 年	284	192	125	83
	平成 22 年	199	129	62	59
	平成 27 年	126	73	38	33

注) 1. 農業従事者数とは、自営農業に従事した世帯員数のこと

2. 農業就業人口とは、自営農業に主として従事した世帯員数のこと

3. 基幹的農業従事者数とは、農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した世帯員数のこと

出典：「2005 年農林業センサス 第 1 巻都道府県別統計書 岡山県」（平成 20 年、農林水産省経営・構造統計課）、「2010 年農林業センサス 第 1 巻都道府県別統計書 岡山県」（平成 24 年、農林水産省経営・構造統計課）、「2015 年農林業センサス 第 1 巻都道府県別統計書 岡山県」（平成 28 年、農林水産省経営・構造統計課）

## イ. 耕地面積

調査対象地域の耕地面積は、表 3-2.9 に示すとおりである。

耕地面積は、笠岡市及び浅口市ともに減少しているが、里庄町はほぼ横ばいである。

表 3-2.9 耕地面積（平成 27 年～令和元年）

単位：ha

行政区域	年次	耕地面積		
		合計	田	畑
笠岡市	平成 28 年	2,020	728	1,290
	平成 29 年	1,980	700	1,280
	平成 30 年	1,890	690	1,200
	令和元年	1,880	690	1,190
	令和 2 年	1,850	671	1,180
浅口市	平成 28 年	941	503	438
	平成 29 年	931	500	431
	平成 30 年	916	492	424
	令和元年	901	486	415
	令和 2 年	882	474	408
里庄町	平成 28 年	159	91	68
	平成 29 年	162	93	69
	平成 30 年	159	92	67
	令和元年	161	93	68
	令和 2 年	156	90	66

注) 各年 7 月 15 日現在の値を示す。

出典：「平成 27～28 年岡山農林水産統計年報」（平成 29 年、農林水産省統計企画課）、「平成 28～29 年岡山農林水産統計年報」（平成 30 年、農林水産省統計企画課）、「平成 29～30 年中国農林水産統計年報」（平成 31 年、農林水産省統計企画課）、「平成 30～令和元年中国農林水産統計年報」（令和 2 年、農林水産省統計企画課）、「中国四国農林水産データ集」（令和 3 年、農林水産省統計企画課）

## ウ. 農作物作付面積

調査対象地域の農作物作付面積は、表 3-2.10(1)～(3) に示すとおりである。なお、市町村別のデータは公表されているものを示した。

農作物作付面積は、笠岡市、浅口市及び里庄町ともに水稲が最も多いが、平成 18 年以降減少傾向にある。平成 18 年の農作物作付面積をみると、水稲の次に多いのは笠岡市ではばら（切り花）であり、浅口市及び里庄町ではももである。なお、平成 19 年以降の水稲、麦類、大豆、そば及びなたね以外の農作物作付面積に関する市町村別データは、公表されていない。

表 3-2.10 (1) 農作物作付面積（笠岡市：平成 18 年、29 年～令和 2 年）

単位：ha

行政区域	項 目	作付面積				
		平成 18 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
笠岡市	水稲	565	420	416	411	405
	麦類	66	22	21	X	X
	大豆	16	4	4	4	7
	そば	0	X	X	X	X
	なたね	…	—	X	—	—
	かんしょ	9	…	…	…	…
	青刈りとうもろこし	279	…	…	…	…
	ソルゴー	—	…	…	…	…
	牧草	295	…	…	…	…
	だいこん	3	…	…	…	…
	にんじん	8	…	…	…	…
	レンコン	1	…	…	…	…
	ばれいしょ	9	…	…	…	…
	さといも	2	…	…	…	…
	やまのいも	—	…	…	…	…
	しょうが	—	…	…	…	…
	はくさい	3	…	…	…	…
	キャベツ	4	…	…	…	…
	ほうれんそう	4	…	…	…	…
	アスパラガス	—	…	…	…	…
	カリフラワー	—	…	…	…	…
	ブロッコリー	33	…	…	…	…
	レタス	2	…	…	…	…
	ねぎ	1	…	…	…	…
	たまねぎ	13	…	…	…	…
	きゅうり	3	…	…	…	…
	かぼちゃ	3	…	…	…	…
	なす	7	…	…	…	…
	トマト	1	…	…	…	…
	ピーマン	1	…	…	…	…
	さやいんげん	2	…	…	…	…
	さやえんどう	8	…	…	…	…
	イチゴ	…	…	…	…	…
メロン	1	…	…	…	…	
すいか	2	…	…	…	…	
もも	39	…	…	…	…	
ぶどう	40	…	…	…	…	
ばら(切り花)	473	…	…	…	…	

注) 「0」：単位に満たないもの、「—」：事実のないもの、「…」：事実不詳または調査を欠くもの

「X」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

平成 19 年以降は農作物作付面積に関する市町村別のデータは公表されていない。

出典：「平成 18 年・平成 29 年～令和 2 年産作物統計」（平成 19 年・平成 30 年～令和 3 年、農林水産省生産流通消費統計課）



表 3-2.10 (2) 農作物作付面積（浅口市：平成 18 年、29 年～令和 2 年）

単位：ha

行政区域	項目	作付面積				
		平成 18 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
浅口市	水稻	397	339	333	328	318
	麦類	—	—	—	—	—
	大豆	15	5	4	4	4
	そば	0	X	X	X	X
	なたね	…	—	—	—	—
	かんしょ	7	…	…	…	…
	青刈りとうもろこし	—	…	…	…	…
	ソルゴー	—	…	…	…	…
	牧草	—	…	…	…	…
	だいこん	4	…	…	…	…
	にんじん	1	…	…	…	…
	レンコン	0	…	…	…	…
	ばれいしょ	8	…	…	…	…
	さといも	2	…	…	…	…
	やまのいも	—	…	…	…	…
	しょうが	—	…	…	…	…
	はくさい	3	…	…	…	…
	キャベツ	2	…	…	…	…
	ほうれんそう	2	…	…	…	…
	アスパラガス	—	…	…	…	…
	カリフラワー	—	…	…	…	…
	ブロッコリー	1	…	…	…	…
	レタス	2	…	…	…	…
	ねぎ	0	…	…	…	…
	たまねぎ	2	…	…	…	…
	きゅうり	3	…	…	…	…
	かぼちゃ	2	…	…	…	…
	なす	2	…	…	…	…
	トマト	1	…	…	…	…
	ピーマン	1	…	…	…	…
	さやいんげん	1	…	…	…	…
	さやえんどう	5	…	…	…	…
イチゴ	…	…	…	…	…	
メロン	0	…	…	…	…	
すいか	2	…	…	…	…	
もも	55	…	…	…	…	
ぶどう	10	…	…	…	…	
ばら(切り花)	X	…	…	…	…	

注) 「0」：単位に満たないもの、「—」：事実のないもの、「…」：事実不詳または調査を欠くもの

「X」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

平成 19 年以降は農作物作付面積に関する市町村別のデータは公表されていない。

出典：「平成 18 年・平成 29 年～令和 2 年産作物統計」（平成 19 年・平成 30 年～令和 3 年、農林水産省生産流通消費統計課）

表 3-2.10 (3) 農作物作付面積（里庄町：平成 18 年、29 年～令和 2 年）

単位：ha

行政区域	項 目	作付面積				
		平成 18 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
里庄町	水稲	63	44	45	44	42
	麦類	—	—	—	—	—
	大豆	4	2	2	2	2
	そば	—	X	X	—	—
	なたね	…	—	—	—	—
	かんしょ	1	…	…	…	…
	青刈りとうもろこし	0	…	…	…	…
	ソルゴー	0	…	…	…	…
	牧草	0	…	…	…	…
	だいこん	1	…	…	…	…
	にんじん	0	…	…	…	…
	レンコン	0	…	…	…	…
	ばれいしょ	2	…	…	…	…
	さといも	1	…	…	…	…
	やまのいも	—	…	…	…	…
	しょうが	—	…	…	…	…
	はくさい	0	…	…	…	…
	キャベツ	0	…	…	…	…
	ほうれんそう	1	…	…	…	…
	アスパラガス	—	…	…	…	…
	カリフラワー	—	…	…	…	…
	ブロッコリー	0	…	…	…	…
	レタス	0	…	…	…	…
	ねぎ	—	…	…	…	…
	たまねぎ	0	…	…	…	…
	きゅうり	1	…	…	…	…
	かぼちゃ	1	…	…	…	…
	なす	1	…	…	…	…
	トマト	0	…	…	…	…
	ピーマン	0	…	…	…	…
	さやいんげん	0	…	…	…	…
	さやえんどう	1	…	…	…	…
イチゴ	…	…	…	…	…	
メロン	0	…	…	…	…	
すいか	0	…	…	…	…	
もも	18	…	…	…	…	
ぶどう	3	…	…	…	…	
ばら(切り花)	—	…	…	…	…	

注) 「0」：単位に満たないもの、「—」：事実のないもの、「…」：事実不詳または調査を欠くもの  
「X」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの  
平成 19 年以降は農作物作付面積に関する市町村別のデータは公表されていない。

出典：「平成 18 年・平成 29 年～令和 2 年産作物統計」（平成 19 年・平成 30 年～令和 3 年、農林水産省生産流通消費統計課）

## エ. 農業産出額及び生産農業所得

調査対象地域の農業産出額（推計）は、表 3-2. 11 に示すとおりである。

令和元年の種別産出額が多かったのは、笠岡市では耕種が野菜類及び米、畜産が乳用牛及び鶏であり、浅口市では耕種が米及び果実、畜産が乳用牛及び鶏である。また、里庄町では耕種が米、野菜類及び果実、畜産が乳用牛である。

表 3-2. 11 農業産出額（推計）（令和元年）

単位：1,000 万円

項 目		農業産出額（令和元年）			
		笠岡市	浅口市	里庄町	
耕種	米	44	36	5	
	麦類	1	0	—	
	雑穀	0	0	—	
	豆類	1	0	0	
	いも類	1	0	0	
	野菜類	98	9	4	
	果実	21	27	3	
	花き	13	14	0	
	工芸農作物	0	0	0	
	種苗・苗木類・その他	2	1	0	
畜産	肉用牛	51	—	0	
	乳用牛	403	8	8	
		生乳	366	7	x
	豚	—	—	—	
	鶏	216	3	—	
		鶏卵	216	x	—
		ブロイラー	—	—	—
	その他畜産物（養蚕を含む）	—	—	—	
加工農産物	—	—	—		
合計		850	97	19	

注) 1. 「0」：単位に満たないもの

「-」：作物統計調査において事実不詳又は調査を欠くもの(…)となっている場合で、事実のないもの(-)として按分したもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

2. 市町村別統計は、平成 30 年生産農業所得統計(都道府県別推計)において推計した都道府県別農業産出額(品目別)を 2015 年農林業センサス及び平成 30 年産作物統計調査を用いて市町村別に按分し、市町村別農業産出額(推計)を作成したものである。

3. 推計期間は、令和元年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年間。

出典：「令和元年市町村別農業産出額統計表（岡山県）」（令和 3 年、農林水産省経営・構造統計課）

## 4) 林業

調査対象地域における所有形態別林野面積は、表 3-2. 12 に示すとおりである。

林野面積は、笠岡市、浅口市、里庄町ともに平成 22 年に比べ平成 27 年はやや減少している。

所有形態別林野面積は、笠岡市では国有林に変化がなく、民有林がやや減少、浅口市では国有林、民有林ともにやや減少、里庄町では国有林は無く民有林がやや減少している。

表 3-2.12 所有形態別林野面積

単位：ha

行政区域	年次	林野面積					計
		国 有		民 有			
		林野庁	林野庁 以外の官庁	独立行政 法人等	公有	私有	
笠岡市	平成 22 年	52	2	-	729	4,302	5,085
	平成 27 年	52	2	-	730	4,299	5,083
浅口市	平成 22 年	67	2	-	302	2,550	2,921
	平成 27 年	65	2	-	298	2,552	2,917
里庄町	平成 22 年	-	-	-	14	375	389
	平成 27 年	-	-	-	13	373	386

注) 1. 各年 2 月 1 日現在の値を示す。

2. 「-」は、事実のないものを示す。

出典：「平成 25 年～26 年岡山農林水産統計年報」（平成 27 年、農林水産省統計企画課）、「平成 28 年～29 年岡山農林水産統計年報」（平成 30 年、農林水産省統計企画課）

## 5) 漁業

調査対象地域における漁獲量（海面漁業）は、表 3-2.13 に示すとおりである。

漁獲量（海面漁業）は、笠岡市では平成 26 年の 723t をピークに減少傾向にあり、浅口市も平成 26 年の 333t から減少傾向にある。

表 3-2.13 漁獲量（海面漁業）

単位：t

年 次	漁獲量	
	笠岡市	浅口市
平成 26 年	723	333
平成 27 年	702	312
平成 28 年	643	317
平成 29 年	575	264
平成 30 年	512	251
令和元年	…	…

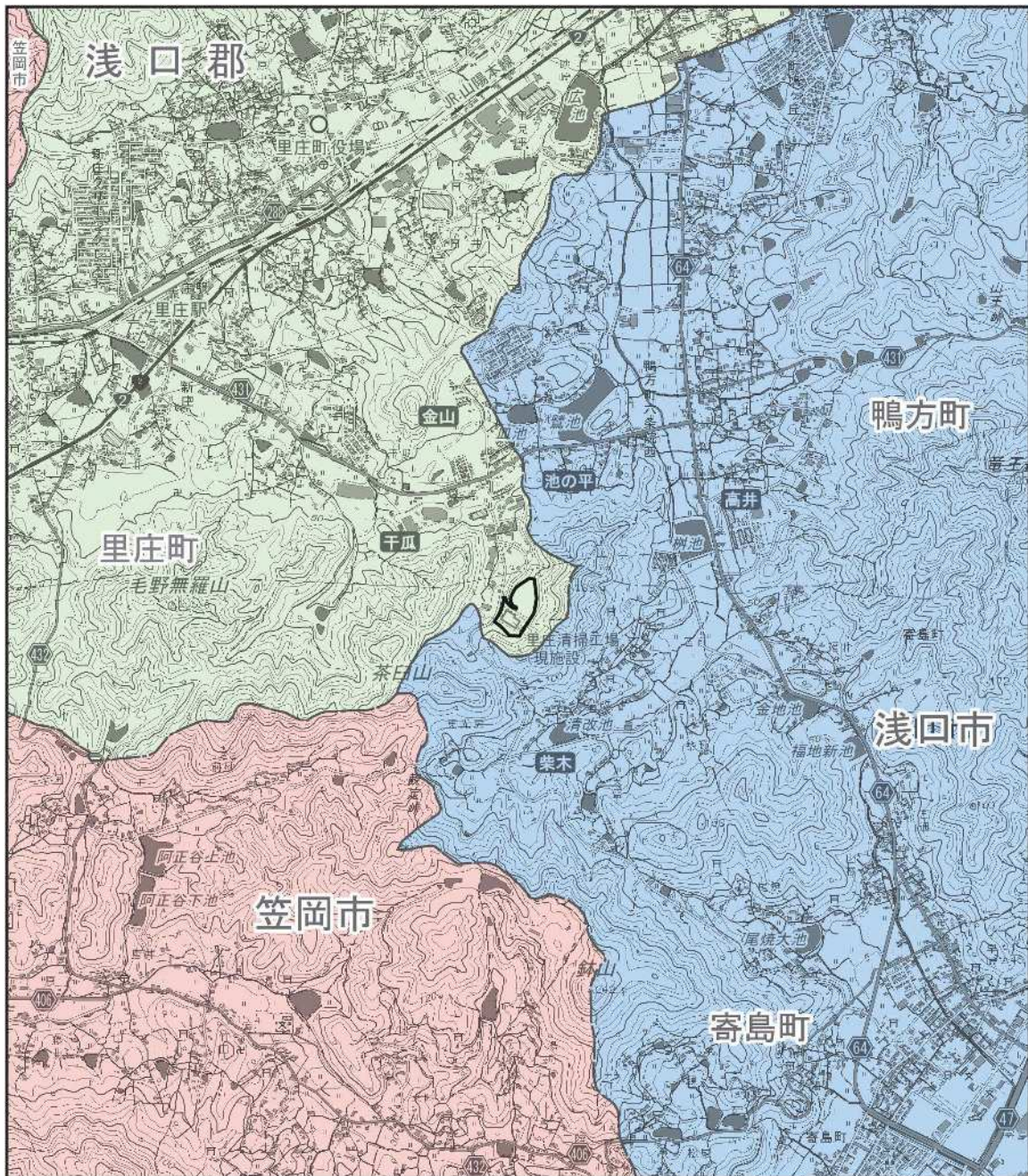
注) 令和元年より市別漁獲量の取りまとめは、中止となった。

出典：「令和元年 岡山県統計年報」（令和 3 年、岡山県統計分析課）




### 3-2-2 行政区画の状況

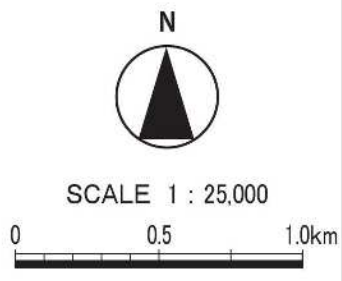
対象事業実施区域は 2 市 1 町（笠岡市、浅口市、里庄町）の境界付近、里庄町新庄に位置している。周囲は、笠岡市が西大島及び大島中、浅口市が鴨方町六条院西及び寄島町である。

対象事業実施区域周囲の行政区画の状況は、図 3-2.2 に示すとおりである。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  笠岡市
-  浅口市
-  里庄町



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「国土数値情報 行政区域データ（令和 3 年）」（令和 3 年 1 月 1 日時点、国土交通省 GIS ホームページ）

図 3-2.2 対象事業実施区域周囲の行政区画の状況

### 3-2-3 土地利用の状況

#### 1. 地目別土地利用の状況

調査対象地域における土地利用別面積の状況は表 3-2.14 に、土地利用別面積の割合は図 3-2.3 に示すとおりである。

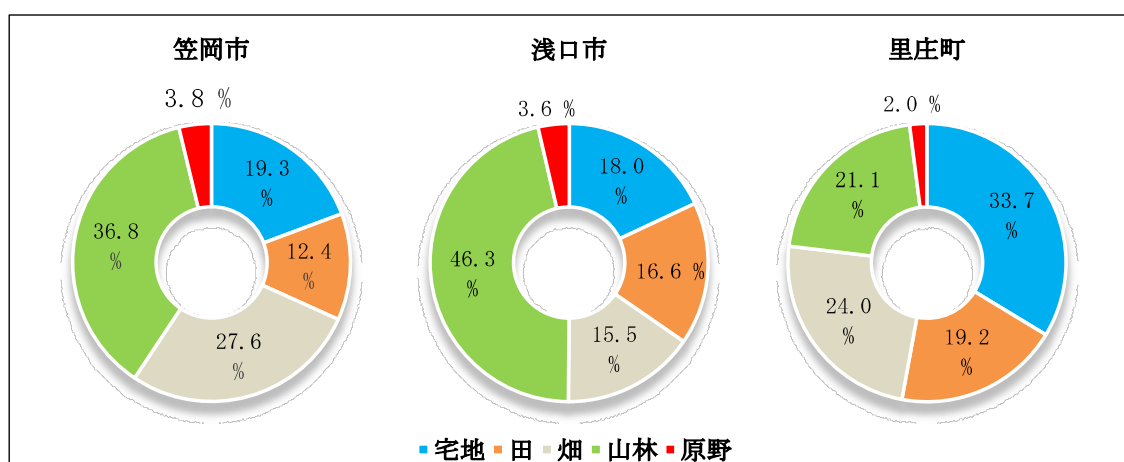
土地利用別面積は、笠岡市では山林の割合が最も多く 36.8%、次いで畑の 27.6%、宅地の 19.3% である。浅口市は山林の割合が最も多く 46.3%、次いで宅地の 18.0%、田の 16.6%、里庄町は宅地の割合が最も多く 33.7%、次いで畑の 24.0%、山林の 21.1% である。

表 3-2.14 土地利用別面積の状況（令和 2 年）

行政区域	区分	田	畑	宅地	山林	原野	計
笠岡市	面積(a)	105,406	234,506	164,160	312,841	32,655	849,568
	割合(%)	12.4	27.6	19.3	36.8	3.8	100.0
浅口市	面積(a)	65,241	61,109	70,778	182,090	14,108	392,326
	割合(%)	16.6	15.5	18.0	46.3	3.6	100.0
里庄町	面積(a)	11,810	14,752	20,768	12,987	1,238	61,555
	割合(%)	19.2	24.0	33.7	21.1	2.0	100.0

注) 令和 2 年 1 月 1 日現在の値を示す。

出典：「令和元年 岡山県統計年報」（令和 3 年、岡山県統計分析課）



注) 令和 2 年 1 月 1 日現在の値を示す。

出典：「令和元年 岡山県統計年報」（令和 3 年、岡山県統計分析課）

図 3-2.3 土地利用面積の割合（令和 2 年）

#### 2. 調査対象地域の土地利用の状況

調査対象地域は、大部分が農業地域で占められている。調査対象地域の低山地部には森林地域が広く分布し、そのほとんどが地域森林計画対象民有林である。

なお、対象事業実施区域は農業地域に位置し、周囲は森林地域である。

### 3-2-4 対象事業実施区域周囲で行われていることが明らかにされている 他の大規模な事業の内容

#### 1. 大規模な事業の内容

対象事業実施区域周囲で行われている大規模な事業として、「一般国道2号 玉島・笠岡道路」があげられ、計画諸元は表3-2.15に、これまでの経緯は表3-2.16に、計画路線の位置は図3-2.4に示すとおりである。

「一般国道2号 玉島・笠岡道路」は、「地域高規格道路倉敷福山道路」の一部を構成する倉敷市玉島阿賀崎から笠岡市西大島新田に至る延長13.9kmの道路で、岡山県西部地域で発生している慢性的な交通混雑の緩和や交通事故の削減、周辺地域との連携を強化し、地域の発展に資することを目的としている。

第Ⅱ期工事の直近の状況としては、浅口市鴨方町にて六条院トンネル（仮称）掘削工事を令和元年10月に開始し、令和2年12月に貫通した。

表3-2.15 「一般国道2号 玉島・笠岡道路」の計画諸元

項目	諸元
路線名	一般国道2号 玉島・笠岡道路
区間	(起点) 岡山県倉敷市玉島阿賀崎 (終点) 岡山県笠岡市西大島新田
延長	13.9km
道路規格	第1種 第3級
車線数	4車線
設計速度	80km/h
開通予定	令和7(2025)年度

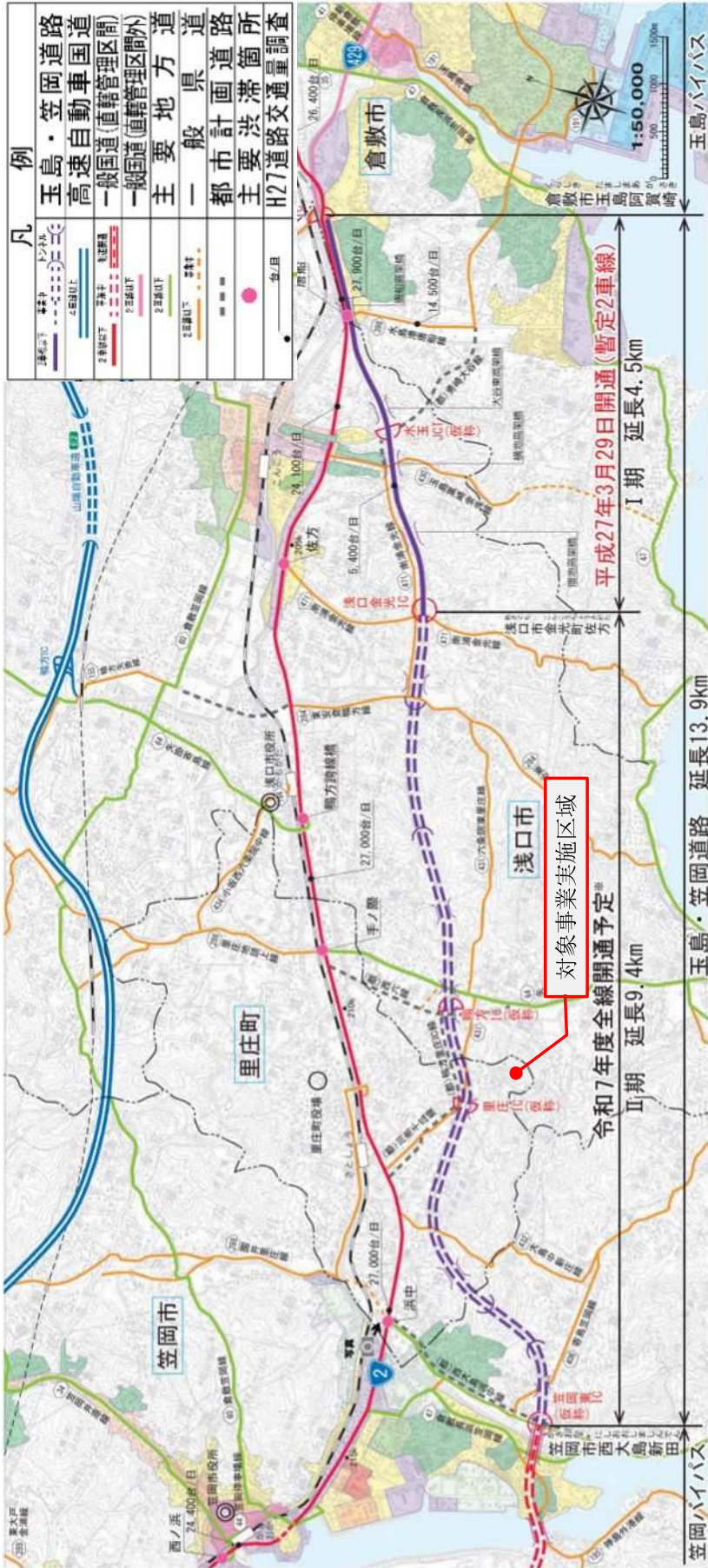
出典：「一般国道2号 玉島・笠岡道路のパフレット」（令和2年、国土交通省岡山国道事務所）、「令和3年度 岡山国道事務所事業概要」（国土交通省岡山国道事務所）

表3-2.16 「一般国道2号 玉島・笠岡道路」の経緯

年度	内容
平成12年度	都市計画決定（平成12年8月）
平成13年度	事業着手（Ⅰ期）
平成16年度	用地着手（Ⅰ期）
平成17年度	工事着手（Ⅰ期）
平成20年度	事業着手（Ⅱ期）
平成24年度	用地着手・工事着手（Ⅱ期）
平成26年度	暫定2車線開通（Ⅰ期：玉島西IC～浅口金光IC）

出典：「一般国道2号 玉島・笠岡道路のパフレット」（令和2年、国土交通省岡山国道事務所）





出典：「一般国道2号 玉島・笠岡道路」パンフレット（令和2年、国土交通省岡山国道事務所）

図 3-2.4 「一般国道2号 玉島・笠岡道路」の位置

### 3-2-5 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川水の利用状況

調査対象地域は、大きく里見川水系、大島川水系及び今立川水系の3水系に分けられる。各水系の利水状況は表3-2.17に示すとおりであり、農業用水として利用されている。

なお、各水系とも内水面漁業権は、設定されていない。

対象事業実施区域は、今立川水系の支川である普通河川干瓜川の流域に位置し、干瓜川は二級河川新庄川を経て今立川に流入する。今立川は、水系全体で農業用水として慣行水利権2か所(3.3ha)の水利用がなされている。

表3-2.17 河川の利水状況

河川区分	水系名	河川名	利水状況	
二級河川	里見川	里見川	農業用水	
二級河川		鳩岡川		
普通河川		生石川		
普通河川		龍王川		
二級河川	大島川	大島川		
普通河川		大昌川		
二級河川	今立川	新庄川		
普通河川		干瓜川		
普通河川		清水川		
普通河川		大西川		
普通河川	—	大川		不明
普通河川		尾焼川		
普通河川		御門川		

出典：「国土数値情報 河川データ（平成20年）」（国土交通省）、「今立川水系河川整備計画」（平成20年、岡山県河川課）

#### 2. 地下水の利用状況

調査対象地域は表3-2.18に示す給水系統の新庄系に該当しており、浄水場の原水利用状況は表3-2.19に示すとおりである。新庄浄水場では表流水を原水としており、地下水の利用はない。

表3-2.18 調査対象地域及びその周囲の給水系統

給水系統	地 区	浄水場	水道事業者
新庄系	笠岡市、浅口市（鴨方町、寄島町）、里庄町	新庄浄水場	岡山県西南水道企業団
鴨方系	笠岡市、浅口市（鴨方町）、里庄町	鴨方浄水場	

出典：「岡山県西南水道企業団 施設概要」（岡山県西南水道企業団ホームページ）、「笠岡市水道事業ビジョン」（平成29年、笠岡市水道課）、「浅口市水道ビジョン」（浅口市ホームページ）、「里庄町水道事業基本計画」（平成19年、里庄町上下水道課）

表 3-2.19 浄水場の原水利用状況

浄水場	住 所	原 水
新庄浄水場	浅口郡里庄町新庄 2	表流水（高梁川） 30,000 m <sup>3</sup> /日
鴨方浄水場	浅口市鴨方町小坂西 2882	表流水（高梁川） 30,000 m <sup>3</sup> /日

出典：「岡山県西南水道企業団 施設概要」（岡山県西南水道企業団ホームページ）

### 3. ため池の利用状況

調査対象地域にはため池が多く分布しており、主に灌漑用水として利用されている。

調査対象地域のため池分布状況は、表 3-2.20(1)～(2)及び図 3-2.5 に示すとおりである。

表 3-2.20 (1) ため池の分布状況

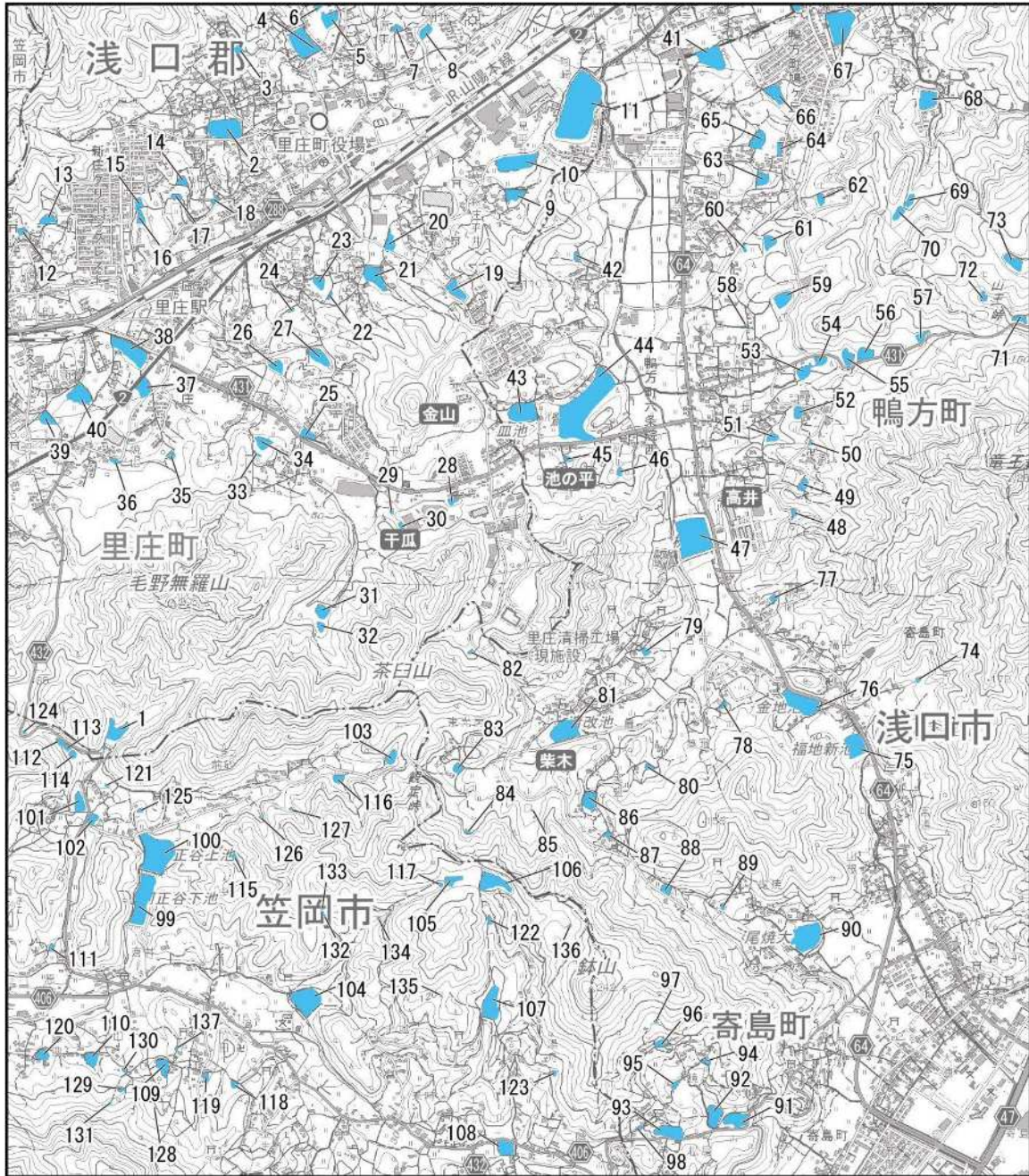
番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
1	大島池	浅口郡里庄町新庄	32	古所上池	浅口郡里庄町新庄
2	高柳池	浅口郡里庄町里見	33	干瓜上池	浅口郡里庄町新庄
3	塚鉾池	浅口郡里庄町里見	34	干瓜下池	浅口郡里庄町新庄
4	槇山新池	浅口郡里庄町里見	35	焼山下池	浅口郡里庄町新庄
5	山中下池	浅口郡里庄町里見	36	平田池	浅口郡里庄町新庄
6	山中中池	浅口郡里庄町里見	37	太治郎開地上池	浅口郡里庄町新庄
7	茅原池	浅口郡里庄町里見	38	太治郎開地下池	浅口郡里庄町新庄
8	辺々下池	浅口郡里庄町里見	39	小原池	浅口郡里庄町新庄
9	平井上池	浅口郡里庄町里見	40	大奈良山王池	浅口郡里庄町新庄
10	平井下池	浅口郡里庄町里見	41	宮崎池	浅口市鴨方町鳩ヶ丘
11	広池	浅口郡里庄町里見	42	北迫池	浅口市鴨方町六条院西
12	荒神平上池	浅口郡里庄町里見	43	皿池	浅口市鴨方町六条院西
13	八つの奥池	浅口郡里庄町新庄	44	鷺池	浅口市鴨方町六条院西
14	不計ノ砂草池	浅口郡里庄町新庄	45	宗真崎池	浅口市鴨方町六条院西
15	不計ノ砂上池	浅口郡里庄町新庄	46	五ノ助池	浅口市鴨方町六条院西
16	不計ノ砂下池	浅口郡里庄町新庄	47	榊池	浅口市鴨方町六条院西
17	不計ノ砂中池	浅口郡里庄町新庄	48	藪田池	浅口市鴨方町六条院西
18	申友花池	浅口郡里庄町新庄	49	寺池	浅口市鴨方町六条院西
19	定岡池	浅口郡里庄町新庄	50	佐古池	浅口市鴨方町六条院西
20	安永池	浅口郡里庄町新庄	51	新池	浅口市鴨方町六条院西
21	干詰池	浅口郡里庄町新庄	52	奥池	浅口市鴨方町六条院西
22	狭田上池	浅口郡里庄町新庄	53	土居新池	浅口市鴨方町六条院西
23	狭田中池	浅口郡里庄町新庄	54	瓢箪池	浅口市鴨方町六条院西
24	釜屋池	浅口郡里庄町新庄	55	中池	浅口市鴨方町六条院西
25	尾池	浅口郡里庄町新庄	56	田中池	浅口市鴨方町六条院西
26	ナカウデ池	浅口郡里庄町新庄	57	峠池	浅口市鴨方町六条院西
27	堂迫池	浅口郡里庄町新庄	58	和田谷池	浅口市鴨方町六条院西
28	青ヶ谷新池	浅口郡里庄町新庄	59	荒神池	浅口市鴨方町六条院西
29	下ムクリ池	浅口郡里庄町新庄	60	皿池	浅口市鴨方町六条院西
30	上ムクリ池	浅口郡里庄町新庄	61	金井池	浅口市鴨方町六条院西
31	古所下池	浅口郡里庄町新庄	62	板井迫池	浅口市鴨方町六条院西

出典：「おかやま全県統合型 GIS 農業農村情報」（岡山県情報政策課）



表 3-2. 20 (2) ため池の分布状況

番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
63	僧都池	浅口市鴨方町六条院西	101	蜂ノ子池	笠岡市西大島
64	六道池	浅口市鴨方町六条院西	102	法明池	笠岡市西大島
65	北谷池	浅口市鴨方町六条院西	103	観定池	笠岡市西大島
66	先八木池	浅口市鴨方町六条院中	104	天神池	笠岡市大島中
67	二子池	浅口市鴨方町六条院中	105	管野上池	笠岡市大島中
68	極楽池	浅口市鴨方町六条院中	106	切抜池	笠岡市大島中
69	谷迫下池	浅口市鴨方町六条院中	107	湯舟池	笠岡市大島中
70	谷迫上池	浅口市鴨方町六条院中	108	奈良地池	笠岡市大島中
71	宝池	浅口市鴨方町六条院中	109	仁後池	笠岡市西大島
72	大池	浅口市鴨方町六条院中	110	恩徳池	笠岡市西大島
73	四位村西池	浅口市鴨方町六条院中	111	河骨池	笠岡市西大島
74	福知池	浅口市寄島町	112	三ツ池上	笠岡市西大島
75	福井新池	浅口市寄島町	113	三ツ池中	笠岡市西大島
76	金地池	浅口市寄島町	114	三ツ池下	笠岡市西大島
77	小池原池	浅口市寄島町	115	池ノ奥上池	笠岡市西大島
78	築地池	浅口市寄島町	116	向山池	笠岡市西大島
79	亀川池	浅口市寄島町	117	管野下池	笠岡市大島中
80	寺尾池	浅口市寄島町	118	僧都池	笠岡市大島中
81	清改池	浅口市寄島町	119	竹田池	笠岡市大島中
82	後谷池	浅口市寄島町	120	藤曲池	笠岡市西大島
83	東光坊池	浅口市寄島町	121	三谷池	笠岡市西大島
84	西の坊池	浅口市寄島町	122	中池	笠岡市大島中
85	東砂池	浅口市寄島町	123	前場池	笠岡市大島中
86	実盛新池	浅口市寄島町	124	ムネクネイケ	笠岡市西大島
87	実盛上池	浅口市寄島町	125	テンジンイケ	笠岡市西大島
88	小別所池	浅口市寄島町	126	マエザコイケ	笠岡市西大島
89	観定池	浅口市寄島町	127	マエザコクシダイケ	笠岡市西大島
90	尾焼大池	浅口市寄島町	128	ニゴカミイケ	笠岡市西大島
91	下菰池	浅口市寄島町	129	オオヤマイケ	笠岡市西大島
92	中菰池	浅口市寄島町	130	オンドクカンペイケ	笠岡市西大島
93	上菰池	浅口市寄島町	131	オンドクハラダイケ	笠岡市西大島
94	谷池	浅口市寄島町	132	テンジンオクシモイケ	笠岡市大島中
95	有正池	浅口市寄島町	133	テンジンオクカミイケ	笠岡市大島中
96	鏡池	浅口市寄島町	134	フタツカイケ	笠岡市大島中
97	大和坊池	浅口市寄島町	135	ジユウゼンイケ	笠岡市大島中
98	唐水池	浅口市寄島町	136	ウエミヤイケ	笠岡市大島中
99	阿正谷下池	笠岡市西大島	137	タケダワタナベイケ	笠岡市大島中
100	阿正谷上池	笠岡市西大島			

出典：「おかやま全県統合型 GIS 農業農村情報」（岡山県情報政策課）

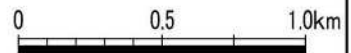


凡 例

-  対象事業実施区域
-  ため池



SCALE 1 : 25,000



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

注) 図中の番号は表 3-2. 20(1)～(2)に示す番号と対応する。

出典：「おokayama全県統計型 GIS 農業農村情報」(岡山県情報政策課)

図 3-2.5 ため池の分布状況

## 3-2-6 交通の状況

### 1. 交通網の状況

調査対象地域の道路網は、図 3-2.6 に示すとおりである。

調査対象地域の北西側を一般国道 2 号が北東から南西に通り、調査対象地域の東側を南北に通る主要地方道矢掛寄島線（県道 64 号）が一般国道 2 号に接続する。これらの主要な幹線道路に一般県道園井里庄線（県道 288 号）、一般県道寄島笠岡線（県道 406 号）、一般県道六条院東里庄線（県道 431 号）及び一般県道大島中新庄線（県道 432 号）が接続して調査対象地域の交通網を形成している。なお、一般国道 2 号は慢性的な交通混雑が発生しており、それを緩和するために「一般国道 2 号 玉島・笠岡道路」の第Ⅱ期工事が進められている。

### 2. 交通量の状況

#### (1) 道路交通量

調査対象地域における交通量の調査結果は表 3-2.21 に、交通量調査地点は図 3-2.6 に示すとおりである。また、交通量の経年変化は、図 3-2.7(1)～(6)に示すとおりである。

平成 27 年度において、調査対象地域で最も交通量が多い路線は矢掛寄島線で、「浅口市寄島町 7065」では約 4,962 台/昼間 12 時間の交通量が観測されている。

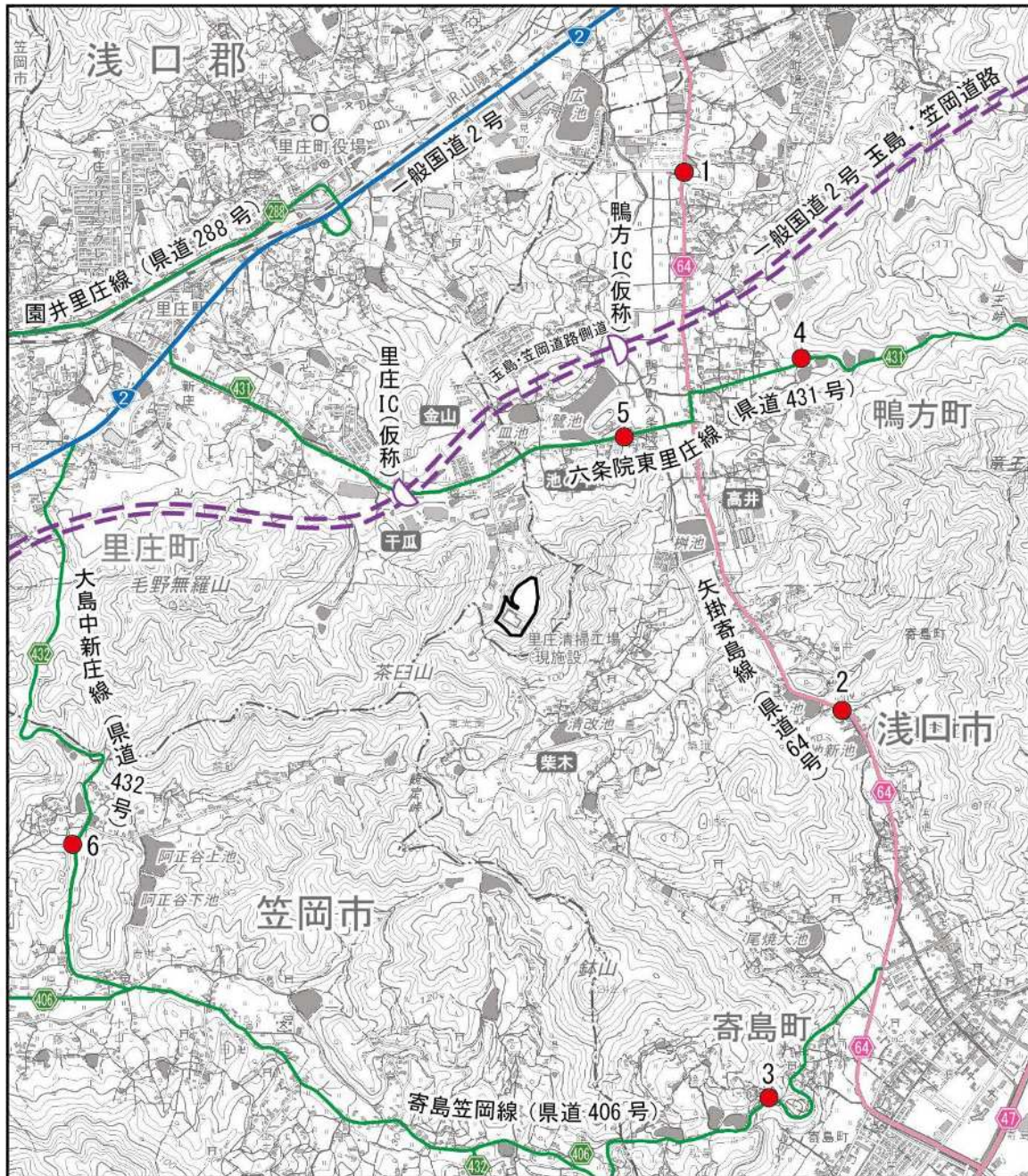
経年変化をみると、いずれの路線も減少傾向にあり、交通量が大きく減少しているのは六条院東里庄線の「浅口市鴨方町六条院西 2131-1」において平成 17 年度の 3,327 台/昼間 12 時間から平成 27 年度の 137 台/昼間 12 時間である。

表 3-2.21 調査対象地域の自動車交通量の調査結果（平成 27 年度）







番号	測定機関/年度	路線名	調査地点名	交通量(台)		昼間 12 時間 大型車 混入率(%)
				昼間 12 時間	24 時間	
1	岡山県/ 平成 27 年度	矢掛寄島線	浅口市鴨方町六条院西 3728	2,468	3,159	8.4
2			浅口市寄島町 7065	4,962	6,023	6.6
3		寄島笠岡線	浅口市寄島町 10080 附近	770	924	2.7
4		六条院東里庄線	浅口市鴨方町六条院西 2131-1	137	152	0.0
5			浅口市鴨方町六条院西 722 番地 附近	3,057	3,821	8.3
6		大島中新庄線	笠岡市西大島 1425-1	429	502	0.5

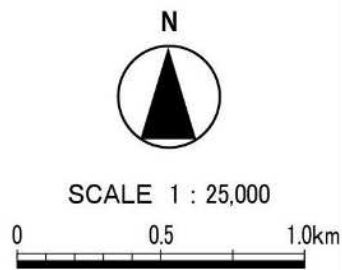
注) 1. 表中の番号は、図 3-2.6 に対応している。

2. 交通量観測年月日 番号 1～4,6 : 平成 27 年 10 月 15 日、番号 5 : 平成 27 年 10 月 6 日  
出典 : 「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省企画課)



凡 例

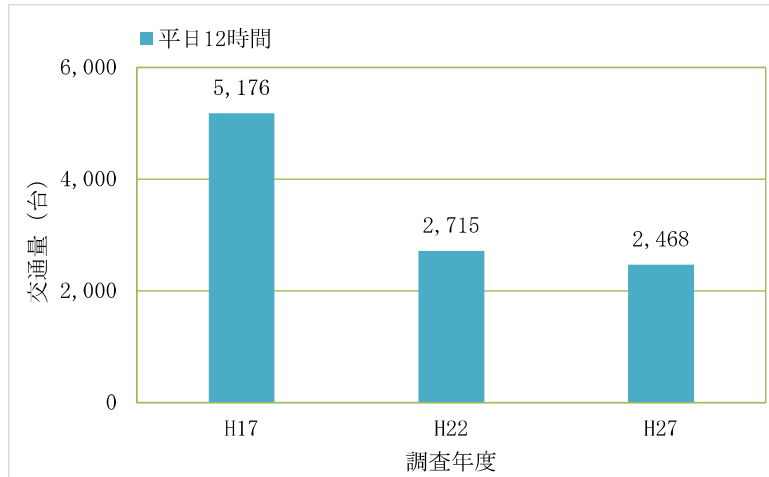
-  対象事業実施区域
-  道路交通センサ調査地点
-  一般国道2号 玉島・笠岡道路 (事業中)
-  一般国道
-  一般県道
-  主要地方道



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

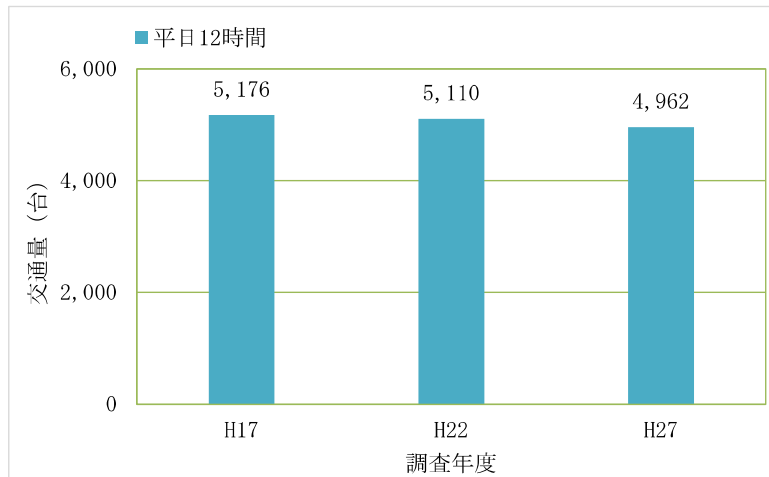
出典：「平成 27 年度道路交通センサス」(国土交通省企画課)

図 3-2.6 道路網及び交通量調査地点



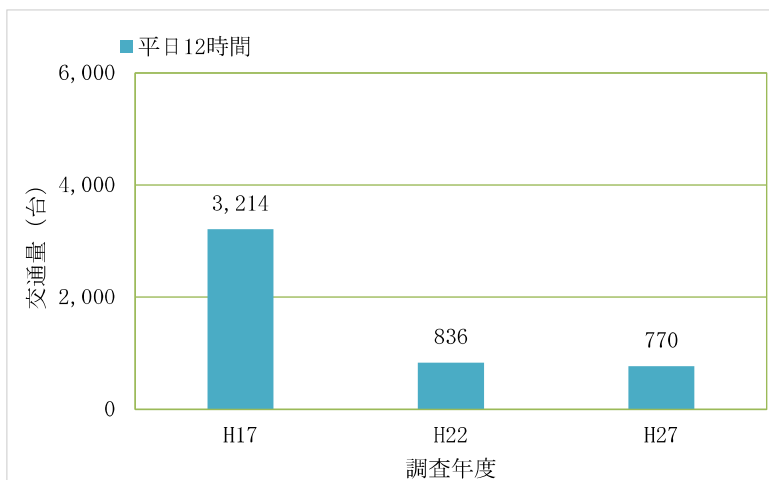
出典：「平成 22 年度、平成 27 年度道路交通センサス」（国土交通省企画課）

図 3-2.7 (1) ①矢掛寄島線（浅口市鴨方町六条院西 3728）における日交通量の推移



出典：「平成 22 年度、平成 27 年度道路交通センサス」（国土交通省企画課）

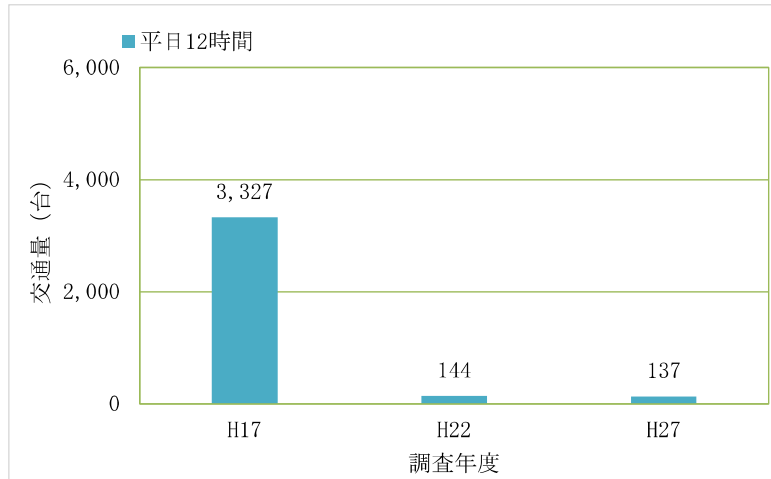
図 3-2.7 (2) ②矢掛寄島線（浅口市寄島町 7065）における日交通量の推移



出典：「平成 22 年度、平成 27 年度道路交通センサス」（国土交通省企画課）

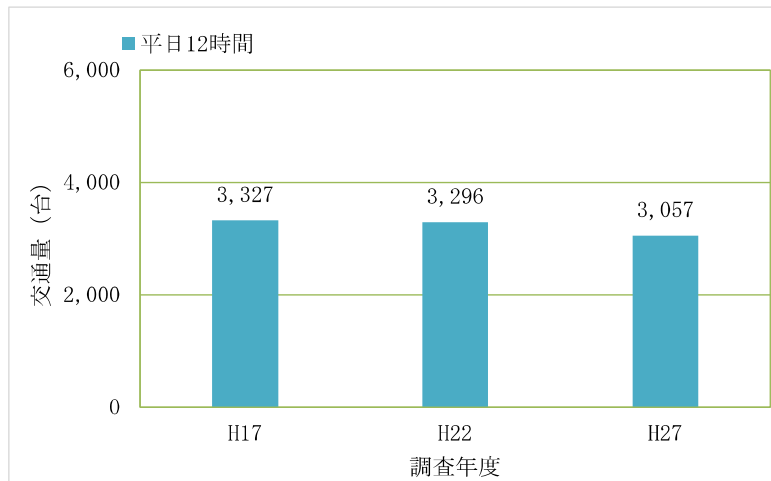
図 3-2.7 (3) ③大島中新庄線（笠岡市西大島 1425-1）における日交通量の推移





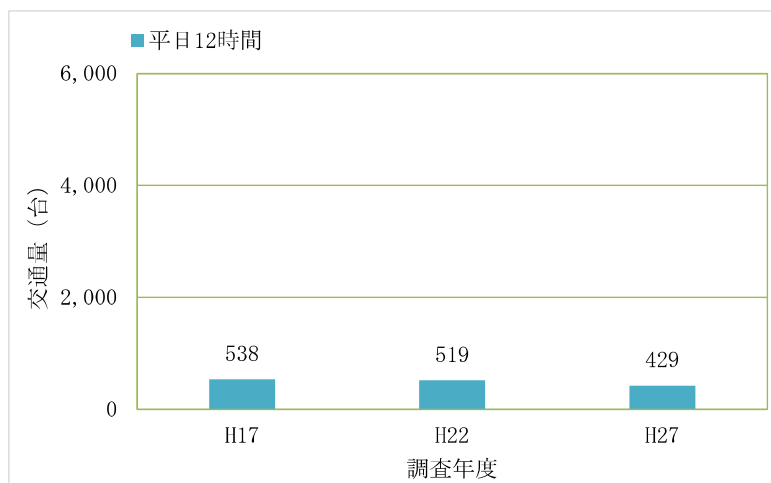
出典：「平成 22 年度、平成 27 年度道路交通センサス」（国土交通省企画課）

図 3-2.7 (4) ④六条院東里庄線（浅口市鴨方町六条院西 2131-1）における日交通量の推移



出典：「平成 22 年度、平成 27 年度道路交通センサス」（国土交通省企画課）

図 3-2.7 (5) ⑤六条院東里庄線（浅口市鴨方町六条院西 722 番地附近）における日交通量の推移



出典：「平成 22 年度、平成 27 年度道路交通センサス」（国土交通省企画課）

図 3-2.7 (6) ⑥寄島笠岡線（浅口市寄島町 10080 附近）における日交通量の推移

## (2) バス

調査対象地域の路線バスの状況は表3-2.22に、バス路線の状況は図3-2.8に示すとおりである。

対象事業実施区域周囲には5路線が運行しており、笠岡市及び浅口市が各2路線、里庄町が1路線である。運行形態別は、2路線が定期運行で、3路線が不定期運行である。

表 3-2.22 路線バスの状況

番号	地域	路線名	運行会社	主な行先	運行形態
1	笠岡市	大島線	井笠バス	笠岡駅→市民会館→乗時	定期
2		デマンドバス大島線		笠岡市民病院前→笠岡駅→図書館前→松尾	不定期
3	浅口市	寄島西線	市営バス	寄島西地域	不定期
4		寄島東線	浅口ふれあい号	寄島東地域	不定期
5	里庄町	寄島～里庄線	寄島タクシー	東安倉（寄島）→里庄駅	定期

注) 表中の番号は、図3-2.8に対応している。

出典：「笠岡市の公共交通の概要」（笠岡市企画政策課ホームページ）、「バスの運行状況について」（浅口市地域創造課ホームページ）、「里庄町の公共交通」（里庄町企画商工課ホームページ）

## (3) 鉄道

調査対象地域の北西側に位置する里庄駅の乗車状況は表3-2.23に、鉄道路線と里庄駅の位置は図3-2.9に示すとおりである。なお、山陽本線は、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）が運行する、神戸駅から瀬戸内海沿いの各主要都市を經由し、北九州の門司駅に至る路線である。

里庄駅における令和元年度の1日の平均乗車人数は、普通乗車券利用者が340人、定期乗車券利用者が966人の計1,306人であった。

表 3-2.23 里庄駅における1日の平均乗車人数（令和元年度）

単位：人







地域	路線名	駅名	1日の平均乗車人数		
			普通	定期	合計
里庄町	山陽本線	里庄駅	340	966	1,306

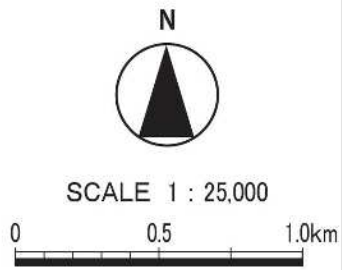
注) 合計は、普通便及び定期便の1日の平均乗車人数の合計人数を示すため、日換算値の誤差を含む。

出典：「令和元年 岡山県統計年報」（令和3年、岡山県統計分析課）



凡 例

-  対象事業実施区域
-  1 大島線
-  2 デマンドバス大島線
-  3 寄島西線
-  4 寄島東線
-  5 寄島~里庄線



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

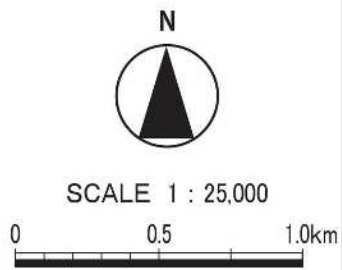
出典：「笠岡市の公共交通の概要」（笠岡市企画政策課ホームページ）、「バスの運行状況について」（浅口市地域創造課ホームページ）、「里庄町の公共交通」（里庄町企画商工課ホームページ）

図 3-2.8 バス路線の状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  JR 山陽本線



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「国土数値情報 鉄道データ (令和 2 年)」(令和 2 年 12 月 31 日時点、国土交通省 GIS ホームページ)

図 3-2.9 鉄道の状況

### 3-2-7 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅等の分布の状況

#### 1. 調査対象地域の環境保全についての配慮が特に必要な施設

調査対象地域の環境保全についての配慮が特に必要な施設の概要は、表 3-2.24 に示すとおりである。

表 3-2.24 環境保全についての配慮が特に必要な施設の概要

施設区分	施設数
保育園	2
幼稚園	2
学校	5
病院	1
社会福祉施設	7
文化施設	6
計	23

#### (1) 保育園、幼稚園、学校

調査対象地域における保育園、幼稚園及び学校等の状況は表 3-2.25 に、位置は図 3-2.10 に示すとおりである。

表 3-2.25 環境保全についての配慮が特に必要な施設（保育園、幼稚園、学校）

番号	施設	地域	名称	住所
1	保育園	笠岡市	つばくろ認定こども園	笠岡市西大島 1756
2		里庄町	かすみ保育園	浅口群里庄町新庄 1110
3	幼稚園	浅口市	寄島こども園	浅口市寄島町 16089-4
4		里庄町	里庄西幼稚園	浅口群里庄町新庄 5774
5	小学校	浅口市	寄島小学校	浅口市寄島町 16089-2
6		里庄町	里庄西小学校	浅口群里庄町新庄 5534
7	中学校	笠岡市	大島中学校	笠岡市大島中 7291-1
8		浅口市	寄島中学校	浅口市寄島町 7551
9		里庄町	里庄中学校	浅口群里庄町里見 2535

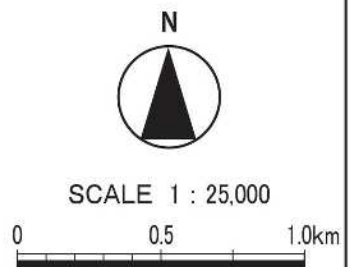
注) 表中の番号は、図3-2.10に対応している。

出典：「幼稚園・保育所(園)・認定こども園の紹介」(笠岡市こども育成課)、「笠岡市内の小学校・中学校・幼稚園 一覧」(笠岡市教育委員会学校教育課)、「市内の保育所・こども園(保育利用)の一覧」(浅口市こども未来課)、「小学校・中学校」(浅口市こども未来課・学校教育課)、「幼稚園・保育園」(里庄町ホームページ)、「学校」(里庄町ホームページ)、「令和元年度公立学校一覧」(岡山県教育政策課)、「岡山県内の私立学校」(岡山県総務学事課)



凡 例

-  対象事業実施区域
-  保育園
-  幼稚園
-  小学校
-  中学校



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「幼稚園 保育所（園） 認定こども園の紹介」（笠岡市こども育成課）、「小学校・中学校」（笠岡市学校教育課）、「市内の保育所・こども園（保育利用）の一覧」（浅口市こども未来課）、「幼稚園・保育園、学校」（里庄町ホームページ）、「令和元年度公立学校一覧、岡山県内の私立学校」（岡山県教育政策課）

図 3-2.10 環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布（保育園、幼稚園、学校）

## (2) 医療施設、福祉施設、文化施設

調査対象地域における医療施設、福祉施設及び文化施設等の状況は表3-2. 26及び表3-2. 27に、位置は図3-2. 11及び図3-2. 12に示すとおりである。

表3-2. 26 環境保全についての配慮が特に必要な施設（医療施設）

番号	地域	名 称	住 所
1	浅口市	(医) 社団よりしま中西医院	浅口市寄島町 7543-11

注) 表中の番号は、図3-2. 11に対応している。

出典：「保健福祉施設・病院名簿」（令和3年4月1日現在、岡山県保健福祉部）

表3-2. 27 環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉施設、文化施設）

番号	施設	項目	地域	名 称	住 所
1	福祉施設	有料老人ホーム	浅口市	介護付有料老人ホーム悠々荘	浅口郡里庄町新庄 2855-1
2		老人デイサービスセンター	浅口市	寄島在宅福祉センターカニ丸の家 デイサービスセンター	浅口市寄島町 16089-17
3		グループホーム	浅口市	グループホームいるかの家	浅口市寄島町 16089-16
4			里庄町	グループホームなごみ	浅口郡里庄町新庄 2920 番地
5			里庄町	グループホームこもればの家	浅口郡里庄町新庄 2790-7
6		小規模多機能型居宅介護事業所	里庄町	トータルケアホーム そよかぜ	浅口郡里庄町新庄 2790 番地 2
7		地域包括支援センター	里庄町	里庄町地域包括支援センター	浅口郡里庄町里見 1107-2
8	文化施設	美術館・博物館	里庄町	里庄町歴史民俗資料館	浅口郡里庄町新庄 2405
9		公立文化ホール	里庄町	里庄町中央公民館	浅口郡里庄町大字里見 1107-2
10				里庄町福祉会館	浅口郡里庄町大字里見 1107-2
11				里庄総合文化ホール「フロイデ」	浅口郡里庄町大字里見 1107
12		図書館	浅口市	寄島図書館	浅口市寄島町 16010
13			里庄町	里庄町立図書館	浅口郡里庄町里見 2621

注) 表中の番号は、図3-2. 12に対応している。

出典：「保健福祉施設・病院名簿」（令和3年4月1日現在、岡山県保健福祉部）、「文化施設情報」（岡山県文化振興課）、「文化施設」（笠岡市ホームページ）、「施設案内」（浅口市ホームページ）、「里庄町の文化施設」（里庄町ホームページ）



## (3) 住宅等の分布の状況

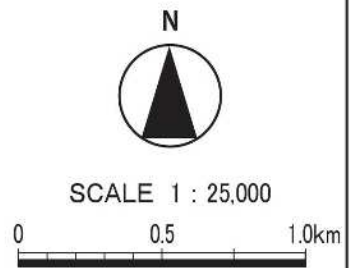
調査対象地域の住宅等の分布の状況は、図3-2. 13に示すとおりである。

里庄町の中心部である里庄駅及び一般国道2号周辺に住宅が集中し、河川沿いの低地の水田地帯に沿って集落が点在している。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  医療施設



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「保健福祉施設・病院名簿」（令和 3 年 4 月 1 日現在、岡山県保健福祉部）

図 3-2.11 環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布（医療施設）





凡 例



対象事業実施区域

<福祉施設>

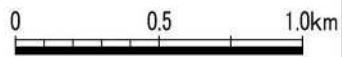
- 有料老人ホーム
- 老人デイサービスセンター
- グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 地域包括支援センター

<文化施設>

- 美術館・博物館
- 公立文化ホール
- 図書館



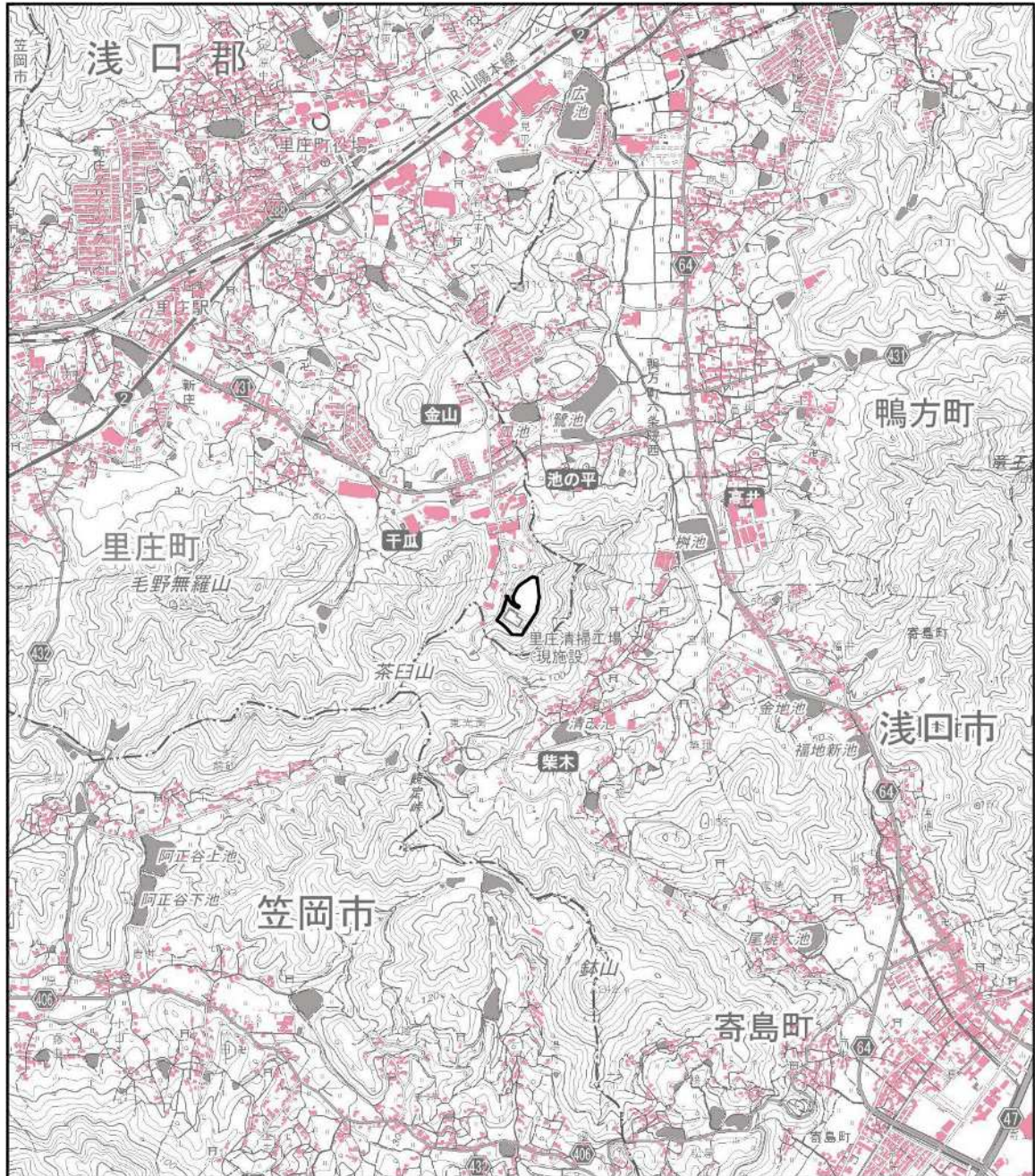
SCALE 1 : 25,000





この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「保健福祉施設・病院名簿」（令和3年4月1日現在、岡山県保健福祉部）、「文化施設情報」（岡山県文化振興課）

図 3-2.12 環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布（福祉施設、文化施設）



凡 例

-  対象事業実施区域
-  住宅等



SCALE 1 : 25,000  
 0 0.5 1.0km

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「基盤地図情報ダウンロードサービス 建築物」(国土交通省国土地理院)

図 3-2.13 住宅等の分布の状況

### 3-2-8 下水道、上水道等の整備の状況

#### 1. 下水道の整備状況

調査対象地域における令和2年度の下水道整備の状況は、表3-2.28に示すとおりである。  
下水道普及率は、笠岡市が58.5%、浅口市が77.2%、里庄町が66.8%である。

表3-2.28 下水道整備の状況（令和2年度）

行政区域	住民基本台帳人口(人)	処理人口(人)	下水道普及率(%)	集落排水、合併処理浄化槽等を含む普及率(%)
笠岡市	46,886	27,410	58.5	79.8
浅口市	33,836	26,106	77.2	90.3
里庄町	11,149	7,448	66.8	82.7

出典：「公共下水道整備状況 汚水処理人口普及率 令和2年度末普及率状況表」（令和3年3月現在、岡山県都市計画課）

#### 2. 上水道の整備状況

調査対象地域における令和元年度の水道整備状況は、表3-2.29に示すとおりである。  
上水道普及率は、笠岡市が99.0%、浅口市が97.1%、里庄町が96.2%である。

表3-2.29 水道整備状況（令和元年度）

行政区域	行政区内人口(人)	上水道		簡易水道		専用水道				合計		普及率(%)
		箇所数(箇所)	給水人口(人)	箇所数(箇所)	給水人口(人)	自己水源		自己水源以外		箇所数(箇所)	給水人口(人)	
						箇所数(箇所)	給水人口(人)	箇所数(箇所)	給水人口(人)			
笠岡市	46,692	1	46,223	0	0	0	0	1	0	2	46,223	99.0
浅口市	32,954	1	31,910	0	0	1	90	0	0	2	32,000	97.1
里庄町	10,985	1	10,572	0	0	0	0	0	0	1	10,572	96.2

注) 令和元年度末現在の値を示す。

出典：「岡山県水道の現況（令和元年度版）」（令和3年、岡山県生活衛生課）

#### 3. し尿処理の状況

調査対象地域における直近の過去5年間のし尿処理状況の推移は、表3-2.30に示すとおりである。

し尿処理量は、笠岡市及び浅口市は減少傾向にある。里庄町は平成30年度までは減少傾向にあったが、令和元年度は増加に転じている。

表 3-2.30 し尿処理状況の推移（平成 27 年度～令和元年度）

単位：KL/年

行政 区域	年度	し尿処理施設処理量		下水道投入処理量		合計		
		し尿	浄化槽汚泥	し尿	浄化槽汚泥	し尿	浄化槽汚泥	合計
笠岡市	平成 27 年度	10,047	13,813	0	0	10,047	13,813	23,860
	平成 28 年度	9,344	13,102	0	0	9,344	13,102	22,446
	平成 29 年度	8,684	13,506	0	0	8,684	13,506	22,190
	平成 30 年度	10,125	11,981	0	0	10,125	11,981	22,106
	令和元年度	8,725	12,734	0	0	8,725	12,734	21,459
浅口市	平成 27 年度	10,992	4,035	0	1,592	10,992	5,627	16,619
	平成 28 年度	9,211	5,102	0	0	9,211	5,102	14,313
	平成 29 年度	8,715	4,857	0	0	8,715	4,857	13,572
	平成 30 年度	8,088	5,149	0	0	8,088	5,149	13,237
	令和元年度	7,776	4,987	0	0	7,776	4,987	12,763
里庄町	平成 27 年度	3,669	1,253	0	0	3,669	1,253	4,922
	平成 28 年度	3,214	1,439	0	0	3,214	1,439	4,653
	平成 29 年度	3,185	1,590	0	0	3,185	1,590	4,775
	平成 30 年度	3,334	1,425	0	0	3,334	1,425	4,759
	令和元年度	3,251	1,594	0	0	3,251	1,594	4,845

出典：「平成 29 年版 岡山県環境白書 2017」（平成 29 年、岡山県環境企画課）、「平成 30 年版 岡山県環境白書 2018」（平成 30 年、岡山県環境企画課）、「令和元年版 岡山県環境白書 2019」（令和元年、岡山県環境企画課）、「令和 2 年版 岡山県環境白書 2020」（令和 2 年、岡山県環境企画課）、「令和 3 年版 岡山県環境白書 2021」（令和 3 年、岡山県環境企画課）

#### 4. 一般廃棄物

調査対象地域における令和元年度の一般廃棄物の処理状況は表 3-2.31 に、令和 3 年 3 月 31 日現在稼働中の一般廃棄物処理施設は表 3-2.32 に示すとおりである。

表 3-2.31 一般廃棄物の処理状況（令和元年度）

区 分	行政区域				
	笠岡市	浅口市	里庄町		
計画収集人口(人)	48,018	34,263	11,174		
ごみ排出量(t/年)	計画収集量	14,412	9,525	2,774	
	直接搬入量	914	1,578	377	
	集団回収量	828	974	169	
	合計	16,154	12,077	3,320	
ごみ処理量(t/年)	直接焼却量	12,687	9,537	2,729	
	直接最終処分量	0	229	0	
	中間処理	粗大処理	1,013	0	153
		資源化	612	847	99
		その他	0	0	0
	直接資源化	1,014	492	170	
合計	15,326	11,105	3,151		
中間処理後再生利用量(t/年)	1,111	941	185		
1人1日当たりの排出量(g/人・日)	919	963	812		
減量処理率(%)	100	97.9	100		
リサイクル率(%)	18.3	19.9	15.8		
最終処分量(t/年)	1,308	1,162	309		

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和元年度」（令和 3 年、環境省廃棄物適正処理推進課）

表 3-2.32 稼働中の一般廃棄物処理施設（令和 3 年 3 月 31 日現在）

名 称	設置場所	処理内容	処理能力(t/日) 又は全体容量 (m <sup>3</sup> )	使用開始年 又は埋立開始年
岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町大字新庄 3655	焼却	200 t/日	平成 11 年
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町 105	粗大ごみ処理	40 t/日	平成 7 年
岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	笠岡市平成町 105	再生利用	27 t/日	平成 12 年
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町 100	し尿処理	210 KL/日	昭和 63 年
浅口市 金光一般廃棄物最終処分場	浅口市金光町下竹 地内	最終処分場	39,700 m <sup>3</sup>	平成 12 年

出典：「令和 3 年版 岡山県環境白書 2021」（令和 3 年、岡山県環境企画課）

## 3-2-9 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況その他の土地利用計画

### 1. 用途地域の状況

笠岡市全域は、笠岡都市計画区域に指定されているが、対象事業実施区域周辺は用途地域に指定されていない。また、浅口市鴨方町と里庄町については、浅口広域都市計画区域に指定されているが、対象事業実施区域周辺は用途地域に指定されていない。なお、浅口市寄島町は、都市計画区域の指定はなされていない。

### 2. 都市計画の策定状況

#### (1) 笠岡市

笠岡市は、「笠岡市都市計画マスタープラン」（平成16年12月策定、平成29年3月見直し）に基づき、「周辺都市と連携し、県南西部の中心にふさわしい活力ある都市づくり」を行っている。

これは、市街地では現行の用途地域を基本に、住宅、商業、工業などの適正な配置による土地利用を誘導するとともに、市街地を取り巻く美しい田園景観や豊かな自然環境の保全を図るものである。

#### (2) 浅口市（鴨方町・金光町）及び里庄町

浅口市（鴨方町・金光町）及び里庄町は、「浅口広域都市計画マスタープラン」（令和2年4月策定）に基づき、「自然や産業など地域の個性を生かした一体性のある都市づくり」を行っている。

市街地では、用途地域等の地域地区や既成市街地を基本に、新たな土地利用規制の検討等に努め、市街地における住宅、商業、工業などの適正な土地利用を誘導するとともに、市街地を取り巻く美しい田園景観や豊かな自然環境の保全を図る。

## 3-2-10 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

### 1. 自然環境、土地利用、国土保全に係る地域の指定及び規制の状況

#### (1) 自然環境保全

##### 1) 「自然環境保全法」

「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号)では、自然環境の適正な保全を総合的に推進するために自然環境保全基本方針を定めるとともに、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域を「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」として指定している。

なお、調査対象地域には、本法による指定地域はない。

##### 2) 「自然公園法」

「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号)では、優れた自然の風景地を保護し、利用の促進を図るために区域を定めて「国立(定)公園」を指定している。

調査対象地域の南西側に位置する御嶽山は瀬戸内海国立公園の特別地域に指定されているが、対象事業実施区域には指定地域はない。

調査対象地域における瀬戸内海国立公園の指定状況は、図 3-2.14 に示すとおりである。

##### 3) 「都市緑地法」

「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号)では、都市計画法により指定された都市計画区域内において、良好な自然的環境を有している地区を「特別緑地保全地区」として指定している。

なお、調査対象地域には、本法による指定地域はない。

##### 4) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号)は、鳥獣の保護繁殖を図る必要がある地域を「鳥獣保護区」、「休猟区」等として指定するとともに、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要がある場合には「特別鳥獣保護区」を指定し、各種行為を規制している。調査対象地域の南東側に特定猟具使用禁止区域(銃)に指定されている区域(名称:寄島)があるが、対象事業実施区域に指定区域はない。

調査対象地域における鳥獣保護区等指定状況は表 3-2.33 に、鳥獣保護区等の位置は、図 3-2.15 に示すとおりである。

表 3-2. 33 鳥獣保護区等の指定状況（令和 3 年度）

区 分	名 称	所在地	面積 (ha)	期限
特定猟具使用禁止区域（銃）	寄島	浅口市	192	令和 4 年 10 月 31 日

出典：「令和 3 年度 岡山県鳥獣保護区等位置図」（岡山県自然環境課）

#### 5) 「岡山県自然保護条例」

「岡山県自然保護条例」（昭和 46 年 12 月 21 日岡山県条例第 63 号）では、郷土の自然を保護し、自然と調和した生活環境を創造する上で保全する事が特に必要である地域を「岡山県自然環境保全地域」、「環境緑地保護地域」、「郷土自然保護地域」、「郷土記念物」として指定し、各種行為を規制している。

なお、調査対象地域には、本条例による指定地域はない。

#### 6) 「岡山県立自然公園条例」

「岡山県立自然公園条例」（昭和 48 年 3 月 27 日岡山県条例第 34 号）では、自然公園法に基づき、優れた自然の風景地の保護と、その適度な利用を図る必要がある地域を「県立自然公園」として指定し、各種行為を規制している。

なお、調査対象地域には、本条例による指定地域はない。

#### 7) 「岡山県立森林公園条例」



「岡山県立森林公園条例」（昭和 50 年 3 月 24 日岡山県条例第 14 号）では、優れた自然環境にある森林を保護するとともに、自然の観察及び探求を通じて、県民の自然への理解・ふれあいを深める地域を「県立森林公園地域」として指定し、各種行為を規制している。

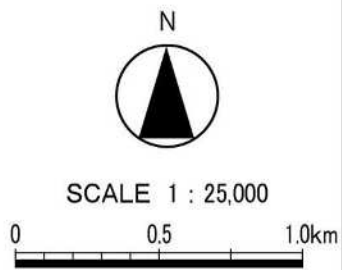
なお、調査対象地域には、本条例による指定地域はない。





凡 例

-  対象事業実施区域
-  瀬戸内海国立公園





この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

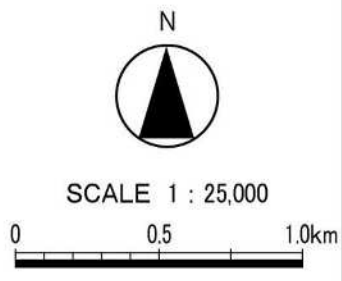
出典：「国土数値情報 自然公園地域データ（平成 27 年）」（国土交通省 GIS ホームページ）

図 3-2.14 国立公園位置図



凡 例

-  対象事業実施区域
-  寄島特定猟具使用禁止区域（銃）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「国土数値情報 鳥獣保護区データ（平成 27 年）」（平成 27 年 3 月 16 日時点、国土交通省 GIS ホームページ）

図 3-2.15 鳥獣保護区等位置図

## (2) 土地利用関係

### 1) 「国土利用計画法」

「国土利用計画法」(昭和49年6月25日法律第92号)では、総合的かつ計画的な国土の利用を図るために、土地利用基本計画で都市地域、農業地域、森林地域等を定めるとともに、土地の投機的取引を抑制すべき区域を「規制区域」として指定している。調査対象地域は、南東側を除き概ね7割強の部分が「都市地域」に指定されており、対象事業実施区域も「都市地域」に指定されている。

なお、調査対象地域には、土地の投機的取引を抑制すべき規制区域はない。

調査対象地域の土地利用計画図は、図3-2.16に示すとおりである。

### 2) 「都市計画法」

「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)では、都市の健全な発展と秩序のある整備を図るために都市計画区域を定め、土地の利用方法に応じて、地域地区(用途地域、風致地域、景観地区等)を定め開発行為を規制している。

なお、調査対象地域は、用途地域の指定はない。

### 3) 「農業振興地域の整備に関する法律」

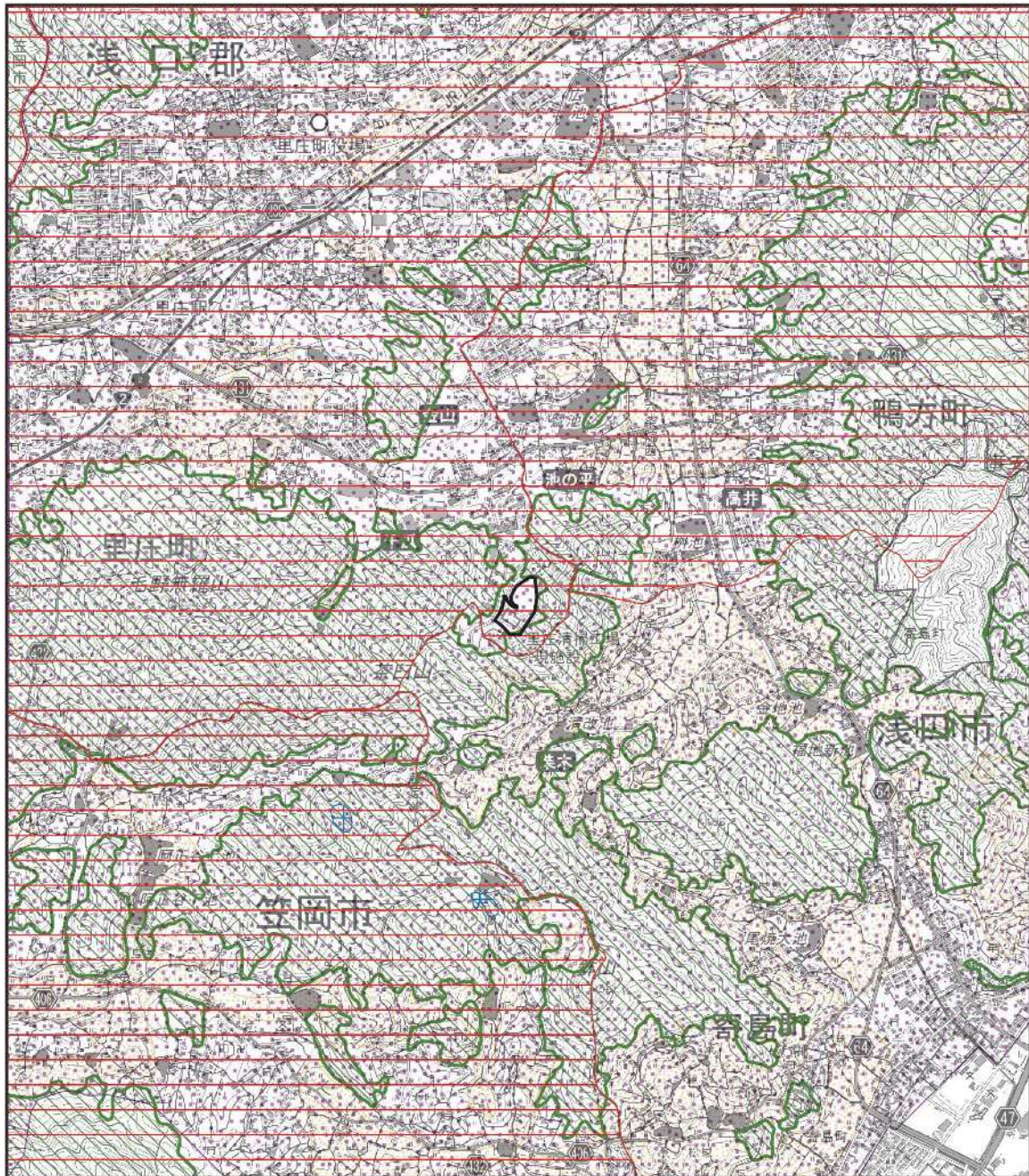
「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年7月1日法律第58号)では、農業の振興を図ることが相当であると認められる地域を「農業振興地域」として指定するとともに、特に農用地等として利用すべき区域を「農用地区域」として指定し、開発行為に制限を加えている。調査対象地域には農用地区域に指定された地域があるが、対象事業実施区域に指定された地域はない。

調査対象地域における農用地区域の指定状況は、図3-2.17に示すとおりである。



### 4) 「森林法」

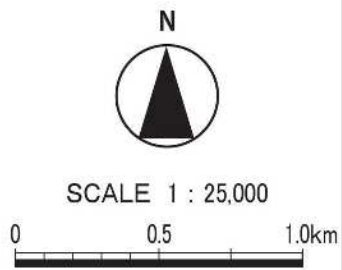
「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号)では、森林の保続培養と森林生産能力の増進並びに国土の保全を図るうえで必要な地域を指定し、各種行為を規制している。調査対象地域には「地域森林計画対象民有林」に指定された地域があるが、対象事業実施区域に指定された地域はない。

調査対象地域における地域森林計画対象民有林の指定状況は、図3-2.18に示すとおりである。



凡 例

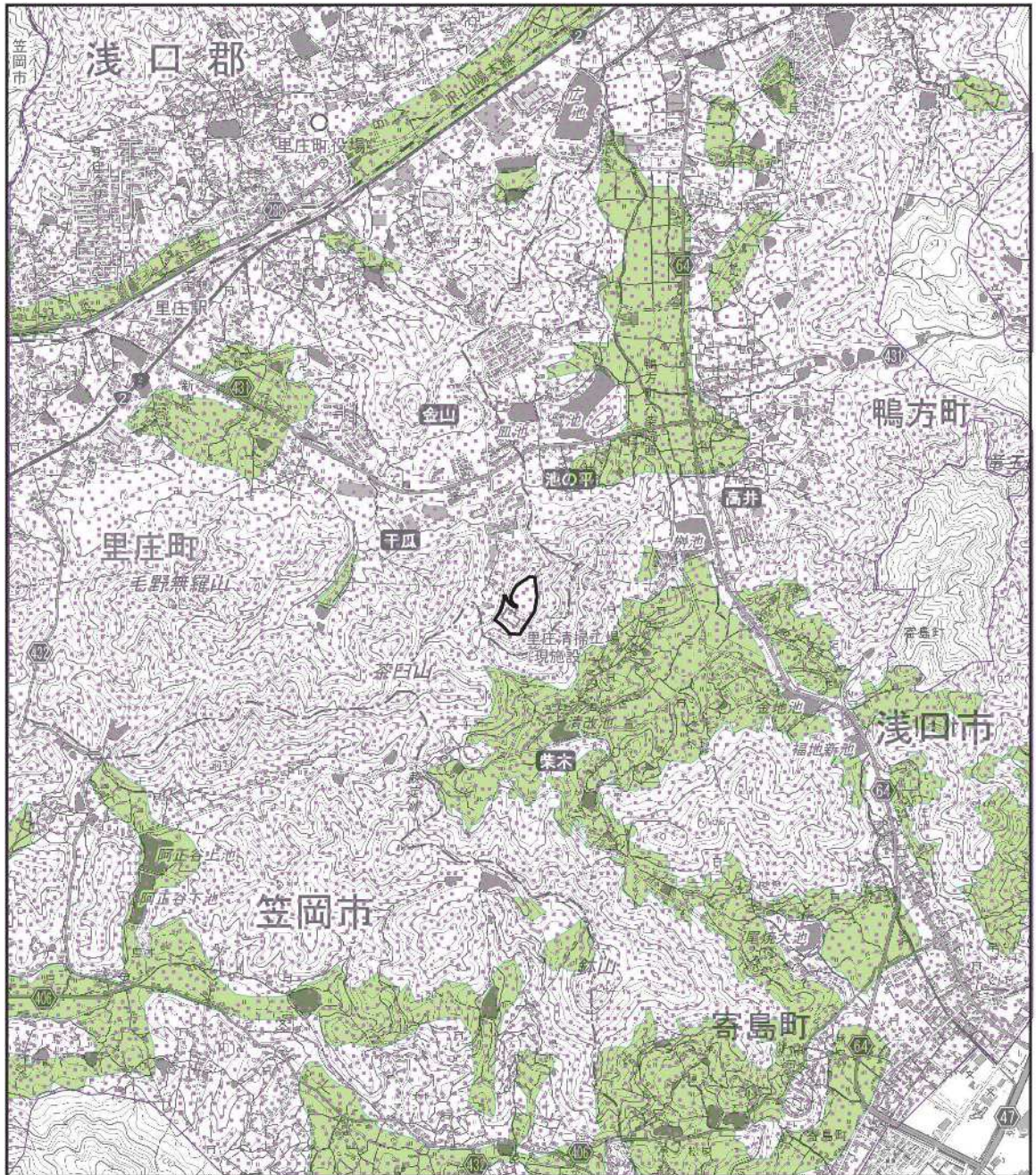
-  対象事業実施区域
-  都市地域
-  農業地域
-  農用地域
-  森林地域
-  保安林
-  地域森林計画対象民有林



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

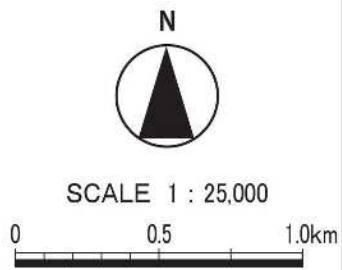
出典：「おかやま全県統計型 GIS 土地利用情報」（岡山県情報政策課）

図 3-2.16 土地利用計画図



凡 例

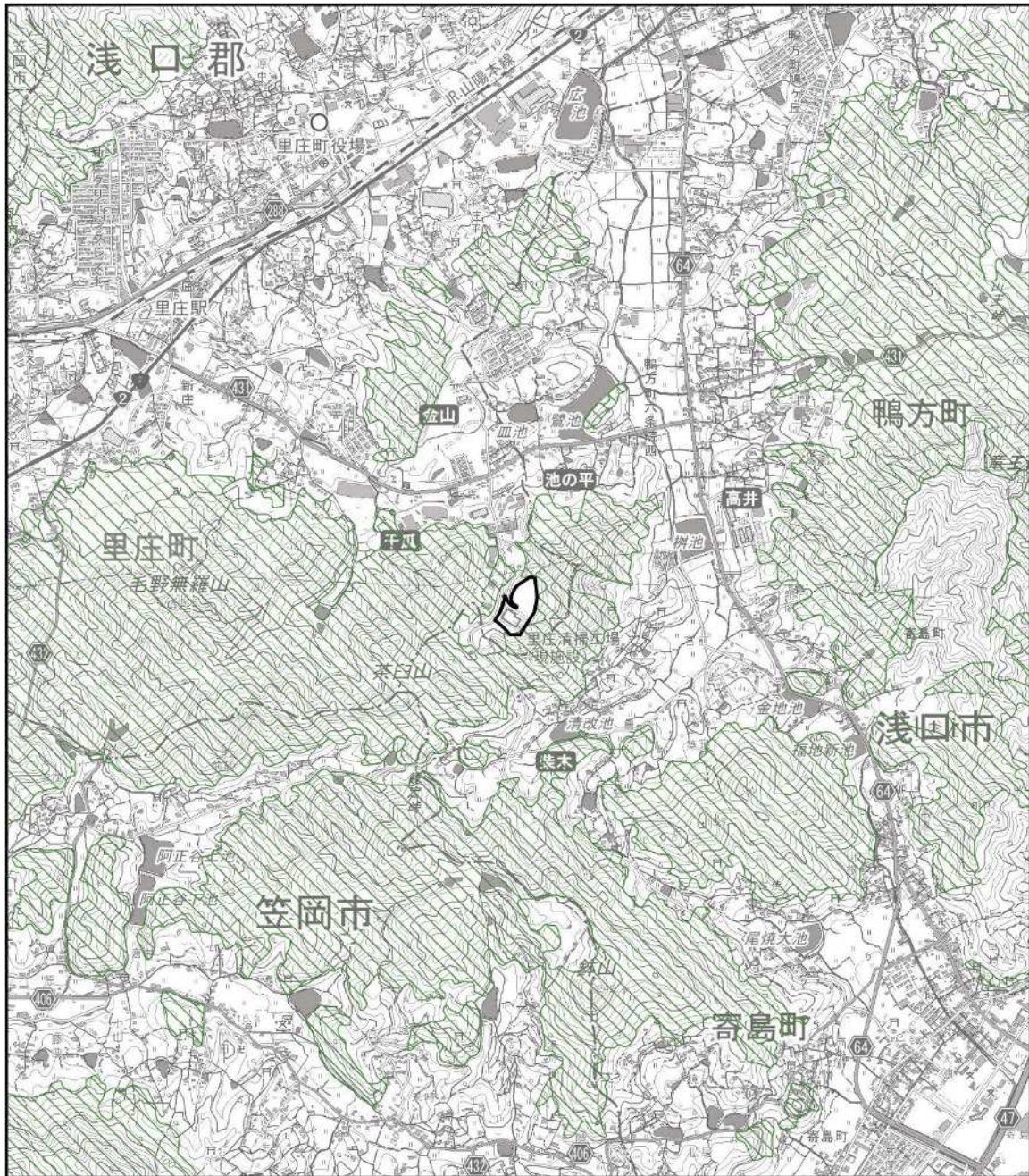
-  対象事業実施区域
-  農用地区域
-  農業地域





この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

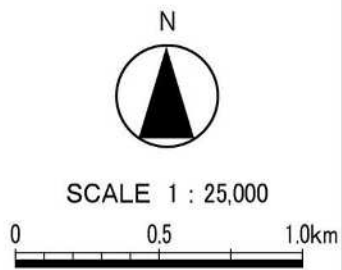
出典：「おokayama全県統計型 GIS 土地利用情報」（岡山県情報政策課）

図 3-2.17 農用地区域図



凡 例

-  対象事業実施区域
-  地域森林計画対象民有林



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「おかやま全県統合型 GIS 土地利用情報」(岡山県情報政策課)

図 3-2.18 地域森林計画対象民有林の指定状況

### (3) 国土の保全関連

#### 1) 「砂防法」

「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号)では、治水砂防のために、砂防施設を要する地域並びに一定の行為を制限する必要がある地域を「砂防指定地」として指定している。

調査対象地域には、砂防指定地に指定された地域があるが、対象事業実施区域は指定されていない。

調査対象地域における砂防指定地の指定状況は、表3-2.34及び図3-2.19に示すとおりである。

表3-2.34 砂防指定地の指定状況

番号	市町村名	指定地名	所在地	所管事務所	告示年月日	告示番号
1	笠岡市	大昌川	笠岡市西大島	井笠	S28.11.21	建01425
2	浅口市	生石川	浅口市六条院中	井笠	S44.2.26	建00416
3	浅口市	生石川	浅口市六条院中	井笠	S60.6.22	建00950
4	浅口市	鳩岡川	浅口市六条院西	井笠	S26.11.27	建00994
5	浅口市	竜王川	浅口市六条院西	井笠	S44.2.26	建00416
6	浅口市	大川	浅口市福井	井笠	S38.8.16	建02099
7	浅口市	尾焼川	浅口市東新開	井笠	S50.12.15	建01567
8	浅口郡里庄町	新庄川	浅口郡里庄町里見	井笠	S23.9.11	内00079
9	浅口郡里庄町	清水川	浅口郡里庄町里見	井笠	S28.11.21	建01425
10	浅口郡里庄町	干瓜川	浅口郡里庄町新庄	井笠	S45.10.3	建01457
11	浅口郡里庄町	大西川	浅口郡里庄町里見	井笠	S28.1.26	建00085

出典：「岡山県内砂防指定地一覧」(令和3年3月現在、岡山県防災砂防課)、「砂防指定地台帳」(岡山県備中県民局井笠地域森林課)

#### 2) 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日法律第57号)では、崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度30度以上)で、その崩壊を助長・誘発する行為を制限する必要がある地域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定している。

調査対象地域には「急傾斜地崩壊危険区域」に指定された地域があるが、対象事業実施区域に指定された地域はない。

調査対象地域における急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、図3-2.19に示すとおりである。

#### 3) 「地すべり等防止法」

「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日法律第30号)では、地すべりをしている区域又は地すべりをするおそれのある区域及びその周囲で、地すべりを助長・誘発する行為を制限する必要がある地域を「地すべり防止区域」として指定している。

なお、調査対象地域には、本法による指定地域はない。

#### 4) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日法律第57号)では、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備のため、「土砂災害警戒区域」を指定している。また、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の開発行為を制限する地域を「土砂災害特別警戒区域」として指定している。

調査対象地域には「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に指定された地域があるが、対象事業実施区域に指定された地域はない。

調査対象地域における土砂災害警戒区域等の指定状況は、図3-2.20に示すとおりである。

#### 5) 「宅地造成等規制法」

「宅地造成等規制法」(昭和36年11月7日法律第191号)では、宅地造成に伴い、崖崩れまたは土砂の流出を生ずるおそれのある地域において、造成工事に規制を加える必要がある区域を「宅地造成工事規制区域」として指定している。

なお、調査対象地域には、本法による指定地域はない。

#### 6) 「河川法」

「河川法」(昭和39年7月10日法律第167号)では、河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持を図るために、工事・使用等を規制すべき区域を河川区域として指定するとともに、河岸、または河川管理施設を保全するために河川区域に隣接する一定の区域を「河川保全区域」として指定している。

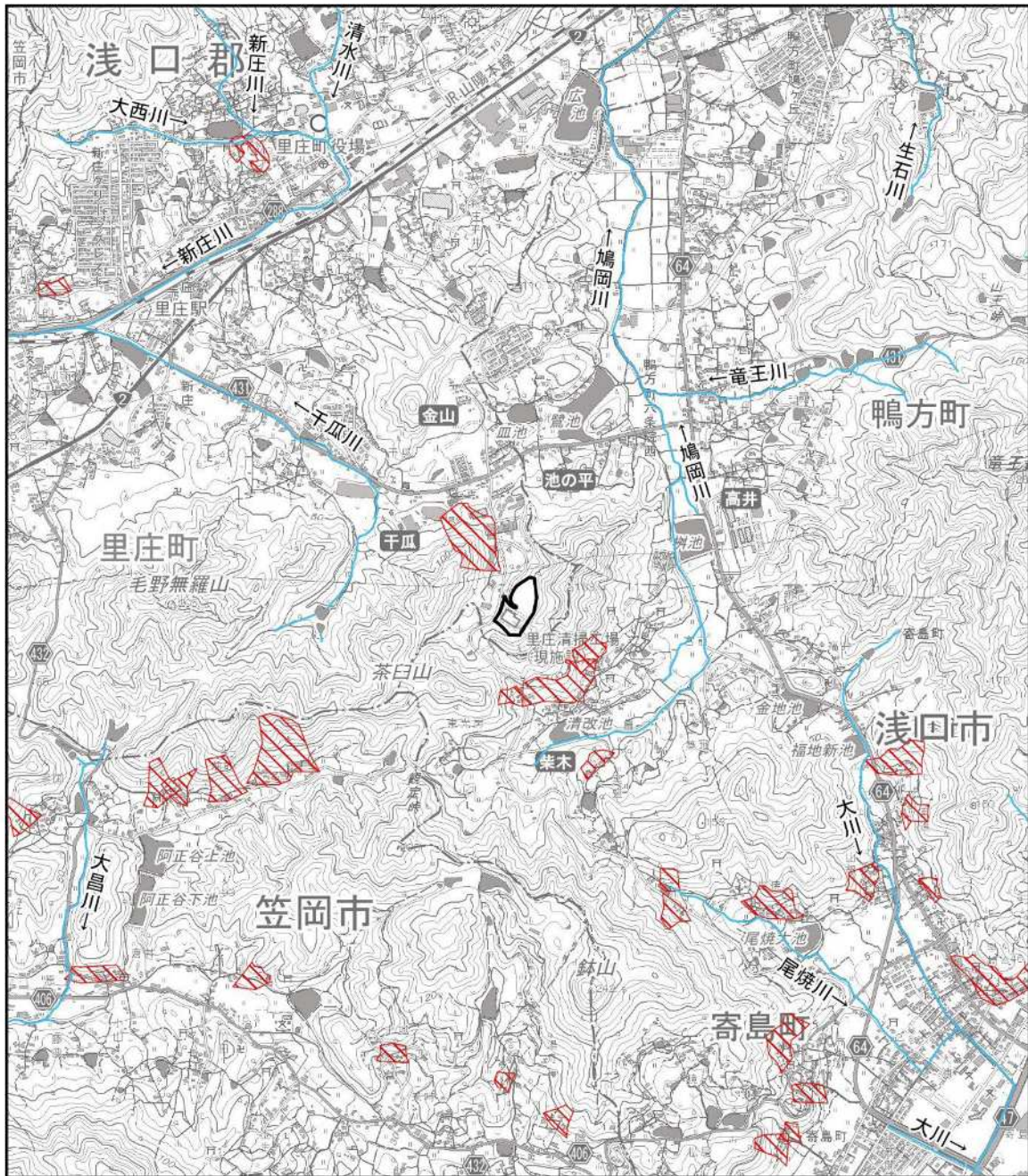
なお、調査対象地域には、本法による指定地域はない。

#### 7) 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」




「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(平成31年4月26日法律第17号)では、農業用ため池が有する農業用水の供給機能の確保を図りつつ、防災・減災対策の強化に必要な措置を講ずるため、所有者等による届出制度と適正管理義務の明文化、決壊した場合に周辺地域に被害を及ぼすおそれのある特定農業用ため池の指定制度、防災工事についての施行命令及び代執行制度、市町村が管理権を取得できる制度等について規定している。

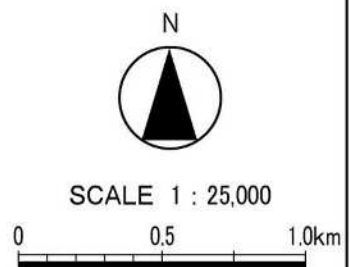
なお、調査対象地域には、本法により「特定農業用ため池」に指定された農業用ため池はない。





凡 例

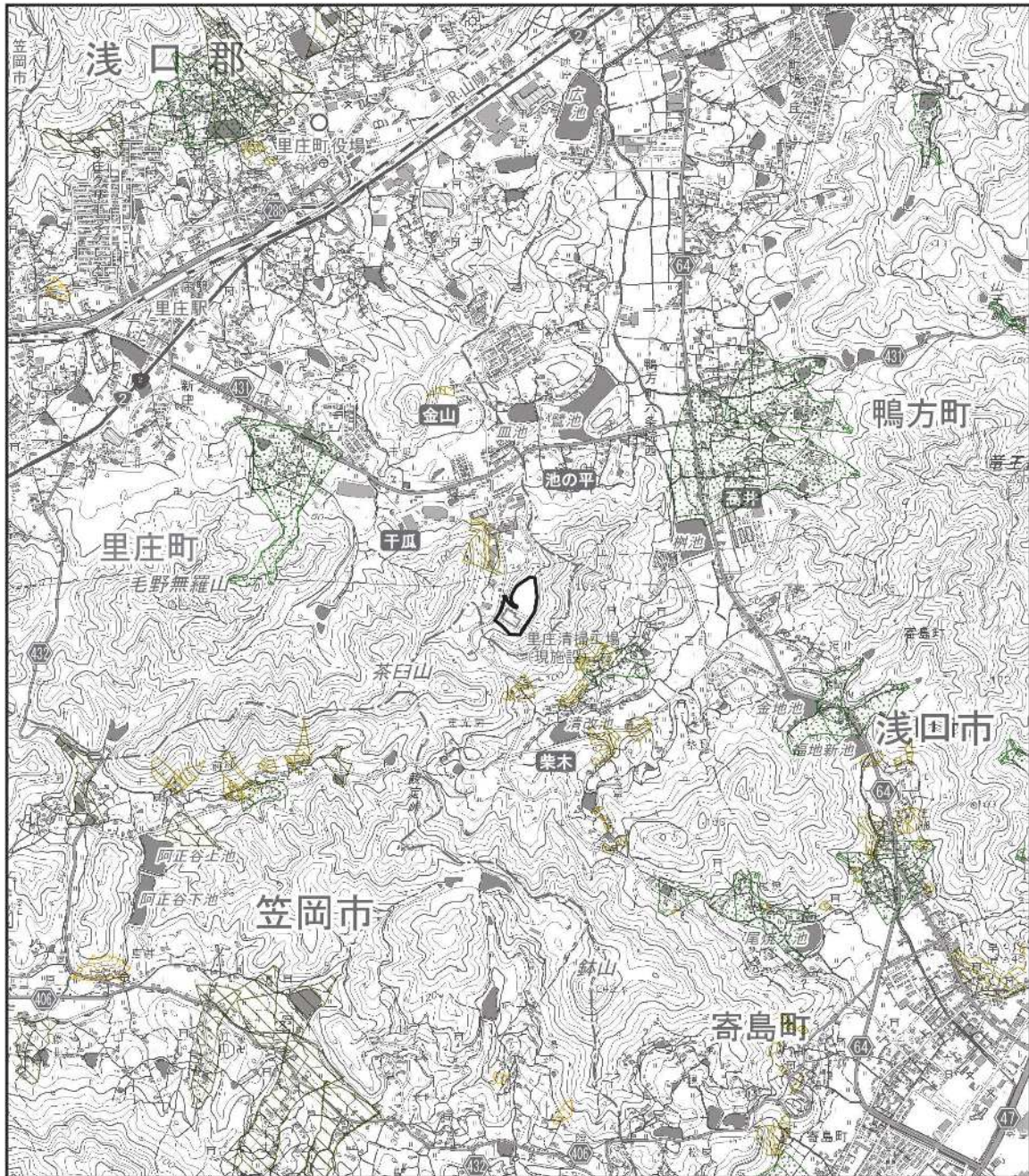
-  対象事業実施区域
-  急傾斜地崩壊危険区域
-  砂防指定地








この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

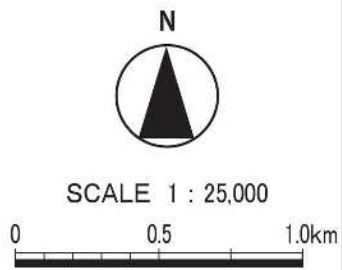
出典：「おokayama県統合型 GIS 防災情報」（岡山県情報政策課）、「岡山県内砂防指定地一覧」（令和3年3月現在、岡山県防災砂防課）、「砂防指定地台帳」（岡山県備中県民局井笠地域森林課）

図 3-2.19 砂防指定地の指定状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  土砂災害警戒区域（土石流）
-  土砂災害特別警戒区域（土石流）
-  土砂災害警戒区域（急傾斜）
-  土砂災害特別警戒区域（急傾斜）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「おかやま全県統合型 GIS 防災情報」（岡山県情報政策課）

図 3-2.20 土砂災害警戒区域等の指定状況

#### (4) 景観関係

##### 1) 「都市計画法」

「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)では、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために都市計画区域を定め、その形態によって、市街化区域及び市街化調整区域に区分するとともに、土地の利用方法に応じて、地域地区(用途地域、風致地区、景観地区等)を定め開発行為を規制している。

なお、調査対象地域には、風致地区、景観地区等の指定はない。

##### 2) 「景観法」

「景観法」(平成16年6月18日法律第110号)では、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、景観計画の策定、景観計画区域及び景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備・保全のための支援措置等を定めている。

##### 3) 「岡山県景観条例」

「岡山県景観条例」(昭和63年3月11日岡山県条例第16号)では、地域の特性を生かした優れた景観を守り育て、郷土岡山の快適で文化の薫り高い景観を創造することを目的に、“特に県民に親しまれ県民の誇りとなるような地域”を「景観モデル地区」として指定している。また、歴史的・文化的に優れた景観をもつ施設等の背景・借景を保全するため「背景保全地区」を指定するとともに、県下全域を対象に大規模行為に対する届出義務等を規定し、よりよい景観形成を誘導している。

なお、調査対象地域には、「景観モデル地区」及び「背景保全地区」の指定地域はない。

#### (5) 文化財関係

##### 1) 「文化財保護法」

文化財には、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群があり、重要なものについては、「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)に基づき、国等により指定され、十分な管理がなされている。また、埋蔵文化財についても、その包蔵地の周知徹底を図り、開発による荒廃を防いでいる。

##### ア. 指定文化財

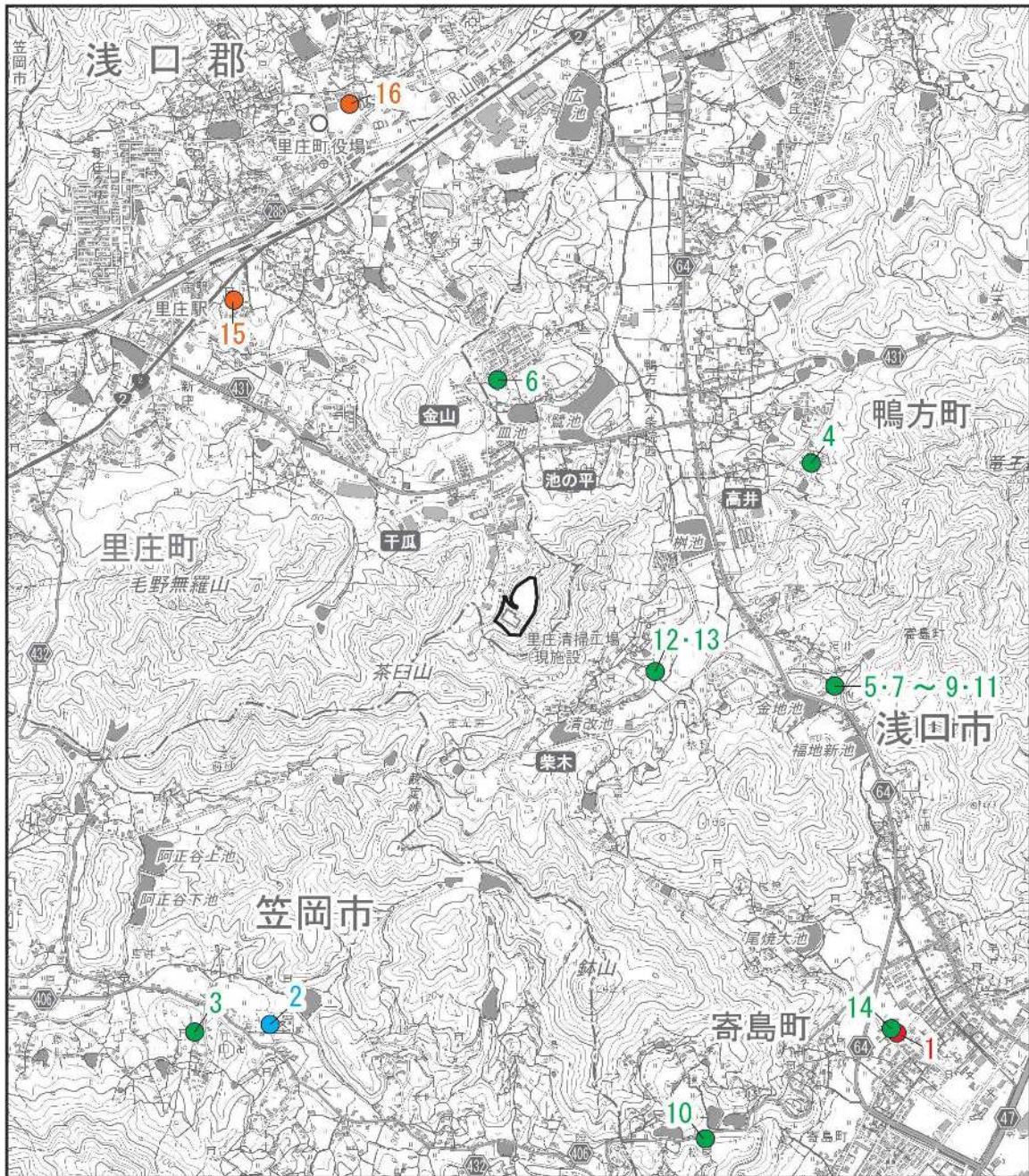
調査対象地域に分布する指定文化財は表3-2.35に、指定文化財の位置は図3-2.21に示すとおりである。調査対象地域には国登録文化財(大浦神社本殿、祝詞殿・弊殿及び拝殿、鳥居)が1件、県指定重要無形民俗文化財(大島の傘踊)が1件、笠岡市指定の天然記念物(竹田稲荷のアベマキ)が1件、浅口市指定文化財が11件、里庄町指定文化財が2件の計16件の文化財がある。

なお、対象事業実施区域に登録文化財、指定文化財等は分布していない。

表 3-2. 35 指定文化財の状況

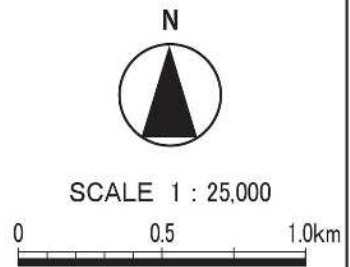
番号	種類	名称	所在地	指定区分	指定年月日
1	建造物	大浦神社本殿、祝詞殿・幣殿及び拝殿、鳥居	浅口市	国登録有形文化財	令和元年9月10日
2	無形民俗	大島の傘踊	笠岡市	県指定重要無形民俗文化財	昭和51年3月31日
3	天然記念物	竹田稲荷のアベマキ	笠岡市	市指定天然記念物	昭和46年10月15日
4	建造物	円珠院石造大宝塔	浅口市	市指定文化財	平成23年10月25日
5	絵画	紙本著色仏涅槃図	浅口市	市指定文化財	平成23年10月25日
6	彫刻	木造朝倉薬師如来坐像	浅口市	市指定文化財	平成23年10月25日
7	彫刻	木造阿弥陀如来立像	浅口市	市指定文化財	平成23年10月25日
8	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	浅口市	市指定文化財	平成23年10月25日
9	彫刻	檀像	浅口市	市指定文化財	平成23年10月25日
10	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	浅口市	市指定文化財	平成23年10月25日
11	書跡典籍	法華経	浅口市	市指定文化財	平成23年10月25日
12	古文書	池田光政判物	浅口市	市指定文化財	平成23年10月25日
13	古文書	池田継政判物	浅口市	市指定文化財	平成23年10月25日
14	無形民俗	大浦神社競馬神事	浅口市	市指定文化財	平成23年10月25日
15	有形文化財 (工芸品)	大原焼彩色狛犬	里庄町	町指定文化財	平成14年2月20日
16	無形民俗文化財	大原踊り	里庄町	町指定文化財	不明

出典：「岡山県内市町村の文化財情報」（岡山県文化財課）、「笠岡市の指定・登録文化財」（笠岡市生涯学習課）、「浅口市指定文化財一覧」（平成30年4月25日現在、浅口市文化振興課）、「浅口市内の国登録有形文化財一覧」（浅口市文化振興課）



凡 例

-  対象事業実施区域
-  重要文化財（国登録）
-  重要文化財（県登録）
-  重要文化財（市登録）
-  重要文化財（町登録）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

注) 図中の番号は表 3-2.35 に示す番号と対応する。

出典：「岡山県内市町村の文化財情報」（岡山県文化財課）、「笠岡市の指定・登録文化財」（笠岡市生涯学習課）、「浅口市指定文化財一覧」（平成 30 年 4 月 25 日現在、浅口市文化振興課）、「浅口市内の国登録有形文化財一覧」（浅口市文化振興課）

図 3-2.21 指定文化財の位置図

## イ. 埋蔵文化財

調査対象地域に分布する周知の埋蔵文化財は表 3-2. 36(1)～(4)に、埋蔵文化財の分布状況は図 3-2. 22 に示すとおりである。

調査対象地域には 152 件の埋蔵文化財が分布し、縄文・弥生・古墳時代から鎌倉・室町、安土桃山・江戸と時代の幅は広く、種別は貝塚や古墳・古墓、散布地、集落、石造物（宝篋印塔・五輪塔）、社寺などである。なお、対象事業実施区域には、周知の埋蔵文化財は分布していない。

表 3-2. 36 (1) 埋蔵文化財

番号	名 称	所在地	時 代	種 別
1	原貝塚	笠岡市	縄文・弥生・古墳	貝塚
2	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
3	南坊跡	浅口市	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	社寺
4	名称未定	浅口市	鎌倉～室町	石造物（宝篋印塔・五輪塔）
5	鏡坊跡	浅口市	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	社寺
6	鏡古墳	浅口市	古墳	古墳
7	名称未定	浅口市	古墳	古墳
8	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
9	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
10	名称未定	浅口市	弥生・鎌倉・室町	散布地・集落
11	名称未定	浅口市	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
12	名称未定	浅口市	縄文・古墳・鎌倉・室町	散布地・集落
13	名称未定	浅口市	古墳	古墳
14	名称未定	浅口市	鎌倉	古墓
15	名称未定	浅口市	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
16	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
17	名称未定	浅口市	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
18	名称未定	浅口市	古墳・鎌倉・室町	散布地・集落
19	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	石造物（宝篋印塔・五輪塔）
20	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	石造物（宝篋印塔・五輪塔）
21	名称未定	浅口市	弥生	散布地・集落
22	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
23	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
24	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
25	つぶ山遺跡	浅口市	旧石器	散布地・集落
26	名称未定	浅口市	弥生・古墳・飛鳥白鳳・奈良・平安・鎌倉・室町	散布地・集落
27	名称未定	浅口市	室町・安土桃山・江戸	石造物(五輪塔)
28	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
29	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	石造物(五輪塔)
30	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
31	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	石造物(五輪塔)
32	名称未定	浅口市	室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
33	名称未定	浅口市	古墓	古墓
34	名称未定	浅口市	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
35	名称未定	浅口市	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
36	名称未定	浅口市	室町	散布地・集落

表 3-2.36 (2) 埋蔵文化財

番号	名称	所在地	時代	種別
37	名称未定	浅口市	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
38	名称未定	浅口市	室町	散布地・集落
39	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
40	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
41	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
42	茶臼山城跡	浅口市	室町	城・館・屋敷
43	東光坊跡	浅口市	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	社寺
44	柴木遺跡	浅口市	弥生	散布地・集落
45	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
46	名称未定	浅口市	弥生・鎌倉	散布地・集落
47	名称未定	浅口市	弥生・鎌倉・室町	散布地・集落
48	名称未定	浅口市	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
49	名称未定	浅口市	縄文・弥生	散布地・集落
50	名称未定(寄島町22)	浅口市	弥生・鎌倉・室町	散布地・集落
51	名称未定	浅口市	室町	石造物(宝篋印塔・五輪塔)
52	宮の前古墳	浅口市	古墓	古墓
53	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
54	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
55	名称未定	浅口市	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
56	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	石造物(宝篋印塔・五輪塔)
57	福井山遺跡	浅口市	鎌倉・室町	古墓
58	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	石造物(五輪塔)
59	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	古墓
60	福井古墳	浅口市	古墓	古墓
61	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	石造物(宝篋印塔・五輪塔)
62	竜王山城跡	浅口市	鎌倉・室町	城・館・屋敷
63	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
64	円珠院石造大宝塔	浅口市	室町～江戸	石造物(宝塔)
65	山王峠	浅口市	鎌倉	散布地・集落
66	真山戸山不動	浅口市	鎌倉・室町	生産遺跡(窯)
67	名称未定	浅口市	弥生・鎌倉・室町	散布地・集落
68	土居遺跡	浅口市	平安・鎌倉・室町	散布地・集落
69	和田谷遺跡	浅口市	縄文・弥生・古墳・奈良・平安・鎌倉・室町	散布地・集落
70	名称未定(鴨方町189)	浅口市	弥生・鎌倉・室町	散布地・集落
71	宇根西側遺跡	浅口市	弥生・鎌倉・室町	散布地・集落
72	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
73	頓宮又次郎墓	浅口市	室町	石造物(宝篋印塔)
74	名称未定	浅口市	古墓	古墓
75	城殿山東南麓	浅口市	平安	散布地・集落
76	名称未定	浅口市	古墳・鎌倉・室町	散布地・集落
77	名称未定	浅口市	室町	石造物(宝篋印塔)
78	六道遺跡	浅口市	古墳・鎌倉・室町	散布地・集落
79	名称未定	浅口市	古墓	散布地・集落

表 3-2.36 (3) 埋蔵文化財

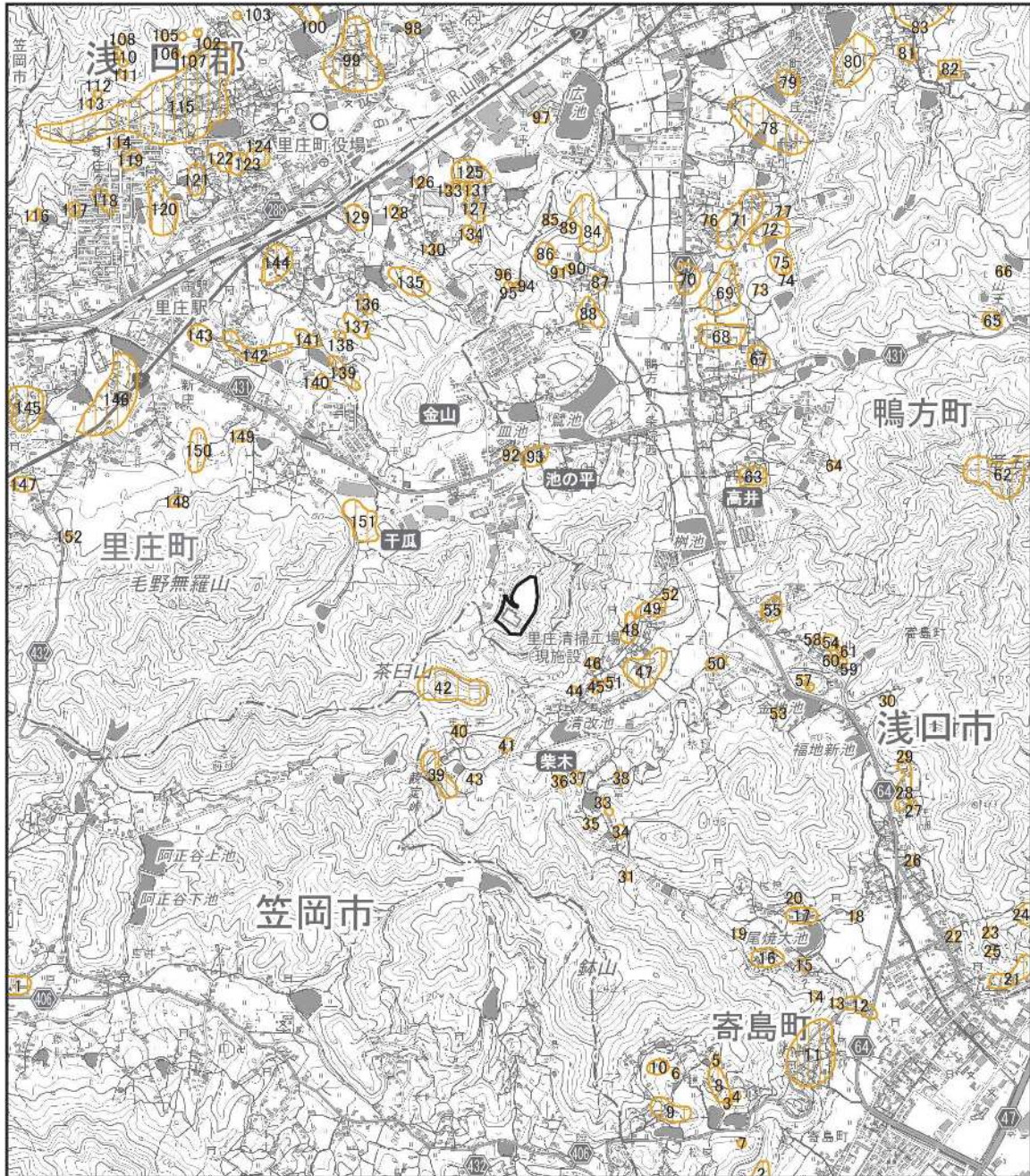
番号	名称	所在地	時代	種別
80	名称未定	浅口市	弥生・鎌倉・室町	散布地・集落
81	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
82	生石山文殊院跡	浅口市	平安・鎌倉・室町	社寺
83	近長遺跡	浅口市	弥生・古墳・平安・鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
84	名称未定	浅口市	古墳・鎌倉・室町	散布地・集落
85	荒神山遺跡	浅口市	弥生	散布地・集落
86	朝倉遺跡	浅口市	古墳・飛鳥白鳳・奈良・平安・鎌倉・室町	散布地・集落
87	名称未定	浅口市	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
88	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
89	荒神山古墳	浅口市	古墳	古墳
90	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	石造物(五輪塔)
91	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	石造物(五輪塔)
92	名称未定	浅口市	鎌倉・室町	散布地・集落
93	名称未定	浅口市	弥生・鎌倉・室町	散布地・集落
94	いつくし山1号	浅口郡里庄町	古墳	古墳
95	いつくし山2号	浅口郡里庄町	古墳	古墳
96	いつくし山3号	浅口郡里庄町	古墳	古墳
97	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
98	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町	散布地・集落
99	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
100	里見山中遺跡	浅口郡里庄町	弥生・鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落・生産遺跡(窯)
101	奥迫古墳	浅口郡里庄町	古墳	古墳
102	観音塚古墳	浅口郡里庄町	古墳	古墳
103	上川2号墳	浅口郡里庄町	古墳	古墳
104	上川1号墳	浅口郡里庄町	古墳	古墳
105	梅山古墳	浅口郡里庄町	古墳	古墳
106	大岩塚古墳	浅口郡里庄町	古墳	古墳
107	金比羅古墳	浅口郡里庄町	古墳	古墳
108	古屋堂6号墳	浅口郡里庄町	古墳	古墳
109	古屋堂5号墳	浅口郡里庄町	古墳	古墳
110	古屋堂4号墳	浅口郡里庄町	古墳	古墳
111	古屋堂3号墳	浅口郡里庄町	古墳	古墳
112	古屋堂2号墳	浅口郡里庄町	古墳	古墳
113	古屋堂1号墳	浅口郡里庄町	古墳・鎌倉・室町	古墳
114	名称未定	浅口郡里庄町	古墳	古墳
115	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
116	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
117	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町	散布地・集落
118	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
119	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町	散布地・集落
120	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
121	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
122	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
123	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落





表 3-2.36 (4) 埋蔵文化財

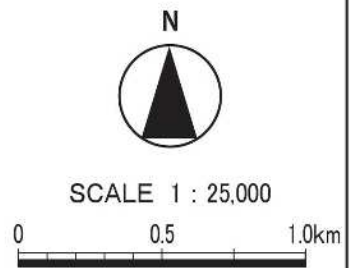
番号	名 称	所在地	時 代	種 別
124	名称未定	浅口郡里庄町	江戸	散布地・集落
125	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町	散布地・集落
126	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
127	里見平井遺跡	浅口郡里庄町	鎌倉・室町	散布地・集落
128	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
129	名称未定	浅口郡里庄町	古墳・鎌倉・室町	散布地・集落
130	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
131	荒神社大師堂	浅口郡里庄町	鎌倉・室町	石造物(五輪塔)
132	荒神山古墳	浅口郡里庄町	古墳	荒神社古墳
133	荒神社裏古墓	浅口郡里庄町	室町・安土桃山・江戸	石造物(五輪塔・一石五輪塔)
134	日吉神社東谷	浅口郡里庄町	鎌倉・室町	散布地・集落
135	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町	散布地・集落
136	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町	散布地・集落
137	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町	散布地・集落
138	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
139	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町	散布地・集落
140	名称未定	浅口郡里庄町	弥生・古墳・鎌倉・室町	散布地・集落
141	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町	散布地・集落
142	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町	散布地・集落
143	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
144	名称未定	浅口郡里庄町	奈良・平安・鎌倉・室町	散布地・集落
145	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町	散布地・集落
146	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
147	名称未定	浅口郡里庄町	古墳	散布地・集落
148	堂迫遺跡	浅口郡里庄町	弥生・古墳	散布地・集落
149	名称未定	浅口郡里庄町	古墳	散布地・集落
150	名称未定	浅口郡里庄町	奈良・平安・鎌倉・室町・安土桃山・江戸	散布地・集落
151	マキサヤ遺跡	浅口郡里庄町	縄文・弥生・古墳・鎌倉・室町	散布地・集落
152	名称未定	浅口郡里庄町	鎌倉・室町・安土桃山・江戸	貝塚

出典：「おokayま全県統合型 GIS 埋蔵文化財(遺跡)」(平成 27 年 3 月 16 日現在、岡山県情報政策課)



凡 例

-  対象事業実施区域
-  埋蔵文化財



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

注) 図中の番号は表 3-2.36 に示す番号と対応する  
 出典：「おokayama 県統合型 GIS 埋蔵文化財（遺跡）」（平成 27 年 3 月 16 日現在、岡山県情報政策課）

図 3-2.22 埋蔵文化財の散布位置図

## (6) その他

### 1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)は、廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正処理並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

廃棄物は、発生源及び性状により、事業活動に伴って生じたもののうち燃え殻、汚泥等政令で定められた産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に区分される。事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物の区分によらず事業者の責務として、産業廃棄物は自らの責任において、一般廃棄物は市町村の一般廃棄物処理計画に従って適正に処理することとされている。

また、廃止された最終処分場は、廃棄物処理施設として維持管理を行わなくとも、そのままであれば生活環境保全上の問題が生じるおそれがない状態ではあるものの、廃止後の最終処分場跡地において土地の形質変更が行われる場合には、廃棄物の分解等が進行し、生活環境に支障を与えるおそれがある。このため、本法では、廃棄物が地中にある土地で形質変更が行われることにより、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある区域を指定区域として都道府県知事等が指定し、その区域内で土地の形質変更は施工方法の基準に従い実施することと知事への事前(30日前)の届出が義務づけられている。

笠岡市においては笠岡市神島字銅山532番2の一部及び532番17の一部、笠岡市北木島町字獅崎761～763番の一部及び766番の一部が、浅口市においては浅口市寄島町字寄島新開16089番1の一部、16089番20、16089番22～24、16089番30～32、16089番33の一部、16089番34及び16089番45～48、浅口市金光町須恵1417番1及び1417番5～6の一部、浅口市金光町占見新田2251番61の一部、2251番140～146、2257番の一部及び2262番の一部が指定区域として指定されている。また、対象事業実施区域が位置する里庄町には、本法による指定区域はない。なお、これらの指定区域はいずれも調査対象地域には含まれない。

## 2. 公害の防止に係る地域の指定及び規制の状況

公害の防止に係る基準として、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づく環境基準(人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)や、「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号)等の各法律がある。

公害の防止に係る地域の指定及び規制の状況を表3-2.37に示す。

表 3-2.37 公害の防止に係る地域の指定及び規制の状況

区分	根拠法令	規制・指定の内容	規制・指定の有無		備考	
			対象事業 実施区域	調査対象 地域		
大気	環境基本法	環境基準	○	○	全国一律に設定	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	○	○	全国一律に設定	
		排出基準	○	○	特定施設	
	大気汚染防止法	排出基準等	○	○	地域別に規定	
		総量規制地域	×	×	地域別に規定	
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法	対策地域	×	×	
		岡山県環境への負荷の低減に関する条例	排出基準等	×	×	ばい煙、粉じん 有害物質排出施設
騒音		地域の指定（ベンゼン）	×	×	ベンゼン排出施設	
	環境基本法	環境基準	○	○	地域別に規定	
	騒音規制法	規制地域、規制基準 （特定工場等・特定建設作業）	○	○	地域別に規定	
		規制地域、規制基準 （自動車騒音の要請限度）	×	○	地域別に規定	
	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	地域指定、規制基準	×	×	地域指定はない	
振動	振動規制法	規制地域、規制基準 （特定工場等・特定建設作業）	○	○	地域別に規定	
		規制地域、規制基準 （自動車振動の要請限度）	×	○	地域別に規定	
	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	地域指定、規制基準	×	×	地域指定はない	
悪臭	悪臭防止法	規制地域、規制基準	○	○	地域別に規定	
水質	環境基本法	水質	環境基準 （生活環境項目）	○	○	公共用水域で類型区 分別に規定
			環境基準 （健康項目）	○	○	全公共用水域に規定
		地下水	水質環境基準	○	○	全地下水が対象
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	○	○	全国一律に設定	
		排出基準（一律基準）	○	○	特定事業場	
	水質汚濁防止法	排水基準	○	○	全国一律に規定	
		上乗せ排水基準	○	○	特定事業場	
		総量規制基準	○	○	指定地域内事業場	
	瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設設置規制等	○	○	特定施設	
	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	排水基準、地下水の汚染に係る規制基準	○	○	特定施設	
農業（水稲）用水基準	用水基準	○	○	農業用水に関する参 考指標		
水底の底質	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	○	○	全公共用水域に規定	
	底質の暫定除去基準	暫定除去基準	○	○	全公共用水域に規定	
土壌汚染	環境基本法	環境基準	○	○	全国一律に設定	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	○	○	全国一律に設定	
		対策地域	×	×		
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	農用地土壌汚染対策地域	×	×		
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×		
	形質変更時要届出区域	×	×			
	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	土壌の汚染に係る基準	○	○	有害物質取扱事業所	

(1) 大気汚染

1) 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3-2. 38(1)～(2)に示すとおりである。環境基準は、工業専用地域、車道その他、一般公衆が通常生活していない地域では適用されないが、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として全国一律に定められている。

表 3-2. 38 (1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	<p>【短期的評価】</p> <p>定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値または各 1 時間値を環境基準と比較してその評価を行う。</p> <p>【長期的評価】</p> <p>年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるもの(365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値)を除外した最高値(1 日平均値の年間 2% 除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。</p>
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	<p>【短期的評価】</p> <p>定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値を環境基準と比較してその評価を行う。</p> <p>【長期的評価】</p> <p>年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるもの(365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値)を除外した最高値(1 日平均値の年間 2% 除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。</p>
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<p>【短期的評価】</p> <p>定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値または各 1 時間値を環境基準と比較してその評価を行う。</p> <p>【長期的評価】</p> <p>年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるもの(365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値)を除外した最高値(1 日平均値の年間 2% 除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。</p>
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	<p>【短期的評価】</p> <p>定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての各 1 時間値を環境基準と比較してその評価を行う。</p>
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	<p>【長期的評価】</p> <p>年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98% 目に相当するもの(1 日平均値の年間 98% 値)を環境基準と比較して評価を行う。</p>

表 3-2. 38 (2) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	【長期的評価】 同一地点で連続24時間サンプリングした測定値(原則月1回以上)を算術平均した年平均値により評価を行う。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	【長期的評価】 長期基準：1年平均値を環境基準と比較して評価を行う。 短期基準：年間の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。
備考		
<p>1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p> <p>3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあつては、1時間値の1日平均値0.06ppmを達成されるように努めるものとし、その達成期間は原則として7年間とする。また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないように努めるものとする。</p> <p>4. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p> <p>5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>		

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環告第25号)、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環告第38号)、「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環告第4号)、「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環告第33号)

## 2) ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号)に基づく大気汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 3-2.39 に、特定施設に係る排出基準は表 3-2.40 に示すとおりである。

表 3-2.39 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

注) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日環告第 68 号)

表 3-2.40 特定施設に係るダイオキシン類の排出基準

単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	排出基準値
廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上、 又は焼却能力が 0.05t/h 以上)	4t/h 以上	0.1
	2t/h ~ 4t/h	1
	2t/h 未満	5

注) 新設施設に係る環境基準を示す。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号)

## 3) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」(昭和 51 年、中央公害対策審議会)は表 3-2.41 に示すとおりである。

本指針は、光化学オキシダントの環境基準を達成する上で必要とされる炭化水素の排出抑制のための行政上の目標として、中央公害対策審議会が示したものである。

表 3-2.41 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	環境上の条件
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。

出典：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」(昭和 51 年、中央公害対策審議会)

#### 4) 大気汚染防止法

##### ア. 施設の設置等に関する規制方式とその概要

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号)では、工場及び事業場から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類や施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。排出基準は、全国一律に定められている。工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要は、表3-2.42(1)～(2)に示すとおりである。

表3-2.42(1) 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名		対象施設	規制の方式と概要	
ばい煙	硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )	ばい煙発生施設 (ボイラー等32施設)	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(Nm <sup>3</sup> /h)=K×10 <sup>-3</sup> ×He <sup>2</sup> 一般排出基準 ※笠岡市:K=6.42 ※浅口市、里庄町:K=17.5 特別排出基準:調査対象地域は該当しない 2) 総量規制:調査対象地域は該当しない 3) 総量規制に伴う燃料使用基準:調査対象地域は該当しない	
	ばいじん		施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準:0.04~0.45g/Nm <sup>3</sup> 上乗せ、旧特別、特別排出基準:調査対象地域は該当しない	
	有害物質		カドミウム(Cd) カドミウム化合物	施設ごとの排出基準:1.0mg/Nm <sup>3</sup>
			塩素(Cl <sub>2</sub> )、 塩化水素(HCl)	施設ごとの排出基準: 塩素:30mg/Nm <sup>3</sup> 、塩化水素:80~700mg/Nm <sup>3</sup>
			フッ素(F)、 フッ化水素(HF)、 フッ化珪素(SiF <sub>4</sub> )等	施設ごとの排出基準:1.0~20mg/Nm <sup>3</sup>
			鉛(Pb)、鉛化合物	施設ごとの排出基準:10~30mg/Nm <sup>3</sup>
			窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	1) 施設・規模ごとの排出基準:60~900ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定
揮発性有機化合物(VOC)		揮発性有機化合物排出施設 (塗装施設等)	施設ごとの排出基準 400~60,000ppmC	
粉じん	一般粉じん (セメント、鉱物等)	一般粉じん発生施設 (コークス炉等)	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん(石綿)	特定粉じん発生施設 (石綿製品製造施設) 特定粉じん排出等作業 (石綿を使用している建築物の解体等)	事業場の敷地境界基準 濃度10本/リットル 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
特定物質 (アンモニア、一酸化炭素、 メタノール等28物質)		特定施設	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等	

出典:「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号)、「大気規制のあらまし」(令和元年、岡山県環境管理課)



表 3-2. 42 (2) 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名	対象施設	規制の方式と概要
水銀等	水銀排出施設 (石炭燃焼ボイラー等)	施設ごとの排出基準
	要排出抑制施設 (焼結炉等)	施設ごとの自主排出基準
有害大気汚染物質 (ベンゼン等 3 物質)	指定物質排出施設 (ベンゼン乾燥施設等)	施設ごとの排出抑制基準

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号)、「大気規制のあらまし」(令和元年、岡山県環境管理課)

### イ. 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出規制

「大気汚染防止法施行令」(昭和 43 年政令第 329 号) 別表第 1 に記載されている廃棄物焼却炉(火格子面積が 2m<sup>2</sup> 以上であるか、または焼却能力が一時間当たり 200kg 以上であること。)については、焼却炉の設置場所及び設置時期により排出基準が定められている。調査対象地域に廃棄物焼却炉を設置する場合は排出基準が適用されることから、本事業では以下の排出基準が適用される。廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表 3-2. 43 に示すとおりである。

表 3-2. 43 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準(倉敷市水島地区を除く県内全域)

廃棄物焼却炉の設置年月日			
平成 10 年 6 月 30 日以前		平成 10 年 7 月 1 日以後	
【一般排出基準 <sup>注</sup> 】		【新一般排出基準】	
焼却能力(トン/時)	排出基準 (g/Nm <sup>3</sup> )	焼却能力(トン/時)	排出基準 (g/Nm <sup>3</sup> )
4 以上	0.08	4 以上	0.04
2 以上 4 未満	0.15	2 以上 4 未満	0.08
2 未満	0.25	2 未満	0.15
標準酸素濃度 : O <sub>2</sub> =12		標準酸素濃度 : O <sub>2</sub> =12	

注) 既存施設(平成 10 年 6 月 30 日以前に設置されたもの)に当分の間、適用する排出基準

出典：「大気規制のあらまし」(令和元年、岡山県環境管理課)、「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号)、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令について」(平成 10 年、環境省報道発表資料)

### ウ. 廃棄物焼却炉に係るその他の有害物質の排出規制

大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号)第 5 条により、廃棄物焼却炉から排出される塩化水素及び窒素酸化物について排出基準が定められている。

また、大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号)等の水銀大気排出規制に関係する法令が平成 30 年 4 月 1 日に施行され、水銀排出施設の届出や排出基準の遵守などの水銀大気排出規制が開始された。

廃棄物焼却炉から排出される有害物質の排出基準は、表 3-2. 44 に示すとおりである。

表 3-2.44 廃棄物焼却炉<sup>注</sup>に係る有害物質の排出基準

規制対象物質	排出基準
塩化水素	700mg/m <sup>3</sup> N (約 430 ppm)
窒素酸化物	250ppm
水銀	30μg/m <sup>3</sup> N

注) 規制対象となる廃棄物処焼却炉は火格子面積が 2m<sup>2</sup> 以上又は焼却能力が 1 時間当たり 200kg 以上であるもの。  
 出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号)、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(平成 28 年 9 月 26 日環境省令第 22 号)

**5) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法**

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」(平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号)では、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、当該地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を定め、並びに事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制のための所要の措置を講じている。

なお、調査対象地域は、同法第 6 条第 1 項に基づく「窒素酸化物対策地域」及び第 8 条第 1 項の規定に基づく「粒子状物質対策地域」に指定されていない。

**6) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例**

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成 13 年 12 月 21 日岡山県条例第 76 号)では、大気の汚染(ばい煙、粉じん、有害ガス及びベンゼン)に関する規制が行われている。

なお、本事業は対象施設に該当しない。

## (2) 騒音

### 1) 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-2. 45(1)～(3)に示すとおりである。

環境基準は、表 3-2. 46 に示すとおり類型指定された地域に対して類型ごとの基準が適用される。

なお、騒音の評価の指標は、等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) で行う。

調査対象地域は A 類型、B 類型及び C 類型に指定されており、対象事業実施区域は C 類型に指定されている。調査対象地域の騒音に係る環境基準類型指定状況は、図 3-2. 23 に示すとおりである。

表 3-2. 45 (1) 騒音に係る環境基準 (道路に面する地域以外の地域 (一般地域))

地域の類型	基準値 ( $L_{Aeq}$ )	
	昼 間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) 1. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環告第 64 号)

表 3-2. 45 (2) 騒音に係る環境基準 (道路に面する地域)

地域の区分	基準値 ( $L_{Aeq}$ )	
	昼 間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考	車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。	

なお、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、表 3-2.45 (2) にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりである。

表 3-2.45 (3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値 (L <sub>Aeq</sub> )	
昼 間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車道路、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離とする。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 道路端から 15m まで
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 道路端から 20m まで

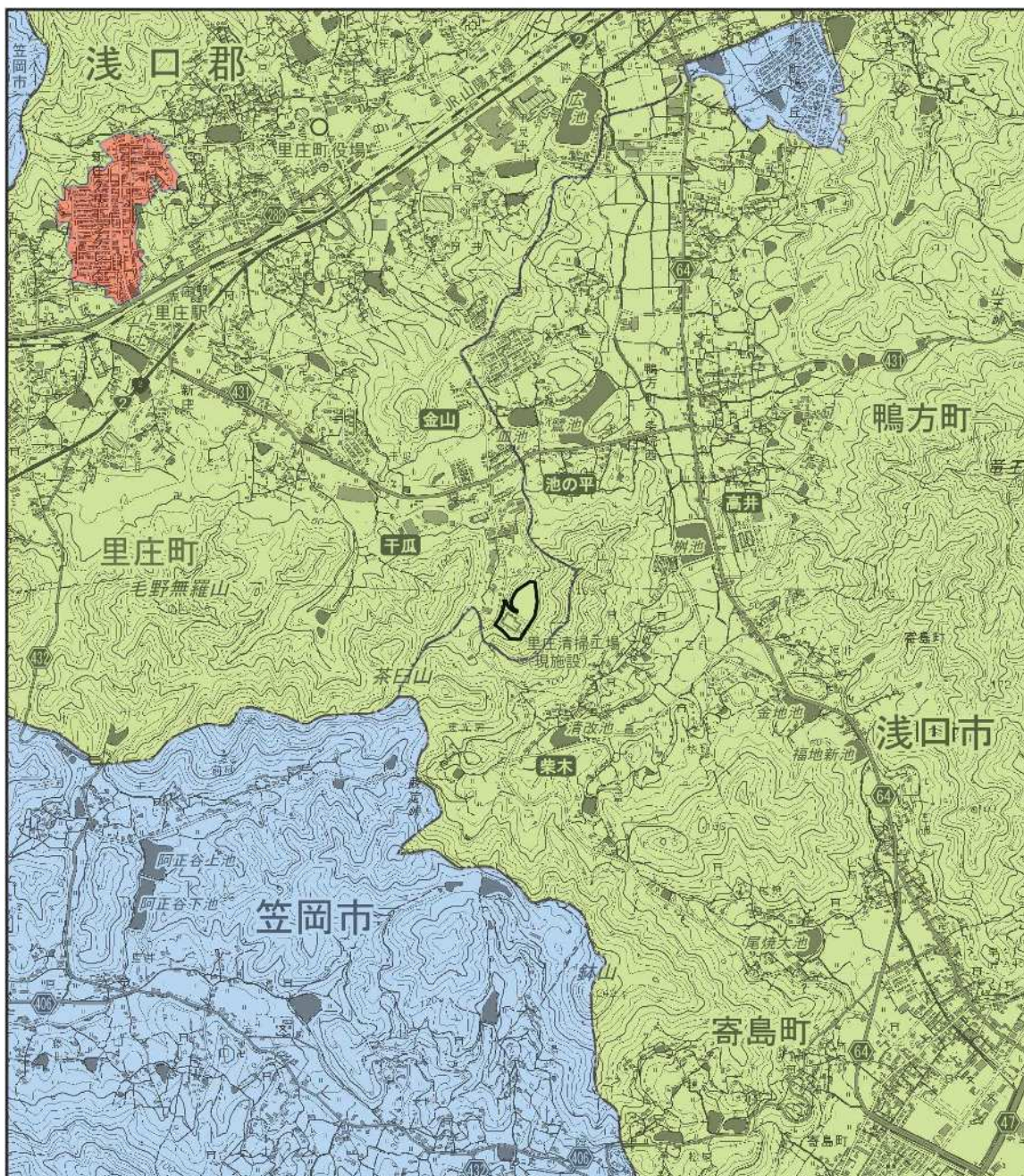
表 3-2.46 騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定

平成 29 年 2 月 1 日現在




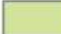
行政区分	地域の類型と対応する用途地域		
	A 類型	B 類型	C 類型
笠岡市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域 用途地域以外 (島しょ部を除く)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
浅口市	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域	近隣商業地域 準工業地域
里庄町	新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部	—	類型 A 以外の地域

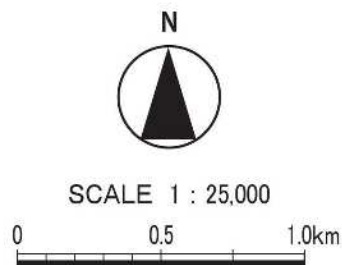
注) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域とは、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいう。

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」（平成 13 年 1 月 5 日環大企 3 号）、  
「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成 11 年 3 月 16 日岡山県告示第 48 号）、  
「騒音・振動規制のあらまし」（令和 2 年、岡山県環境管理課）、「騒音における環境基準」（笠岡市環境課ホームページ）、「騒音・振動規制」（浅口市環境課ホームページ）、「里庄町における騒音振動区域区分及び規制基準等」（里庄町町民課ホームページ）



凡 例

-  対象事業実施区域
-  A類型
-  B類型
-  C類型



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」（平成13年1月5日環大企3号）、「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成11年3月16日岡山県告示第48号）、「騒音・振動規制のあらまし」（令和2年、岡山県環境管理課）、「騒音における環境基準」（笠岡市環境課ホームページ）、「騒音・振動規制」（浅口市環境課ホームページ）、「里庄町における騒音振動区域区分及び規制基準等」（里庄町町民課ホームページ）

図 3-2.23 騒音に係る環境基準の類型指定状況

## 2) 騒音規制法

### ア. 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)の第3条第1項の規定による指定地域は表3-2.47に、同法第4条第1項の規定に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準は表3-2.48に、調査対象地域における規制区域の指定状況は図3-2.24に示すとおりである。

表3-2.47 騒音規制法に基づく指定地域

行政区分		指定地域			
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
笠岡市	—	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 用途地域以外(都市計画区域内に限る)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域
浅口市	金光町	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 用途地域以外	近隣商業地域 準工業地域	—
	鴨方町	—	鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘, 鴨方町鴨方, 鴨方町六条院中及び鴨方町六条院東の各一部	第2種区域	—
	寄島町	—	—	全域	—
里庄町	—	—	新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部	第2種区域及び第4種区域以外	新庄の一部

注) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域とは、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。

出典: 「騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等」(昭和61年4月1日岡山県告示第349号)、「騒音・振動規制のあらまし」(令和2年、岡山県環境管理課)、「騒音における環境基準」(笠岡市環境課ホームページ)、「騒音・振動規制」(浅口市環境課ホームページ)、「里庄町における騒音振動区域区分及び規制基準等」(里庄町町民課ホームページ)

表 3-2. 48 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

注) 1. 時間区分は以下のとおりとする。

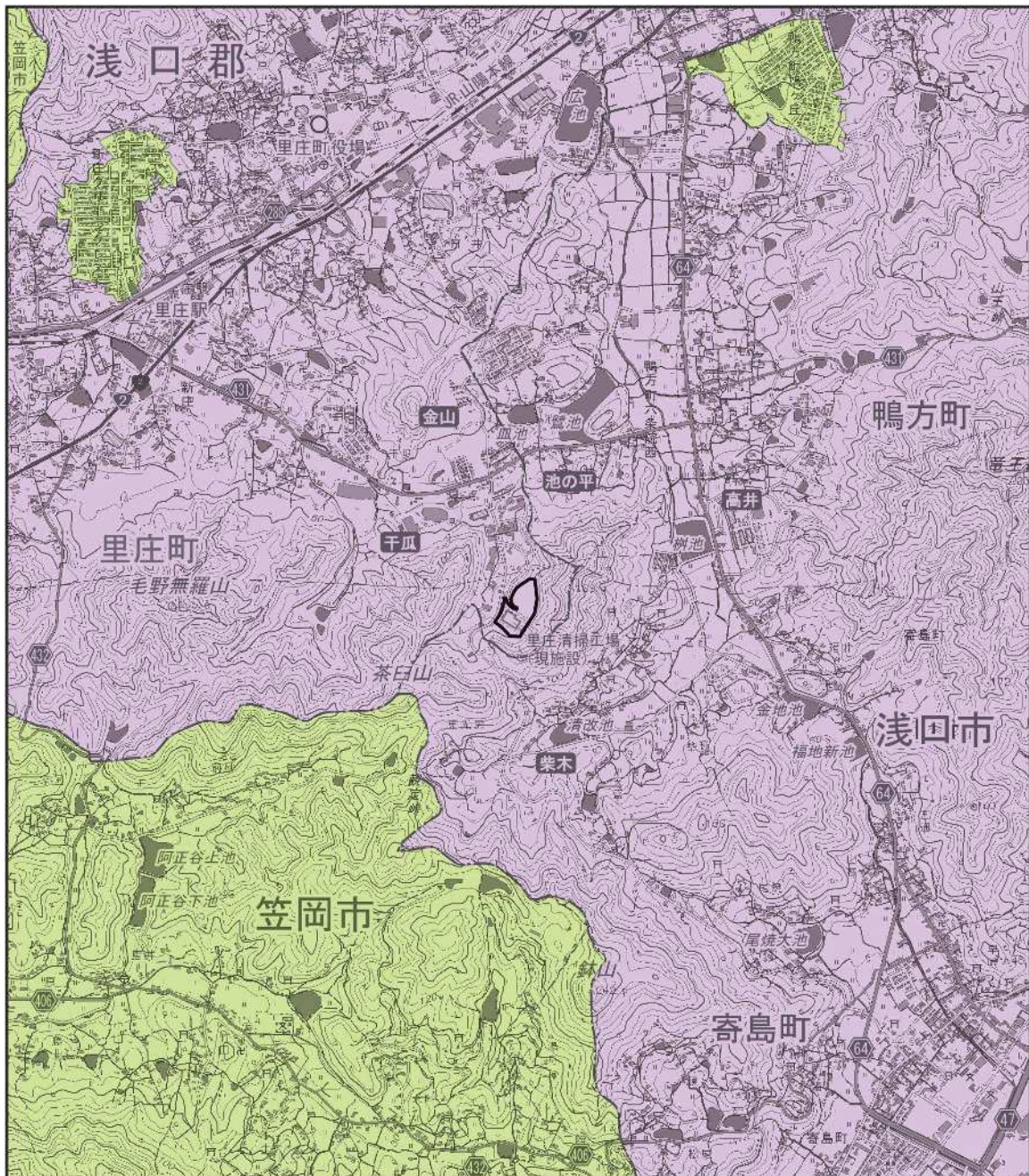
朝：午前5時～7時、昼間：午前7時～午後8時、  
夕：午後8時～10時、夜間：午後10時～翌日午前5時

2. 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
2. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
3. 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
4. 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
5. 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
6. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(笠岡市、浅口市を除く)

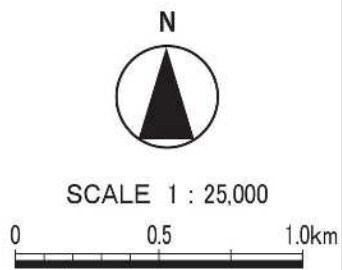
3. 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。

出典：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等」(昭和61年4月1日岡山県告示第349号)、「騒音・振動規制のあらまし」(令和2年、岡山県環境管理課)



凡 例

-  対象事業実施区域
-  第2種区域
-  第3種区域



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等」（昭和61年4月1日岡山県告示第349号）、「騒音・振動規制のあらまし」（令和2年、岡山県環境管理課）、「騒音における環境基準」（笠岡市環境課ホームページ）、「騒音・振動規制」（浅口市環境課ホームページ）、「里庄町における騒音振動区域区分及び規制基準等」（里庄町町民課ホームページ）

図 3-2.24 騒音規制法に基づく特定工場等の規制地域の指定状況



## イ. 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号）別表第 1 号の規定による区域の区分は表 3-2.49 に、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定による規制基準は表 3-2.50 に示すとおりである。また、調査対象地域における騒音規制法に基づく特定建設作業の規制地域の指定状況を図 3-2.25 に示す。

騒音の指標値は、発生する騒音の種類に応じて最大値 ( $L_{Amax}$ )、時間率騒音レベルの 90%レンジの上端値 ( $L_{A5}$ ) 等を用いる。

表 3-2.49 特定建設作業に伴って発生する騒音規制区域の区分

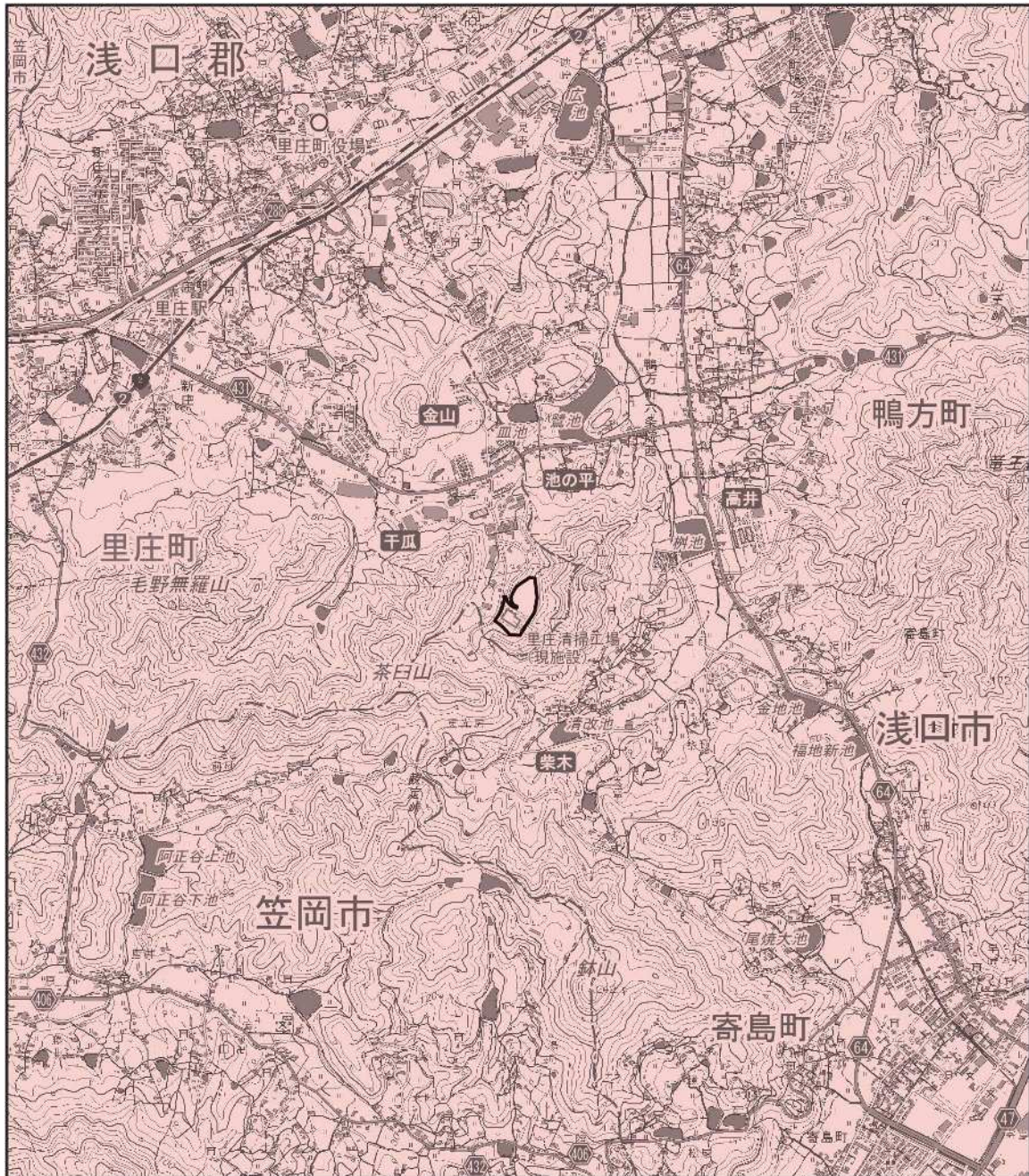
規制の種別	区域の区分	
	第 1 号区域	第 2 号区域
区域区分の基準	第 1 種区域	指定地域のうち第 1 号区域以外の区域
	第 2 種区域	
	第 3 種区域	
	第 4 種区域のうち、表 3-2.48 の注 2 に掲げる施設の敷地の周囲 80m の区域	

出典：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等」（昭和 61 年 4 月 1 日岡山県告示第 349 号）、「騒音・振動規制のあらまし」（令和 2 年、岡山県環境管理課）、「騒音における環境基準」（笠岡市環境課ホームページ）、「騒音・振動規制」（浅口市環境課ホームページ）、「里庄町における騒音振動区域区分及び規制基準等」（里庄町町民課ホームページ）



表 3-2.50 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制値・規制区域等区分 特定建設作業の種類	騒音の大きさ	作業ができない時間(夜間)		一日あたりの作業時間		同一場所における作業時間		日曜日 休日における 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1. くい打機 <sup>注1</sup> 、くい抜機又は くい打くい抜機 <sup>注2</sup> を使用する 作業 <sup>注3</sup>	85 デシベル	午後 7時 ～ 翌日 午前 7時	午後 10時 ～ 翌日 午前 6時	10時 を超え ないこ ろを なと	14時 を超え ないこ ろを なと	連続して6日 を超えないこ と		禁止
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業 <sup>注4</sup>								
4. 空気圧縮機 <sup>注5</sup> を使用する 作業 <sup>注6</sup>								
5. コンクリートプラント <sup>注7</sup> 又は アスファルトプラント <sup>注8</sup> を使用する作業 <sup>注9</sup>								
6. バックホウ <sup>注10</sup> を使用する 作業								
7. トラクターショベル <sup>注11</sup> を 使用する作業								
8. ブルドーザー <sup>注12</sup> を使用する 作業								
備考	作業場の 敷地境界に おける 値。	原則として上の 時間に作業を行 ってはならない。	原則として1日に おいて上の時間 を超えて作業を行 ってはならない。	原則として上の 期間を超えて作 業を行ってはな らない。	原則として日 曜・休日に作業 を行ってはな らない。			
適用除外 <sup>注13</sup>		A, B, C, D, E	A, B	A, B	A, B, C, D, E, F			

- 注) 1. もんけんを除く。  
 2. 圧入式くい打ちくい抜き機を除く。  
 3. くい打ち機をアースオーガーと併用する作業は除く。  
 4. 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。  
 5. 電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。  
 6. さく岩機の動力として使用する作業を除く。  
 7. 混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>以上のものに限る。  
 8. 混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。  
 9. モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。  
 10. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。  
 11. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。  
 12. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。  
 ※平成9年9月環境庁告示第54号の別表第1号の規定に該当する低騒音型建設機械を使用する作業は、特定建設作業から除外される(県条例の対象になる場合は別途届出が必要)。  
 13. 表中のA～Fは次の場合をいう。  
 A: 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合。  
 B: 人の生命又は身体に対する危険の防止のために行う必要がある場合。  
 C: 鉄道又は軌道の正常な運行確保のために行う必要がある場合。  
 D: 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合。  
 E: 道路交通法第77条第3項(道路の占用許可)、第80条第1項(協議)による場合。  
 F: 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合。  
 14. 単位デシベルとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。  
 出典: 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号)、「騒音・振動規制のあらまし」(令和2年、岡山県環境管理課)

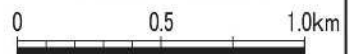


凡 例

-  対象事業実施区域
-  第1号区域



SCALE 1 : 25,000



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等」（昭和61年4月1日岡山県告示第349号）、「騒音・振動規制のあらまし」（令和2年、岡山県環境管理課）、「騒音における環境基準」（笠岡市環境課ホームページ）、「騒音・振動規制」（浅口市環境課ホームページ）、「里庄町における騒音振動区域区分及び規制基準等」

図 3-2.25 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制地域の指定状況

## ウ. 道路交通騒音に係る規制基準

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)の第17条第1項の規定に基づく指定区域を表3-2.51に、同法17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年3月2日総理府令第15号)の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度を表3-2.52に示す。また、調査対象地域における自動車騒音の指定区域を図3-2.26に示す。

表3-2.51 騒音規制法に基づく自動車騒音の指定地域

行政区域		指定地域		
現在	合併前	a 区域	b 区域	c 区域
笠岡市	—	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域、第二種住居地域 用途地域以外 (都市計画区域内に限る)	近隣商業地域 商業地域、準工業地域 工業地域
浅口市	金光町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域 用途地域以外	近隣商業地域 準工業地域
	鴨方町	—	鴨方町みどりヶ丘の全域 鴨方町鳩ヶ丘, 鴨方町鴨方, 鴨方町六条院中及び鴨方町六条院東の各一部	b 区域以外
	寄島町	—	—	全域
里庄町	—	新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部	—	a 区域以外

注) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。

出典: 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号)、「騒音・振動規制のあらまし」(令和2年、岡山県環境管理課)、「騒音における環境基準」(笠岡市環境課ホームページ)、「騒音・振動規制」(浅口市環境課ホームページ)、「里庄町における騒音振動区域区分及び規制基準等」(里庄町町民課ホームページ)

表3-2.52 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分		
	昼 間	夜 間	
a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル	
a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル	
b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル	
幹線交通を担う道路に近接する区域	2 車線以下(道路端から15mの範囲)	75 デシベル	70 デシベル
	3 車線以上(道路端から20mの範囲)		

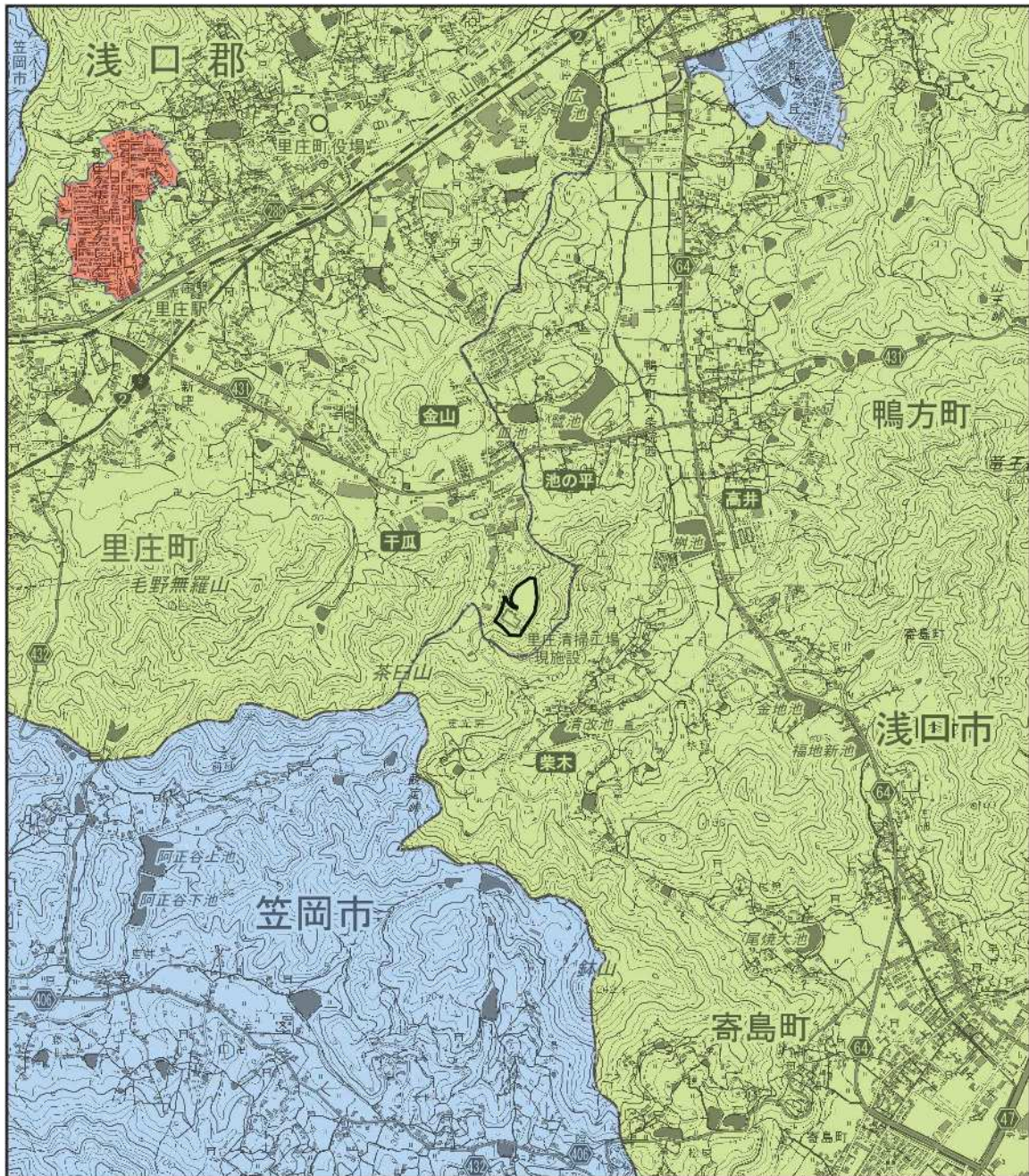
注) 1. 評価の指標は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )とする。

2. 単位デシベルとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。



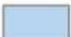

3. 時間区分は以下のとおりとする。

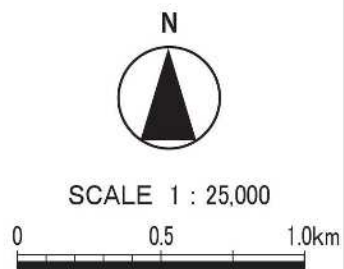
昼間: 午前6時~午後10時、夜間: 午後10時~翌日午前6時

出典: 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)



凡 例

-  対象事業実施区域
-  a 区域
-  b 区域
-  c 区域



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等」（昭和61年4月1日岡山県告示第349号）、「騒音・振動規制のあらまし」（令和2年、岡山県環境管理課）、「騒音における環境基準」（笠岡市環境課ホームページ）、「騒音・振動規制」（浅口市環境課ホームページ）、「里庄町における騒音振動区域区分及び規制基準等」（里庄町町民課ホームページ）

図 3-2.26 騒音規制法に基づく自動車騒音の指定地域

### 3) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成13年12月21日条例第76号)では、住居が集合している地域、病院または学校の周辺の地域など、騒音を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域、著しい騒音を発生する施設、特定施設を設置する特定工場において発生する騒音について規制する地域を指定することができる。

また、同条例第73条では第72条で指定された地域における騒音の規制基準を定めるものとしている。

なお、調査対象地域には、騒音について規制する地域の指定はない。

(3) 振動

1) 振動規制法

ア. 特定工場等の振動に係る規制基準

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)第3条第1項の規定に基づく指定区域は表3-2.53に、第4条第1項の規定に基づく特定工場等における振動の規制基準は表3-2.54に、調査対象地域における特定工場等の振動の規制区域の指定状況は図3-2.27に示すとおりである。

表3-2.53 振動規制法に基づく指定地域

行政区分		指定地域	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域
笠岡市	—	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、用途地域以外(都市計画区域内に限る)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
浅口市	金光町	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、用途地域以外	近隣商業地域 準工業地域
	鴨方町	鴨方町みどりヶ丘の全域、鴨方町鳩ヶ丘、鴨方町鴨方、鴨方町六条院中及び鴨方町六条院東の各一部	第1種区域以外
	寄島町	—	全域
里庄町	—	新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部	第1種区域以外

注) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。

出典: 「振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等」(昭和61年4月1日岡山県告示第350号)、「騒音・振動規制のあらまし」(令和2年、岡山県環境管理課)、「振動における規制基準」(笠岡市環境課ホームページ)、「騒音・振動規制」(浅口市環境課ホームページ)、「里庄町における騒音振動区域区分及び規制基準等」(里庄町町民課ホームページ)

表3-2.54 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

注) 1. 時間区分は以下のとおりとする。

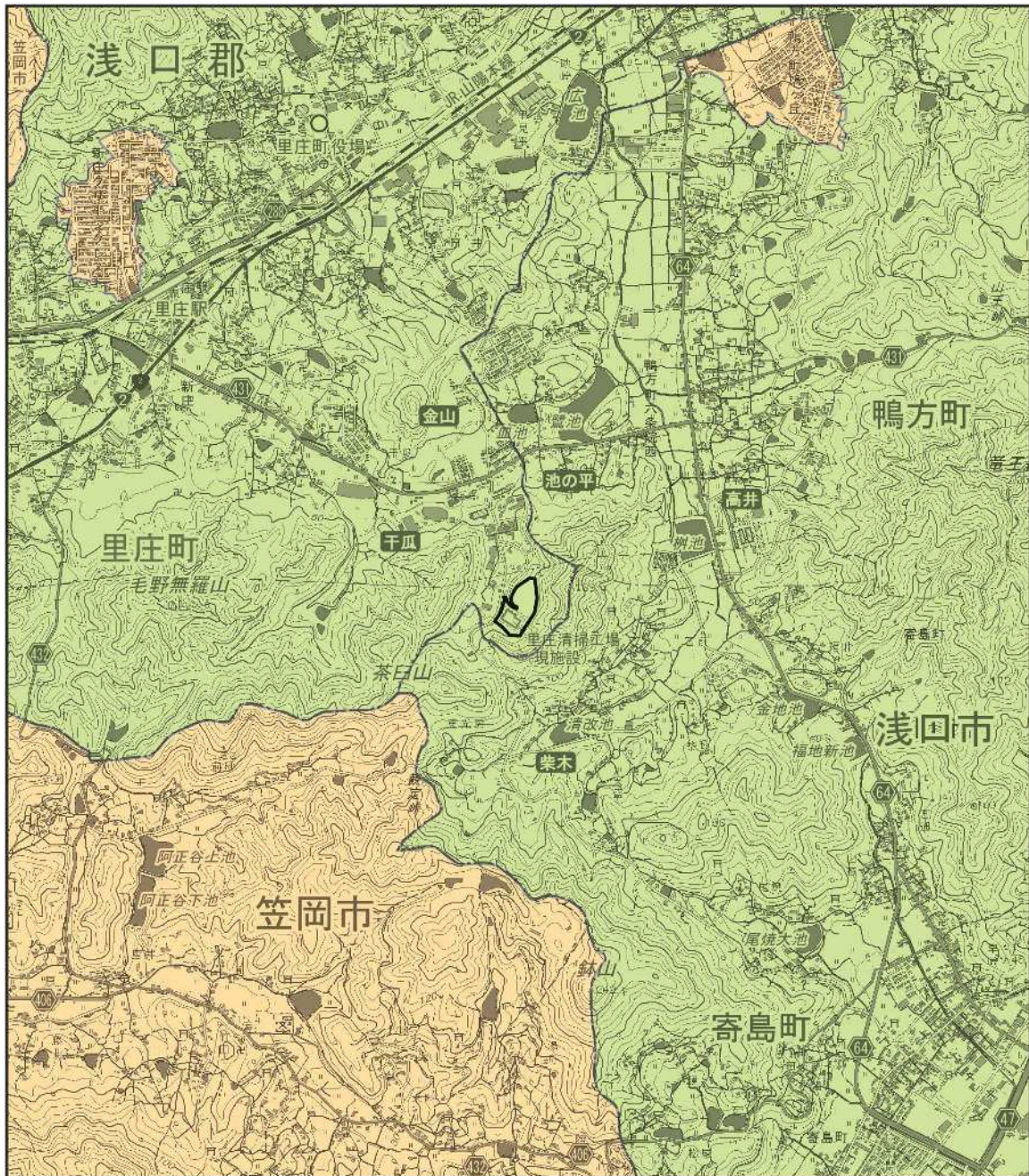
昼間: 午前7時～午後8時、夕: 午後8時～翌日午前7時

2. 単位デシベルとは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位。

3. 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
2. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
3. 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
4. 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
5. 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
6. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(笠岡市、浅口市を除く)

出典: 「振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等」(昭和61年4月1日岡山県告示第350号)、「騒音・振動規制のあらまし」(令和2年、岡山県環境管理課)



凡 例

-  対象事業実施区域
-  第1種区域
-  第2種区域



SCALE 1 : 25,000



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等」（昭和61年4月1日岡山県告示第350号）、「騒音・振動規制のあらまし」（令和2年、岡山県環境管理課）、「振動における規制基準」（笠岡市環境課ホームページ）、「騒音・振動規制」（浅口市環境課ホームページ）、「里庄町における騒音振動区域区分及び規制基準等」（里庄町町民課ホームページ）

図 3-2.27 振動規制法による区域の指定状況



## イ. 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 条) 別表第 1 の付表第 1 号の規定による特定建設作業に伴って発生する振動規制に関する区域の区分を表 3-2.55 に、振動規制法施行規則第 11 条別表第 1 に基づく基準を表 3-2.56 に示す。また、調査対象地域における特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域の指定状況を図 3-2.28 に示す。

表 3-2.55 特定建設作業に伴って発生する振動規制区域の区分

規制の種別	区域の区分	
	第 1 号区域	第 2 号区域
区域区分の基準	第 1 種区域	指定地域のうち第 1 号区域以外の区域
	第 2 種区域のうち、工業地域を除く区域	
	指定地域内の工業地域のうち、表 3-2.54 の注 2 に掲げる施設の敷地の周囲 80m の区域	

出典：「振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等」(昭和 61 年 4 月 1 日岡山県告示第 350 号)、「騒音・振動規制のあらまし」(令和 2 年、岡山県環境管理課)、「振動における規制基準」(笠岡市環境課ホームページ)、「騒音・振動規制」(浅口市環境課ホームページ)、「里庄町における騒音振動区域区分及び規制基準等」(里庄町町民課ホームページ)

表 3-2. 56 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準


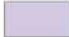
規制値・ 規制区域等区分  特定建設作業の種類	振動の 大きさ	作業ができない 時間(夜間)		一日あたりの 作業時間		同一場所にお ける作業時間		日曜日 休日における 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1. くい打機 <sup>注1</sup> 、くい抜機又 はくい打くい抜機 <sup>注2</sup> 使用 する作業 <sup>注3</sup>	75 デシベル	午後 7時 ～ 翌日 午前 7時	午後 10時 ～ 翌日 午前 6時	10時 間を 超え ない こと	14時 間を 超え ない こと	連続して6日 を超えない こと		禁止
2. 鋼球を使用して建築物そ の他の工作物を破壊する 作業								
3. 舗装版粉砕機を使用する 作業 <sup>注4</sup>								
4. ブレーカー <sup>注5</sup> を使用する 作業 <sup>注4</sup>								
備考	作業場の 敷地境界 における 値。	原則として上の 時間に作業を行 ってはならない。		原則として1日に おいて上の時間を 超えて作業を行っ てはならない。		原則として上の 期間を超えて 作業を行って はならない。		原則として日 曜・休日に作業 を行ってはな らない。
適用除外 <sup>注6</sup>		A, B, C, D, E		A, B		A, B		A, B, C, D, E, F

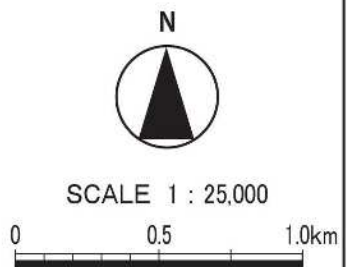
- 注) 1. もんけん及び圧入式くい打機を除く。  
 2. 油圧式くい打機を除く。  
 3. 圧入式くい打ちくい抜き機を除く。  
 4. 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。  
 5. 手打ち式のものを除く。  
 6. 表中のA～Fは次の場合をいう。  
 A: 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合。  
 B: 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合。  
 C: 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合。  
 D: 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合。  
 E: 道路交通法第77条第3項(道路の占用許可)、第80条第1項(協議)による場合。  
 F: 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合。  
 7. 単位デシベルとは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位。

出典: 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)、「騒音・振動規制のあらまし」(令和2年、岡山県環境管理課)、「振動における規制基準」(笠岡市環境課ホームページ)、「騒音・振動規制」(浅口市環境課ホームページ)、「里庄町における騒音振動区域区分及び規制基準等」(里庄町町民課ホームページ)



凡 例

-  対象事業実施区域
-  第1号区域



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等」（昭和61年4月1日岡山県告示第350号）、「騒音・振動規制のあらまし」（令和2年、岡山県環境管理課）、「振動における規制基準」（笠岡市環境課ホームページ）、「騒音・振動規制」（浅口市環境課ホームページ）、「里庄町における騒音振動区域区分及び規制基準等」（里庄町町民課ホームページ）

図 3-2.28 特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域の指定状況

## ウ. 道路交通振動に係る規制基準

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)第3条第1項の規定に基づく指定地域は表3-2.57に、同法第4条第1項の規定に基づく道路交通振動の要請限度は表3-2.58に、調査対象地域における振動規制法に基づく道路交通振動の指定地域は図3-2.27に示すとおりである。

表3-2.57 振動規制法に基づく道路交通振動の指定地域

行政区分		指定地域	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域
笠岡市	—	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、用途地域以外(都市計画区域内に限る)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
浅口市	金光町	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、用途地域以外	近隣商業地域 準工業地域
	鴨方町	鴨方町みどりヶ丘の全域、鴨方町鳩ヶ丘、鴨方町鴨方、鴨方町六条院中及び鴨方町六条院東の各一部	第1種区域以外
	寄島町	—	全域
里庄町	—	新庄グリーンクレストの全域及び浜中の一部	第1種区域以外

注) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。

出典:「騒音・振動規制のあらまし」(令和2年、岡山県環境管理課)、「振動における規制基準」(笠岡市環境課ホームページ)、「騒音・振動規制」(浅口市環境課ホームページ)、「里庄町における騒音振動区域区分及び規制基準等」(里庄町町民課ホームページ)

表3-2.58 道路交通振動の要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間	夜間
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注) 1. 時間区分は以下のとおりとする。

昼間: 午前7時～午後8時、夜間: 午後8時～翌日午前7時

2. 単位デシベルとは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位。

出典:「騒音規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)、「振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等」(昭和61年4月1日岡山県告示第350号)

## 2) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成13年12月21日岡山県条例第76号)第72条では、住居が集合している地域、病院または学校の周辺の地域など、振動を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域、著しい振動を発生する施設、特定施設を設置する特定工場において発生する振動について規制する地域を指定することができる。

また、同条例第73条では第72条で指定された地域における振動の規制基準を定めるものとしている。

なお、調査対象地域には、本条例に基づく地域の指定はない。

#### (4) 悪臭

##### 1) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号)では、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っている。

調査対象地域では、同法第3条の規定に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の区分が定められており、全域が第2種区域に指定されている。

調査対象地域の悪臭規制地域の区分は表3-2.59に、悪臭防止法に基づく規制区域は図3-2.29に示すとおりである。

また、同法第4条第1項第1号の規定に基づく事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で、当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(以下「敷地境界線規制基準」という。)は、表3-2.60に示すとおりである。

同項第2号に基づく事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準(以下「気体排出口規制基準」という。)は、表3-2.61に示すとおりである。

また、同項第3号の規定に基づく事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で、当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準(以下「排水規制基準」という。)は、表3-2.62に示すとおりである。

表3-2.59 悪臭規制地域の区分

行政区分		指定区域	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域
笠岡市	—	用途地域(第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域)	第1種区域以外の地域
浅口市	金光町	用途地域(第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域)	第1種区域以外の地域
	鴨方町	—	すべての地域
	寄島町	—	すべての地域
里庄町	—	—	すべての地域

注) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。

出典:「悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域及び規制基準」(昭和61年4月1日岡山県告示第351号)、「悪臭規制のあらまし」(平成31年、岡山県環境管理課)

表 3-2. 60 特定悪臭物質の敷地境界上での規制基準（第 1 号規制）

特定悪臭物質	敷地境界線規制基準（ppm）	
	第 1 種域	第 2 種区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

注) 1. 対象となる工場・事業場の敷地境界上で捕集した空気に含まれる上記特定悪臭物質（22 物質）のうちいずれも上記規制基準を超過してはならない。

2. ppm とは、濃度の単位で「百万分率」を指す。1m<sup>3</sup>（1m 四方の立方体）の空気に 1cm<sup>3</sup>（1 cm 四方の立方体）の特定悪臭物質が含まれる場合、その濃度を「1ppm」（＝百万分の 1）という。

出典：「悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域及び規制基準」（昭和 64 年 4 月 1 日岡山県告示第 351 号）、「悪臭規制のあらまし」（平成 31 年、岡山県環境管理課）

表 3-2. 61 特定悪臭物質の気体排出口での規制基準（第 2 号規制）

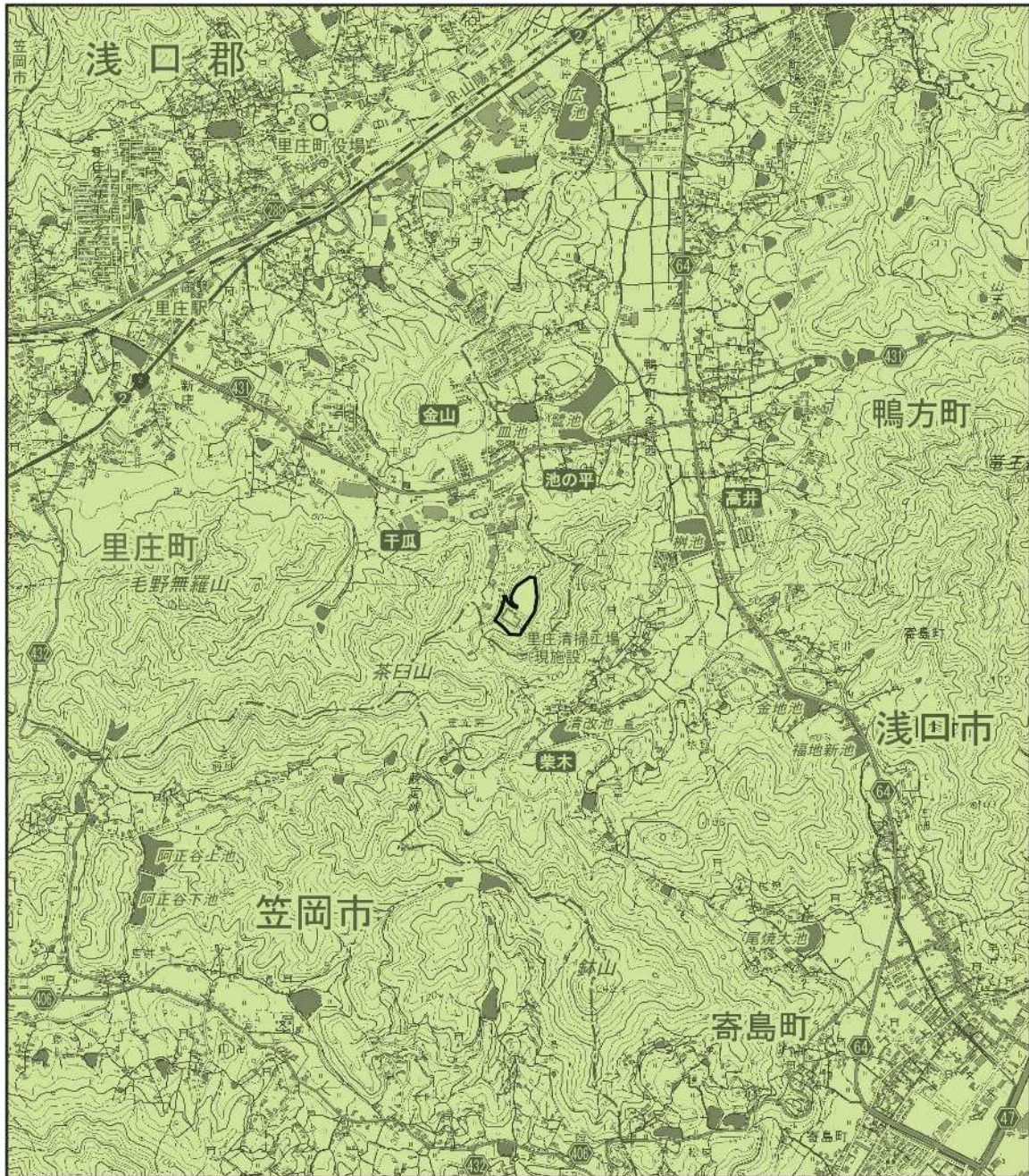
特定悪臭物質	$C_m$ の値 (ppm)	
	第 1 種区域	第 2 種区域
アンモニア	1	2
硫化水素	0.02	0.06
トリメチルアミン	0.005	0.02
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
キシレン	1	2

出典：「悪臭規制のあらまし」（平成 31 年、岡山県環境管理課）


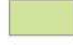
表 3-2. 62 特定悪臭物質の排水口に係る規制基準（第 3 号規制）

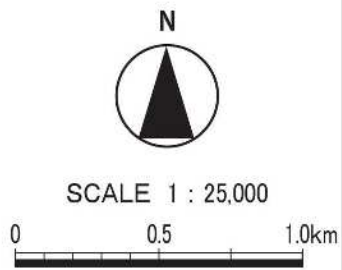
規制対象となる 特定悪臭物質	$k$ の値 (mg/L)			$C_m$ の値 (ppm)	
	$Q_i \leq 0.001$	$0.001 < Q_i \leq 0.1$	$0.1 < Q_i$	第 1 種区域	第 2 種区域
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71	0.002	0.004
硫化水素	5.6	1.2	0.26	0.02	0.06
硫化メチル	32	6.9	1.4	0.01	0.05
二硫化メチル	63	14	2.9	0.009	0.03

出典：「悪臭規制のあらまし」（平成 31 年、岡山県環境管理課）



凡 例

-  対象事業実施区域
-  第2種区域



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域及び規制基準」（昭和61年4月1日岡山県告示第351号）、「悪臭規制のあらまし」（平成31年、岡山県環境管理課）

図 3-2. 29 悪臭防止法に基づく規制地域の指定状況



## (5) 水質汚濁

### 1) 環境基準

#### ア. 公共用水域

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準は、表 3-2.63 に示すとおりである。なお、環境基準は全公共用水域に対して定められている。

表 3-2.63 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- 注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
2. 「検出されないこと」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102(以下、「規格」という)43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

また、「環境基本法」に基づく生活環境の保全に関する環境基準は、類型指定された水域に対して表 3-2.64(1)～(2)に示すとおり定められている。

調査対象地域では、河川環境基準の類型指定はなされていない。

表 3-2.64 (1) 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】  
(利用目的の適応性に対する基準)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2mg/L 以上	—

注) 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値の数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする。

2. 各利用目的は、以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水生水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3-2.64 (2) 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】

(水生生物の生息状況の適応性に対する基準)

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

## イ. 地下水

「環境基本法」に基づき定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3-2. 65 に示すとおりである。

表 3-2. 65 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン <sup>注5</sup>	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- 注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格(以下、「規格」という)K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 K0102 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。  
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。  
 5. 別名塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

## 2) ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号)に基づく水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準及び特定施設に係る排出基準は表 3-2. 66 及び表 3-2. 67 に示すとおりである。

表 3-2. 66 ダイオキシン類(水質)に係る環境基準

媒体	基準値
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下

注) 1. 基準値は、2, 3, 7, 8, -四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 基準値は年間平均値とする。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)

表 3-2. 67 特定施設に係るダイオキシン類の排出基準

特定施設の種類	基準値
廃棄物焼却炉(火床面積 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 50kg/h 以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10pg-TEQ/L 以下

出典:「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年 12 月 27 日総理府令第 67 号)

### 3) 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)及び「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成13年12月21日条例第76号)では、同法・条例に基づく特定施設を設置する工場・事業所に対して、特定施設の設置・構造等の変更を行う場合の事前届出制度、特定事業場からの排水に対する排水基準、排水が排水基準に適合しない場合の改善命令等の措置等が定められている。

有害物質に係る一律排水基準は表3-2.68に、生活環境項目に係る一律排水基準は表3-2.69に示すとおりである。

また、岡山県では、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和46年12月21日岡山県条例第65号)により、法の基準より厳しい排水基準(上乘せ排水基準)を定めている。

公共下水道については、特定施設を設置する特定事業場から排出される排水に対して下水排除基準が設けられている。対象事業実施区域は里庄町に位置しており、「下水道法」(昭和33年法律第79号)及び「里庄町公共下水道条例」(平成16年3月16日里庄町条例第5号)に基づく下水排除基準は、表3-2.70に示すとおりである。

総量規制基準は、「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」(平成19年6月26日岡山県告示第358号)、「窒素含有量に係る総量規制基準」(平成19年6月26日岡山県告示第359号)、「りん含有量に係る総量規制基準」(平成19年6月26日岡山県告示第360号)により定めている。総量規制基準が適用されている指定地域内の事業場で、日間平均排出量が50立方メートル以上の特定事業場に対して、特定排水の汚濁負荷量の測定及び記録を義務付けている。なお、調査対象地域は、総量規制基準の「指定地域」である。

表 3-2. 68 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質に係る一律排水基準）

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域： 10mg/L
	海域： 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域： 8mg/L
	海域： 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注) 1. 「検出されないこと」とは、政令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和49年11月12日、政令第363号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年7月10日、法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

3. この表に掲げる排水基準は、すべての特定事業場に係る排水水について適用する。

4. セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、業種による暫定基準が設定されている。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 3-2.69 水質汚濁防止法に基づく排水基準（生活環境項目に係る一律排水基準）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域： 5.8 以上 8.6 以下
	海域： 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
磷含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）

- 注) 1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和 49 年 11 月 12 日、政令第 363 号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年 7 月 10 日、法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
7. 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
8. 窒素含有量、磷含有量は、業種による暫定基準が設定されている。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）



表 3-2.70 特定事業場に係る下水排除基準

		項目	排水量		
			50 m <sup>3</sup> /日以上	50 m <sup>3</sup> /日未満	
条例で定める基準	環境項目等	水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	
		生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 mg/L 未満	—	
		浮遊物質 (SS)	600 mg/L 未満	—	
		ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
			動植物油脂類	30 mg/L 以下	—
		窒素含有量	240 mg/L 未満	—	
		燐含有量	32 mg/L 未満	—	
		アンモニア性窒素等含有量	380 mg/L 未満	—	
		温度	45 °C 未満	45 °C 未満	
		沃素消費量	220 mg/L 以下	220 mg/L 以下	
		下水道法施行令で定める基準	健康項目等	フェノール類	5 mg/L 以下
銅	3 mg/L 以下			3 mg/L 以下	
亜鉛	2 mg/L 以下			2 mg/L 以下	
鉄 (溶解性)	10 mg/L 以下			10 mg/L 以下	
マンガン (溶解性)	10 mg/L 以下			10 mg/L 以下	
総クロム	2 mg/L 以下			2 mg/L 以下	
カドミウム	0.03 mg/L 以下			0.03 mg/L 以下	
シアン	1 mg/L 以下			1 mg/L 以下	
有機磷	1 mg/L 以下			1 mg/L 以下	
鉛	0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下	
六価クロム	0.5 mg/L 以下			0.5 mg/L 以下	
砒素	0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下	
総水銀	0.005 mg/L 以下			0.005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと			検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下			0.003 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下			0.3 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下			0.2 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下			0.02 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下			0.04 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L 以下			0.2 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下			0.4 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下			3 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下			0.06 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下			0.02 mg/L 以下	
チウラム	0.06 mg/L 以下			0.06 mg/L 以下	
シマジン	0.03 mg/L 以下			0.03 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下			0.2 mg/L 以下	
ベンゼン	0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下	
セレン	0.1 mg/L 以下			0.1 mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	230 mg/L 以下			230 mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	15 mg/L 以下			15 mg/L 以下	
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下			10 pg-TEQ/L 以下	

出典：「下水道法施行令」(昭和 34 年政令第 147 号)、「里庄町公共下水道条例」(平成 16 年 3 月 16 日里庄町条例第 5 号)

#### 4) 瀬戸内海環境保全特別措置法

「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年10月2日法律第110号)では、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としている。

同法第5条第1項では、工場または事業場から公共用水域に日最大50m<sup>3</sup>以上の水を排出する者が特定施設を設置しようとするときは、周辺公共用水域へ及ぼす影響を事前に評価した事前評価書を添付した許可申請書を知事に提出し、許可を得なければならないとしている。

また、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)第4条の3及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」第12条の3第2項の規定により岡山県は「第8次岡山県水質総量削減計画」を平成29年6月に策定し、水質汚濁負荷削減のための対策を推進している。

#### 5) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成13年12月21日条例第76号)第53条の規定では、特定施設や特定工場から公共用水域に排出される水の排水基準を定めている。また、同法第64条では有害物質及び有害物質を含む水に起因する土壌の汚染または有害物質等を適正に管理し、土壌及び地下水の汚染の防止に努めることを定めている。

#### 6) 参考となる基準

##### ア. 農業(水稲)用水基準

農林水産省では、法的効力はないが、水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として、「農業(水稲)用水基準」(昭和45年、農林水産省)を定めている。農業(水稲)用水基準は表3-2.71に示すとおりである。

なお、調査対象地域には灌漑用のため池と農業用水路が設置されており、周辺の畑地及び水田への農業用水が供給されている。

##### イ. 水産用水基準

社団法人日本水産資源保護協会では、法的効力はないが水産資源保護の立場から、水生生物の生育環境として維持することが望ましい基準として、「水産用水基準 第8版(2018年版)」(平成30年、社団法人日本水産資源保護協会)を定めている。水産用水基準は表3-2.72(1)～(6)に示すとおりである。ただし、調査対象地域において内水面漁業等は確認されない。

表 3-2.71 農業（水稲）用水基準

項 目		農 業 用 基 準
水素イオン濃度 (pH)		6.0~7.5
化学的酸素要求量 (COD)		6mg/L 以下
浮遊物質 (SS)		100mg/L 以下
溶存酸素 (DO)		5mg/L 以下
全窒素濃度 (T-N)		1mg/L 以下
電気伝導度 (EC)		0.3mS/cm 以下
重金属	As(砒素)	0.05mg/L 以下
	Zn(亜鉛)	0.5mg/L 以下
	Cu(銅)	0.02mg/L 以下

注)「農業（水稲）用水基準」は、農林水産省が昭和44年春から約1ヶ月間、汚濁物質別に「水稲」に被害を与えない限界濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的拘束力はないが水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として利用されている。

出典：「農業（水稲）用水基準」（昭和45年、農林水産省農業経営課）

表 3-2.72 (1) 水産用水基準

項 目	基 準 値
	河 川
有機物 (BOD)	自然繁殖：3mg/L 以下（ただし、サケ・マス・アユ：2mg/L 以下） 成育の条件：5mg/L 以下（ただし、サケ・マス・アユ：3mg/L 以下）
DO	一般：6mg/L 以上 サケ・マス・アユ：7mg/L 以上
pH	6.7~7.5
	生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと。
SS	・25mg/L 以下（人為的に加えられる懸濁物質は5mg/L 以下） ・忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと ・日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさないこと
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。
大腸菌群数	100mL あたり 1,000MPN 以下であること。ただし、生食用のカキを飼育するためには 100mL あたり 70MPN 以下であること。
油分	水中には油分が検出されないこと・水面には油膜が認められないこと。
有害物質	有害物質の基準値は別表に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。
底質	・有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。 ・微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の養生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 ・ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。

注) 湖沼、海域に関する事項は省略した。

出典：「水産用水基準 第8版（2018年版）」（平成30年、社団法人日本水産資源保護協会）

表 3-2.72 (2) 水産用水基準

(人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質の基準値)

項 目	基 準 値 (mg/L)
	淡 水 域
カドミウム	0.0003
全シアン	0.005
鉛	0.003
六価クロム	0.0002
砒素	0.01
総水銀	0.0002
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.02
1,1,1-トリクロロエタン	0.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.03
テトラクロロエチレン	0.01
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.001
ベンゼン	0.01
セレン	0.002
硝酸態窒素	9
亜硝酸態窒素	0.03
ふっ素	0.8
ほう素	1

注) 海域に関する事項は省略した。

出典：「水産用水基準 第8版(2018年版)」(平成30年、社団法人日本水産資源保護協会)

表 3-2.72 (3) 水産用水基準

(生活環境の保全に関する環境基準に定められている有害物質の基準値)

項 目	基 準 値 (mg/L)
	淡 水 域
亜鉛	検出されないこと

注) 海域に関する事項は省略した。

出典：「水産用水基準 第8版(2018年版)」(平成30年、社団法人日本水産資源保護協会)

表 3-2.72 (4) 水産用水基準

(要監視項目として定められている有害物質の基準値)

項 目	基 準 値 (mg/L)
	淡 水 域
クロロホルム	0.05
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.1
イソキサチオン	0.008
ダイアジノン	検出されないこと
フェントロチオン (MEP)	検出されないこと
イソプロチオラン	0.04
オキシシン銅	0.006
クロロタロニル (TPN)	0.001
プロピザミド	0.008
EPN	検出されないこと
ジクロルボス (DDVP)	検出されないこと
フェノブカルブ (BPMC)	検出されないこと
イプロベンホス (IBP)	検出されないこと
クロルニトロフェン (CNP)	0.0009
トルエン	0.6
キシレン	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	0.001
ニッケル	0.004
モリブデン	0.07
アンチモン	0.008
マンガン	0.2

注) 海域に関する事項は省略した。

出典:「水産用水基準 第8版(2018年版)」(平成30年、社団法人日本水産資源保護協会)

表 3-2.72 (5) 水産用水基準

(ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準)

項 目	基 準 値 (pg-TEQ/L)
	淡 水 域
ダイオキシン類	1

注) 海域に関する事項は省略した。

出典:「水産用水基準 第8版(2018年版)」(平成30年、社団法人日本水産資源保護協会)

表 3-2.72 (6) 水産用水基準

(基準値、指針値が定められていない有害物質の基準値)

項 目	基 準 値 (mg/L)
	淡 水 域
アンモニア態窒素	1.9
残留塩素 (残留オキシダント)	検出されないこと
硫化水素	検出されないこと
銅	0.0009
アルミニウム	検出されないこと
鉄	0.09
陰イオン界面活性剤	検出されないこと
非イオン界面活性剤	検出されないこと
ベンゾ (a) ピレン	検出されないこと
トリブチルスズ化合物	0.000007
トリフェニルスズ化合物	—
フェノール類	0.008
ホルムアルデヒド	0.5

注) 1. 海域に関する事項は省略した。

2. 「—」は基準値が設定されていないことを示す。

出典：「水産用水基準 第8版 (2018年版)」(平成30年、社団法人日本水産資源保護協会)

## (6) 底質

### 1) 環境基準

底質に係るダイオキシン類の環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき全ての公共用水域の底質に対して定められている。ダイオキシン類（底質）に係る環境基準は、表 3-2.73 に示すとおりである。

表 3-2.73 ダイオキシン類（底質）に係る環境基準

項 目	基 準 値
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下

注) 底質環境基準は、我が国及び諸外国において検討され、集約された科学的知見に基づき、底質中に含まれるダイオキシン類がダイオキシン類の水への供給源（汚染源）となっていることを踏まえ、底質中の間隙水の濃度に着目して底質濃度を規定する分配平衡法と、実際にダイオキシン類に汚染された底泥を用いて水への振とう分配試験を行い、水質への影響を考慮する方法により数値を算定し、定められたものである。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）

### 2) 暫定除去基準

公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染の原因となる汚染物質の除去の基準として、「底質の暫定除去基準」（昭和 50 年 10 月 28 日環水管 119 号）が全ての公共用水域に対して定められている。

底質の暫定除去基準は、表 3-2.74 に示すとおりである。

表 3-2.74 底質の暫定除去基準

項 目	基準値（河川及び湖沼）
水銀	25ppm 以上（底質の乾燥重量当たり）
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	10ppm 以上（底質の乾燥重量当たり）

注) 魚介類の PCB 汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

出典：「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年 10 月 28 日環水管 119 号）

## (7) 土壌汚染

### 1) 環境基準

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表 3-2.75 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌に係るダイオキシン類の環境基準は、表 3-2.76 に示すとおりである。

土壌の汚染に係る環境基準は全国一律で適用されるが、汚染が自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地等の土壌については適用されない。

表 3-2.75 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
P C B	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル）	検液 1L につき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下
備 考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環告第 46 号）



表 3-2.76 ダイオキシン類（土壌）に係る環境基準

項 目	基 準 値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

- 注) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 2. 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）

## 2) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号）第 3 条では、都道府県の区域内の一定の地域で、その地域内にある農用地の土壌及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の種類及び量等からみて、当該農用地の利用に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは当該農用地における農作物等の生育が阻害されると認められるもの又はそれらのおそれが著しいと認められるものとして政令で定める要件に該当するものを「農用地土壌汚染対策地域」として指定することができる。

調査対象地域及び対象事業実施区域には、同法第 3 条に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

## 3) 土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）では、土壌が汚染されている地域について都道府県知事が指定区域として指定し、台帳を作ってその情報を公開することが定められている。

土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するもの（土壌溶出量）は表 3-2.77 に、土壌に含まれる特定有害物質の量に関するもの（土壌含有量）は表 3-2.78 に示すとおりである。

また、3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更をしようとする者は、着手する日の 30 日前までに知事への届出が義務付けられている。

調査対象地域には令和 3 年 12 月現在、「土壌汚染対策法」第 6 条に基づく要措置区域、及び同第 11 条に基づく形質変更時要届出区域に指定された区域はない。

現在、対象事業実施区域においては、自主調査として地歴調査及び土壌調査を実施している。

## 4) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」（平成 13 年 12 月 21 日条例第 76 号）では、土壌の汚染に関する規制が行われている。現施設並びに計画施設は、有害物質取扱事業所に該当する。

表 3-2.77 土壤汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準（土壤溶出量）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと
有機りん化合物	検液中に検出されないこと

出典：「土壤汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日環令第29号）別表第4

表 3-2.78 土壤汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準（土壤含有量）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤1kgにつきカドミウム45mg以下であること
六価クロム化合物	土壤1kgにつき六価クロム250mg以下であること
シアン化合物	土壤1kgに遊離シアン50mg以下であること
水銀及びその化合物	土壤1kgにつき水銀15mg以下であること
セレン及びその化合物	土壤1kgにつきセレン150mg以下であること
鉛及びその化合物	土壤1kgにつき鉛150mg以下であること
砒素及びその化合物	土壤1kgにつき砒素150mg以下であること
ふっ素及びその化合物	土壤1kgにつきふっ素4,000mg以下であること
ほう素及びその化合物	土壤1kgにつきほう素4,000mg以下であること

出典：「土壤汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日環令第29号）別表第5

### 3. 環境の保全に関する施策の内容

#### (1) 岡山県環境基本条例

岡山県では、「環境基本法」の理念、その他枠組みを踏まえつつ、地域における環境保全に関する基本的な枠組みと方向性を示す「岡山県環境基本条例」(平成8年10月1日岡山県条例第30号)を制定している。

#### (2) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成13年12月21日条例第76号)は、「岡山県環境基本条例」の基本理念にのっとり、事業活動や日常生活における環境への負荷の低減に関して必要な事項を定め、県民の健康で文化的な生活の確保を目的としている。これは、各種環境法令に定めのあるものを補足し、定めのないことに関する規制等を行うもので、特定施設等から排出される大気汚染物質及び水質の項目について定められている。

#### (3) 岡山県環境基本計画 エコビジョン2040

岡山県では、「岡山県環境基本条例」に基づき、平成10年3月に、「岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)」を策定した(目標年次は平成22年度)。その後、平成20年3月に、「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)」を策定し、環境の保全に関する総合的・計画的な取り組みを推進してきた(目標年次は平成32年)。そして、平成25年2月には「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)改訂版」を、平成29年3月には「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)第2次改訂版」を、令和3年3月には「岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)」策定している(目標年次は令和22年)。

#### (4) 岡山県地球温暖化防止行動計画

岡山県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月9日法律第117号)における「地方公共団体実行計画」として、また「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)」の地球温暖化対策を計画的・体系的に実施するための計画として、平成23年10月に「岡山県地球温暖化防止行動計画」を策定した。

その後、平成27年に京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな枠組み「パリ協定」が採択され、国内では同年11月に「気候変動の影響への適応計画」が、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」が策定された。このような状況を踏まえ、さらなる対策の推進のため、岡山県は平成29年3月に「岡山県地球温暖化防止行動計画」の改定を行った。

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条に規定する7ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素)を令和12年度までに平成25年度比17.7%削減することを目標としている。

#### (5) 第4次岡山県廃棄物処理計画

岡山県では、廃棄物処理法に基づき平成19年3月に第2次岡山県廃棄物処理計画を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開した(目標年次は平成22年度)。その後、平成24年2月に、循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築と、廃棄物の削減による環境への負荷の低減を基本理念とした第3次岡山県廃棄物処理計画を策定した(目標年次は平成27年度)。

さらに、近年の世界的な資源制約の顕在化に伴う持続可能な循環型社会への転換の推進、東日本大震災の発生等を契機とした環境の保全や安全・安心に関する意識の高まり等を踏まえ、廃棄物・資源循環に関する行政の基本的方向を定めるために、平成29年3月に第4次岡山県廃棄物処理計画を策定した(目標年次は平成32年度)。

#### (6) 岡山県災害廃棄物処理計画

環境省は、平成26年3月、東日本大震災で得られた経験や知見を踏まえ、「震災廃棄物対策指針」(平成10年10月厚生省生活衛生局水道環境部)を改定するとともに、「水害廃棄物対策指針」(平成17年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)との統合を行い、「災害廃棄物対策指針」(平成26年、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部(以下「指針」という。))として取りまとめ、平成30年3月に改訂している。

指針において、「都道府県は、国が定める廃棄物処理施設設備計画、本指針及び行動指針等を十分に踏まえつつ、災害対策基本法に基づき策定される地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りながら、各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定又は見直し、自区域内の市区町村の災害廃棄物処理計画策定への支援を行う。」とされ、県において災害廃棄物処理計画を策定すること等が求められた。

また、平成27年7月17日に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律(平成27年法律第58号)により廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号(以下「廃棄物処理法」という。))が改正され、非常災害により生じた廃棄物の処理の原則が明確化されるとともに、都道府県が定める廃棄物処理計画において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策を実施するために必要な事項を定めることとされた。

以上のような背景を踏まえ、災害により生じる廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、分別、再生利用等によりその減量を図ることを目的とし、岡山県は災害廃棄物処理計画を平成28年3月に策定し、令和2年3月に改訂している。

本計画では「対象とする災害」「対象とする災害廃棄物」「各主体の役割」が定められ、災害廃棄物対策として「災害予防(被害抑止・被害軽減)」「プレ初動対応」「応急対応(初動対応含む。))」「復旧・復興」への取り組みが示されている。

## (7) 岡山県県土保全条例

岡山県では、無秩序な開発を防止し、安全で良好な地域環境の確保と県土の秩序ある発展を図るため、昭和48年に「岡山県県土保全条例」(昭和48年3月27日岡山県条例第35号)を制定している。本条例により、岡山県内で1ha以上の土地開発に際し、知事の許可が必要となる。また、10ha以上の土地開発においては、事業主は当該土地に係る開発計画の法的、物理的可能性等について知事との協議が必要であること、市町村と事業主との間で開発協定の締結が必要であることが規定されている。さらに、都市計画法、森林法、宅地造成等規制法に対して本条例と目的、趣旨、規制方法が競合する法律の適用を受ける開発行為については適用を除外するほか、国、地方公共団体等の行う開発行為及び農林漁業の用に供する目的で行う一定の行為についても、適用が除外されることが規定されている。

## (8) 自然と共生おかやま戦略

岡山県では、昭和46年に「岡山県自然保護条例」を制定し、昭和47年には同条例に基づく「岡山県自然保護基本計画」を策定している。その後、数次にわたる改定を経て、平成23年に第4次となる「岡山県自然保護基本計画」を策定するとともに、「岡山県自然保護条例」を大幅に改定し、生物多様性の視点を盛り込み、自然保護施策を総合的に推進した。平成20年3月には、「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)」が策定され、自然と調和した環境づくりを進めている。

また、平成23年12月には「第3次おかやま夢づくりプラン」が策定され、生物多様性の保全と持続可能な利用についての取組を進めている。岡山の豊かな自然を私たちの子孫に確実に引き継ぎ、将来にわたって自然からの恵みを持続的に享受するため、生物多様性基本法に基づく地域戦略として平成25年に本戦略が策定されている。

## (9) 笠岡市環境基本条例

笠岡市は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的として、「笠岡市環境基本条例」(平成15年3月25日、条例第11号)を制定している。

## (10) 笠岡市環境基本計画

笠岡市は、「笠岡市環境基本条例」(平成15年3月25日、条例第11号)に基づき、その理念を具体化したものとして「笠岡市環境基本計画」を平成16年2月に策定し、平成19年2月に取り組みの成果と課題を踏まえた計画の見直しを行い「笠岡市環境基本計画後期計画」を策定した。

その後、「笠岡市環境基本計画後期計画」の計画期間が満了する平成25年3月に「第2次笠岡市環境基本計画」を策定した。

さらに、平成29年3月に県の「新岡山県環境基本計画(エコビジョン2020)」が改訂され「元気・快適・ときめき 進化するまち笠岡」を環境面から実現させるため平成29年度に「第2次笠岡市環境基本計画後期計画」を策定した。

なお、計画の期間は、平成30年から令和4年までの5年間としている。

### (11) 第2次笠岡市一般廃棄物処理基本計画

笠岡市は、ごみ処理の現状を把握・分析したうえで、長期的・総合的な視点に立って適正な一般廃棄物の処理を行っていくため、平成18年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定して以降、計画期間11年が経過したため、新たな計画として令和9年度を計画目標達成年度とする「第2次笠岡市一般廃棄物処理基本計画」（平成30年、笠岡市）を策定した。

この基本計画では、ごみの減量化・資源化を推進することにより、環境への負荷を低減し、将来の子供たちに、豊かな環境を残すこと、最終処分場の延命化やごみ中間処理施設の処理経費を減らし財政的な効果への期待等について、さらに、ものを大切にする生活を広めることで、自然を、地球を、人の命を大切にする心を育むことにつながるという理念のもと、令和9年度におけるごみ排出量を平成28年度（基準年）実績に対し、ごみ総排出量を約12%削減、リサイクル率を約24%まで向上、最終処分量を約12%削減とする目標を定めている。

また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点に立ち、より快適で豊かな水環境を得るため、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置を進めることにより、生活排水を適正に処理する必要があることから、令和9年度における生活排水処理率を89.0%まで上げるという目標を定めている。

### (12) 笠岡市災害廃棄物処理計画

「笠岡市災害廃棄物処理計画」（平成31年、笠岡市）は、「災害廃棄物対策指針」に基づき「岡山県災害廃棄物処理計画」（平成28年、岡山県）との整合を図り、災害廃棄物処理に関する本市の基本的な考え方と具体的な対策方針を示すものである。

笠岡市は、平成30年7月豪雨災害に伴う被害が広範囲に及び、ライフラインや交通の途絶等の多大な社会的影響の他、大量の災害廃棄物が発生し、その処理に多くの労力を費やすこととなった。

今後、発生可能性がある災害に備え、災害廃棄物の処理方法を整理し、これまで以上に準備しておくことが、重要な減災への取り組みとなる。そのため、「笠岡市災害廃棄物処理計画」では、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理により、速やかな復旧・復興と生活環境の保全に資することを目的に、実施すべき事前の備え、発災後の応急対応、復旧・復興対応について取りまとめている。

### (13) 第4次笠岡市・一部事務組合地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策計画」（平成28年、環境省）では、地方公共団体の基本的な役割として「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべき」としている。本計画は、笠岡市及び一部事務組合の行政事務及び事業全般において、従来の排出削減対策や計画推進体制を見直すなど、より具体的で実効性の高い「第4次計画」として取り組むべき温室効果ガス排出抑制施策をとりまとめたものである。

本計画の対象期間は、2018年度から2030年度までの13年間である。笠岡市及び一部事務組合全体として、2030年度までに基準年度（2013年度）比で30.9%、中間目標として2023年度までに基準年度比18.2%の温室効果ガス総排出量の削減を目標としている。

本組合としては、2020年度の温室効果ガス排出量は1,686.2t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度比で削減率28.5%であるため、中間目標削減率の23.4%を達成している状況である。しかし、2022年度に新埋立処分場、2026年度に新ごみ焼却場が稼働するため、計画の見直しを検討する予定である。

#### (14) 浅口市環境基本条例

浅口市は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)に関する施策の基本指針を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、現在及び将来の市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、「浅口市環境基本条例」(平成23年6月28日、条例第16号)を制定している。

#### (15) 浅口市環境基本計画

浅口市は、平成25年3月に「浅口市環境基本計画」を策定し、「星の瞬き 水の煌めき 緑の優しさがあふれるまち 次世代に胸を張って渡せるまちづくり」を目指すべき環境像とし、その実現に向けた基本施策を分野別(生活環境・自然環境・快適環境・地球環境・環境教育及び環境保全活動)にまとめている。

計画の初年度を平成25年度(2013年度)、見直しを平成29年度(2017年度)、最終年度(計画目標年度)を令和4年度(2022年度)としている。

#### (16) 第2次浅口市一般廃棄物処理基本計画

浅口市は、平成21年に計画期間を10年間とした「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、1人1日当たりごみ排出量を898g、リサイクル率24.0%を目標とし、市民・事業者・行政の各主体が協働して、ごみと生活排水の適正処理に取り組んできた。計画期間が満了を迎え、今後10年間における廃棄物及び生活排水の適正処理に関して必要な施策を推進するため、長期的な視野に立った総合的な計画として平成31年に「第2次浅口市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。

この基本計画では、今後も見込まれる単身世帯や外国人の増加、少子高齢化の進行といった社会状況を鑑み、市民がごみ出しに関して適正な分別の情報を得やすい環境整備を図ることを目標に、「資源を大切に 持続可能な循環型都市 あさくち」を基本理念に、最終目標である令和10年度における1人1日当たりのごみ排出量を913g、リサイクル率24.0%を目標としている。

#### (17) 浅口市災害廃棄物処理計画

近年、豪雨による被害は、全国的にも増加しており、浅口市においても平成30年7月の西日本豪雨災害ではこれまでの災害をはるかに上回る量の災害廃棄物が発生した。

このような災害で発生する災害廃棄物は、さまざまな廃棄物が混ざり合い、処理しづらい性状のものが一度に大量に発生するため、その処理には過去の大規模災害が発生した多くの市町村で混乱が生じている。

環境省は、平成26年3月にこれまでの災害で得られた経験や知見を踏まえ、「災害廃棄物対策指針」(以下「国の指針」という。)を示し、地方公共団体が実行ある災害廃棄物処理計画を策定することを求めている。

災害廃棄物の処理にあたっては、まず住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が必要であることから、自然災害により発生した災害廃棄物の処理において、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興等に必要となる事項とともに、被害がなく支援側となった場合に想定される事項も合わせ、基本的な事項をとりまとめた。

以上のことから浅口市では、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することを目的として、一部事務

組合の構成市町村（笠岡市、井原市、里庄町、矢掛町）の理解を得て、令和3年1月に「浅口市災害廃棄物処理計画」を策定した。

#### （18）里庄町一般廃棄物処理基本計画

里庄町は、「第4次里庄町振興計画」の基本構想及び前期基本計画において「子どもの元気な声が響きみんなの笑顔があふれるまち」を将来像として、子ども達が将来また住みたいと思える魅力的なまち、また、高齢になっても安心して生活できるまちを目指している。ごみの減量や適正処理、生活排水の処理は、これらのまちづくりに必要不可欠なものであり、これらに関する取組を具体的に進めるため、平成26年度に「里庄町一般廃棄物処理基本計画」を策定した。

この基本計画は、計画期間を15年間として、適正なごみ処理や生活排水処理を推進するための目標を定め、これを達成するために町民・事業者の具体的な取組、さらに行政の施策を明らかにしていくものであり、概ね5年ごとに見直しすることを前提としている。

数値目標年度（令和6年度）における目標値は、基準年（平成30年度）実績に対し、家庭・事業所からのごみ排出量を5%程度削減、リサイクル率を6.5%程度増加、最終処分量を10%程度削減としている。

#### （19）里庄町災害廃棄物処理計画

近年頻発している災害においては、平時の数年から数十年分に相当する大量の災害廃棄物等が一時に発生し、その処理が自治体の大きな課題となっている。環境省が示した「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年、環境省（以下「指針」という。））では、災害廃棄物対策を「災害予防」「災害応急対応」「災害復旧・復興」の3つのステージに分け、それぞれの場面で取り組むべき事項について整理し、これに基づいた災害廃棄物処理計画の策定を各自治体に求めている。なお、指針は平成30年3月に、①近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応、②近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実、③前記②を受けた平時の備えの充実をポイントに改定された。

岡山県においては、災害により生じる廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、分別、再生利用等によりその減量を図ることを目的とし、平成28年3月に「岡山県災害廃棄物処理計画」を策定した。

里庄町で今後発生が予測される大規模地震や水害、その他の自然災害に備え、災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、住民の生活環境の保全と速やかな復旧・復興を進めるための対応及び手順等の必要事項や発災後に作成する実行計画策定の考え方をあらかじめ整理することを目的として「里庄町災害廃棄物処理計画」を令和2年に策定した。

#### （20）地盤沈下に係る指定地域

地盤沈下に対する規制は、「工業用水法」（昭和31年6月10日法律第146号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年5月1日法律第100号）に基づき地下水採取に制限がある。なお、調査対象地域は指定地域に指定されていない。



## 3-2-11 その他の事項

### 1. テレビジョン電波の状況

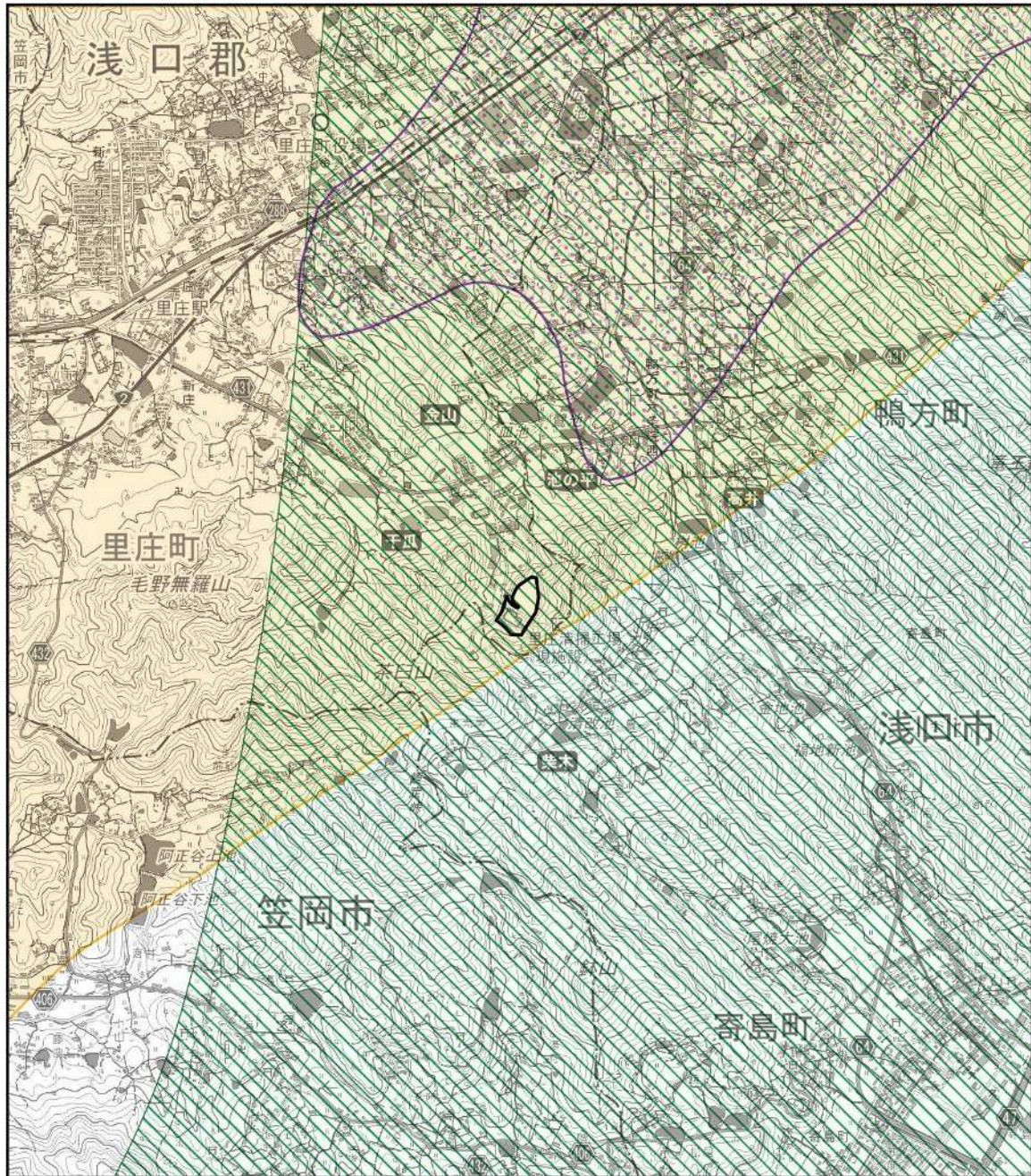
調査対象地域におけるテレビジョン電波の放送局の概要は表 3-2.79 に、放送範囲は図 3-2.30 に示すとおりである。

調査対象地域は、親局である岡山（高松）局、それを補完する笠岡中継局（中規模中継局）及び鴨方中継局（小規模中継局）から地上デジタル放送のテレビジョン電波を受信している。

表 3-2.79 テレビジョン放送局の概要

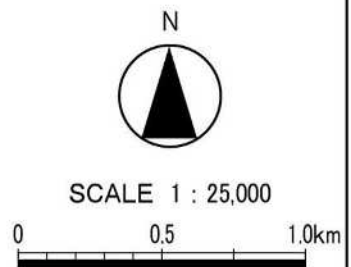
局名	局所規模	系統	送信チャンネル	出力
岡山（高松）局	親局	NHK（総合）	32	2 kW
		NHK（教育）	45	
		山陽放送（RSK）	21	
		岡山放送（OHK）	27	
		テレビせとうち（TSC）	18	
		西日本放送（RNC）	20	
		瀬戸内海放送（KSB）	30	
笠岡中継局	中規模中継局	NHK（総合）	32	30 W
		NHK（教育）	45	
		山陽放送（RSK）	21	
		岡山放送（OHK）	27	
		テレビせとうち（TSC）	18	
		西日本放送（RNC）	20	
		瀬戸内海放送（KSB）	30	
鴨方中継局	小規模中継局	NHK（総合）	32	0.3 W
		NHK（教育）	45	
		山陽放送（RSK）	19	
		岡山放送（OHK）	47	
		西日本放送（RNC）	41	
		瀬戸内海放送（KSB）	49	

出典：「岡山県デジタルテレビチャンネル周波数ガイド」（でんぱでーた on Web）、「地デジ放送エリアのめやす」（一般社団法人放送サービス高度化推進協会）



凡 例

-  対象事業実施区域
-  岡山(高松)局
-  笠岡中継局
-  鴨方中継局



この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「地デジ放送エリアのめやす」（一般社団法人放送サービス高度化推進協会）

図 3-2.30 テレビジョン放送局の地上デジタル放送電波の放送範囲